

中部社会福祉学研究

第10号

2019.3

日本社会福祉学会中部部会

中部社会福祉学研究 目次

2019. 第10号

日本社会福祉学会中部部会

シンポジウム

- ①記念講演「社会運動とソーシャルアクション」(13:15~14:05) 1
講師：湯浅 誠氏(法政大学・社会活動家)
- ②パネルディスカッション(14:15~16:30) 16
パネリスト
・薬師実芳氏(特定非営利活動法人ReBit)
・仁藤夢乃氏(女子高生サポートセンターColabo)
・高良麻子氏(東京学芸大学)
コーディネーター
・山田壮志郎氏(日本福祉大学)

論文

- 社会的困難を抱える青年への進路支援の取り組みから見た
「専攻科」の役割と課題 辻 和美 47
- 0日・0か月死亡事例の未然防止に関する一考察 眞口 良美 59
- ソーシャルワークにおける「スピリチュアルペイン」への接近方法—
「スピリチュアリティ」を鍵とする援助における二つの流れの対比から 森川 和珠 69

書評

- 『この戦いはわたしたちの戦いだーアメリカの中間層を救う闘争ー』 杉本 貴代栄 81
- 『認知症鉄道事故裁判ー閉じ込めなければ、罪ですか』 伊里 タミ子 87

研究ノート

- 犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労の受け入れに関する
福祉事業所の管理者の意向 瀧川 賢司 95
ービニエット法を用いた質問紙調査の解析ー

新しい社会運動 と社会福祉

ソーシャルアクションは、社会福祉援助技術の主要な柱の一つです。戦後日本の社会福祉の発展は、当事者や支援者による社会運動に支えられてきたことは間違いありません。しかし、ここ30年ほどの社会福祉運動は高度成長期のような盛り上がりを見せているとはいえ、世論に訴えかけながら、社会福祉運動を復興することが期待されています。一方で、社会福祉の関連領域では、若い世代による新たな社会運動や政治運動が社会的注目を集めています。

日本社会福祉学会第66回秋季大会(会場:金城学院大学)が「21世紀の社会福祉と『運動性』」をテーマに開催されることを受け、本シンポジウムはそのプレ企画と位置付け、LGBTやJKビジネスの問題など社会福祉の関連領域における新しい社会運動の成果に学びながら、これからの社会福祉運動のあり方を考えます。

2018年

日時

4月21日(土) 13:00~16:30
(12:30 受付開始)

会場

愛知県産業労働センター
ウインクあいち 9階 901 大会議室
名古屋市中村区名駅4丁目4-38 (「名古屋」駅徒歩5分)

どなたでもご参加いただけます
参加費
無料

要約筆記・手話通訳が必要な方は
3月10日までに下記の問い合わせ先
までご連絡ください

記念講演

「社会運動とソーシャルアクション」 講師 湯浅 誠氏

法政大学・社会活動家

● パネルディスカッション ●

【パネリスト】

薬師実芳 氏 (特定非営利活動法人ReBit)
仁藤夢乃 氏 (女子高生サポートセンター Colabo)
高良麻子 氏 (東京学芸大学)

【コーディネーター】

山田壮志郎 氏 (日本福祉大学)

主 催 / 日本社会福祉学会中部地域ブロック部会

問合せ先

日本社会福祉学会中部地域ブロック部会担当理事・山田壮志郎(日本福祉大学社会福祉学部)
〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田 E-mail: y-sosiro@n-fukushi.ac.jp

本シンポジウムは、日本社会福祉学会中部地域ブロック部会春の研究例会の一環として開催するものです。午前中には自由研究発表等のプログラムもあり、会員以外の方も参加可能です。詳細は一般社団法人日本社会福祉学会ウェブサイトの中部地域ブロックのページをご覧ください。

日本社会福祉学会 中部地域ブロック部会 2018 年度春の研究例会定例シンポジウム

1. 日 時

2018 年 4 月 21 日（土）10:00 ～ 17:00

2. 会 場

愛知県産業労働センター・ウィंकあいち

第 3 部

シンポジウム

「新しい社会運動と社会福祉」

(13 : 00 ～ 16 : 30)

①記念講演「社会運動とソーシャルアクション」(13 : 15 ～ 14 : 05)

講師：湯浅 誠氏（法政大学・社会活動家）

②パネルディスカッション（14 : 15 ～ 16 : 30）

パネリスト

- ・ 薬師実芳氏（特定非営利活動法人 ReBit）
- ・ 仁藤夢乃氏（女子高生サポートセンター Colabo）
- ・ 高良麻子氏（東京学芸大学）

コーディネーター

- ・ 山田壮志郎氏（日本福祉大学）



司会：定刻になりましたので、これから第3部のシンポジウムを開催いたします。主催者を代表しまして金城学院大学の柴田先生よりご挨拶申し上げます。

柴田：皆さま、本日はお忙しい中お越しくださり、誠にありがとうございました。本日の2018年度日本社会福祉学会、中部地域ブロック部会、春の研究例会は秋にやります日本社会福祉学会第66回秋季大会のプレ企画として組んでくださいました。日本社会福祉学会の会員の方にはすでにこの秋季大会のご案内が郵送されているかと思います。会員ではない方については、校務のほうにパンフレットがございますので、後ほどご自由にお持ちください。

第66回秋季大会は9月8日、9日に金城学院大学で行いますが、「社会福祉と運動性」というテーマでシンポジウムを行います。1970年代には社会福祉運動は非常に強かったのですが、その後、難しくなり、1980年代に障害者自立生活運動とか、ホームレス状態の人々と支援する運動、学童保育運動、協同組合運動、自らサービスを提供して、それがまた要求運動ではないのですが、人に分かってもらえる、伝わりやすい運動として生き残ってまいりました。

そして去年の『社会福祉研究』という雑誌では、現在生き残っている運動として、昔のような要求運動ではないのかもしれませんが、社会資源を開発し、もっと広い人に理解してもらえる。そういう形に変わってまいりました。9月のシンポジウムも先ほど打ち合わせがありましたが、それ

はそれで魅力的ですので、今日お話を聞いて行こうかなと思う方がいましたら、よろしくお願いいたします。

今日のシンポジウムと講演ですが、「新しい社会運動と社会福祉」というタイトルです。つまり秋の大会は私のような年寄りが考えて、私が挨拶しているのも年齢が高いからということだと思いますが、今日のシンポジウムについては若手の会員の目線で考えていただきました。記念講演に湯浅先生にお越しいただきましてありがとうございます。パネルディスカッション、薬師様、仁藤様、高良先生にお越しいただきました。高良先生には9月もコメンテーターとしてお願いしております。そして本日のコーディネーターが学会担当理事の山田理事です。

やはり若い方の観点で考えると、先ほどの1980年代風の組み合わせよりも、もう少し若い目線で、ですので社会福祉の世界で普段、そう主流派としてはあがってこないけれど、貴重な問題意識をもって、さまざまなソーシャル・アクションをしてくださっている若い方、そういった方々があがってくるといことで、シンポジストの先生、講演の先生、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。社会福祉が介護保険とか制度ばかりで夢がないじゃないですか。そういう中、こういった勉強もちゃんとしていて、もう少し社会福祉とは何かというところの刺激を受けよう。そういった趣旨ではないかと思います。

社会事業発展の歴史に救世軍の山室軍平という方がおりました。大衆運動をされて、娼婦となられた方を引き取りに行って、ヤクザにボコボコにされて、でもその女性と帰ってきた。そういった方です。本日、ご登壇くださる方の中にも、やはり現代でそういったリスクがある中でも、体を張って活動している方もいます。そういった方もいますので、安全上の配慮として、例えばツイッター、フェイスブックなどで、何とかさんの講演を聞いていますとか、それはお

控えください。

会場を出て、安全な時間帯になってから SNS に上げてください。やはり山室軍平状態といえますか、こういった活動に理解があるというよりも敵意がある方、そういった方がこちらにいるということになると、私たちは安全をお約束して、シ

ンポジストの方に今日のことをお願いしましたので、それに反することになります。いい勉強をしつつ安全配慮をお願いいたします。皆さま、本日は本当にお越しくくださりありがとうございました。(拍手)

記念講演

司会：では、ただいまより基調講演、記念講演に進んでまいりましたと思います。お手元の資料、5 ページからが今からのシンポジウムの資料になっていますので、ご覧ください。

それでは、さっそく記念講演、法政大学・社会活動家、湯浅誠先生にお願いしました。テーマは「社会運動とソーシャル・アクション」と題しまして講演いただきたいと思います。資料集は6 ページから7 ページです。湯浅先生、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)



湯浅：こんにちは。湯浅といいます。よろしくお願いします。60 分ですので2 時5 分くらいまで話をさせてもらえればと思います。最初、テーマを聞いたときに社会運動と社会福祉ということで、いま法政大学の現代福祉学部というところでも教えているので、そちらの社会福祉の内在的な話を求められているのかなと思って、そっちらから社会運動を見るみたいなことですかねと山田さんに聞いたら、違いますと。もっと外在的に話せという話だったものですから、今

日は、私は社会活動家となっていますので、社会活動家としての振り返りを話そうと思っています。

資料はどうしようかなと思ったのですが、6、7 ページに昔を振り返った短い文章ですが、かなり強引にまとめたものがありますので、それを付けておきました。今日は話を1 時間ほどさせてもらえればと思います。話すことはそういうことなので、個人的な話になりますから、個人的なところからどこまで普遍的なものが見えるかは皆さんのご判断にお任せしたいと思います。

自己紹介ですが、私は元号が平成になった年に20 歳になりました。そしてあさって誕生日ですが、50 歳になった1 週間後に平成が終わるという、ですので、私はドンピシャで、平成という時代が20 歳から50 歳という時代に重なっています。振り返ると、その30 年は結果的には貧困問題とずっと付き合ってきた30 年だったなということになりました。別にそうしようと心に決めたわけではないのですが、結果的にはそうなったということです。

振り返ると大学に入って入学式は行きませんが、入学式の前に、一人暮らしを始めて、4 月に自治体のボランティアセンターというところに行きまして、何かボランティアをやりたいということで、ついてはどこか紹介してくれと。何をやるイメージもありませんでしたが、そう言いました。そうしたら、ここはどうなんだと言われて行ったのが、児童養護施設でした。

そこで私は学習支援を始めました。当時は貧困問題という言葉もなければ、私の中に意識もありませんから、どちらかという恵まれない子に勉強を教えるみたいなイメージで関わり出したんですね。

今でもまだまだ児童養護施設の子どもの大学進学率は低く、3割くらいですが、大学どころか、当時、私が行ったところは普通高校に行ける子は5年に1人しか出ないという状態でした。そうしたところで2年ほど学習支援をやりました。なぜそういうことになったのかということですが、これはさらにさかのぼりますが、私が生まれ育った家庭は、母親は小学校教員、父親は日本経済新聞社の社員ということで、非常に安定した家庭でありました。経済的に困った経験は一度もありません。なんです、ちょっと変わったところがあるとすると、私は兄が障害者なんですね。かなり小さいころから車椅子に乗っていました。筋ジストロフィーという難病をご存じかもしれませんが、筋ジストロフィーではないのですが、それに類する病気です。

兄がいたことで、私はいろいろな影響を受けたなと今は思っています。例えば、大学で一人暮らしを初めてすぐボランティアセンターに行ったというのも、結局はそういうことですね。私の家は兄のためにボランティアの人が来てくれる家でした。ですから、私は初めて大学生というものにそこで会っています。兄のために来てくれているのですが、私も遊んでもらいますから、大学生というのはこういう人なのか。親とは違う。学校の先生ともちょっと違う。何が違うのかよく分からないけれど、強いて言うと肌つやが違う。体のキレが違うみたいな、そういう感情を子どものころにもつわけです。

それが大学生との初めての出会いで、東京都筋ジストロフィー協会、略して東筋協というのがあって、そこで夏には2泊3日で伊豆に行ったり、伊東に行ったり、慰安旅行みたいなものをやるんですけど、そのときにはボランティア

のお兄さん、お姉さんが大量に来てくれて、そのお兄さん、お姉さんと、やっぱり私も兄貴と一緒に遊んでもらうので、2泊3日が終わったら、その人たちとはもうお別れですけども、バスの分かれ道でお姉ちゃんとか言って、悲しくて泣くと、そういう経験もしていたので、ボランティアというものに対する心理的なハードルが一切なかった大人になりました。

周りの人たちを見て、自分の特性に逆に気付くという感じでしたが、やっぱりまじめな方ほど、こんな中途半端な気持ちでやっていいのかとか、ヤクザではないですが、やり始めたら抜けられないのではないのかとか、いろいろ心配されて、最初の一步が踏み出せないみたいな、まじめな方ほどそうなりがちですが、私の場合は偽善なんじゃないかとか、中途半端な気持ちでやってはいけないのではないのかとか、そういう葛藤が一切ない。ある意味で、非常に周りに普段からいる人たちだったので、それがなかった。それがやっぱり大きかったかなと思います。

それで、たまたまですが児童養護施設に行くことになりました。あのときに高齢分野を紹介されていたら、高齢者のところに行っていたと思いますが、そうだったんですね。児童養護施設で勉強を教えまして、結構苦勞しました。最初にもった子はマユミという中学校2年生の女の子でしたが、最初、結構仲良くやっていました。仲良くやっていたのですが、仲良くやりすぎたんだな。夏前くらいにその子がぱったり話してくれなくなりました。

たぶん、友達に冷やかされたか何かしたんだと思います。あのお兄ちゃんとお前、仲良くやっている。好きなんじゃないかとか何とか言われたんじゃないかなと思うのですけれども、こういう皆さんが座っているような長机で横に並んで勉強を教えるのですが、髪の毛の長い子でしたが、私の側に髪をシャッターのようにたらしすんですよ。ちょっとごめんよという感じにもできないので、その髪ごしにしゃべりかけるんですが、

しゃべってくれませんが、2週間くらいチャレンジしたんですが無理で、これは駄目だということで担当を変えてもらったということもあったりしました。

そんなこんなでやりましたけれど、1年過ぎた辺りで、ちょっと私はそのボランティアグループから浮いてしまいました。それがまた次に行く転機だったのですが、なぜ浮いたかというところ、こざかしい若者だったので、1年目からボランティアリーダーとかやっていたのですが、これは無理だと思ったんですよね。週1回いろいろなボランティアの人、われわれが行って勉強を教えるんです。席に着くだけで大変です。そういう中で2時間、3時間やって帰るんですけども、これでは無理だと思っていました。やっぱり指導員というか、職員の方が勉強を教えられるようにしないと、われわれが週1回、楽しく遊ぶレベルだったらいいけれど、本当に学力みたいな話になったら、これは無理だろうと思っていました。

ところが職員の人を見ると、それどころではないです。寮から抜け出た子がいるとか、学校から呼び出されたとか、いろいろな事件が日常的に起こるので、その対応でてんやわんやだと。勉強を落ち着いて教えるどころではないという感じです。それも見ていれば分かります。そういうことを見ていたので、私はこういうふうに提案したんですよね。ボランティアグループの人たちに東京都に行って職員を増やしてくれとお願いしようと言ったわけです。そうしたらボランティアの人たちがサーッと引きまして、私たちはそんなことのためにボランティアに来ているんじゃないみたいな感じになったんです。もうちょっと子どもたちと仲良くしたくて来ているのに、東京都にものを言うとか、あんた何言っちゃってんのという感じですね。

私のフィールドが変わっていったりするのですが、それが最初の私の、いま思えば貧困問題体験でした。社会福祉とソーシャル・アクション

という話になると、気付いてみると、そういうことでもあったかなといま振り返れば思いますが、当たり前ですが、当時はそんなことは一切思っていない。

時間がたちまして、95年、私は大学、大学学部6年やって、95年に大学院入試を通過して半年くらいフリータイムができるんですね。院試は秋ですから、大学院が始まるのは4月なので、フリータイムができたときに、のぞきに行ったのが、友達がやっているホームレス支援の現場でした。その友達というのは、実はこの間、ノーベル平和賞をとりました、川崎哲というICANという団体の日本代表をやっている人ですが、同じ高校で、知り合いで、彼が当時、ホームレス支援をやっていたので、川崎がやっているからというので見に行ったわけです。川崎はその数年後に平和問題とかに移っていきました。私は誘われたほうですが、ずっと残っている。よく話ですね。そういうふうになりました。

初めて行ったのは渋谷で、それから7年ほど渋谷で、土壌でへばりつくように活動していましたが、最初に行ったときのことはよく覚えています。とにかく驚いたんです。何に驚いたかというところ、渋谷というまちにホームレスがいると思ったことがないわけです。渋谷というまちは、私は大学が教養のときは、渋谷駅からすぐのところでしたから、遊びに行っていたし、飲みに行くまちだったわけです。遊びに行ったり、飲みに行くまちで、普段歩いているときに、そういう人たちが視界に入った覚えがない。見



た覚えがありません。

だから、当時、誰かが私に「渋谷にホームレスの人がいると思いますか」と聞いたら、誰もそんなことを聞く人はいませんが、聞いたら、私は「たぶんいないと思う。俺はよく遊びに行っているけれども、見たことがないもんな」と答えていたと思います。そういうふうに使っていた意識にすら上らないようなまちに行ったら100人いたわけです。びっくりしました。あっ、こんなにいたんだと。普段、私が歩いているようなセンター街にもいるじゃないか。視界に入っていたはずだけどなと思ったんですね。そのときに思ったのは、人間は見たもののしか見ていないんだなと思いました。私がそうだったので、視界には入っていたんだけど、たぶん脳みそまで来ていなかったという感じだったと思います。それが私にとって衝撃でした。

なぜホームレスに関心をもったか。それは友達がやっていたとはいえ、友達がやっている活動全てに顔を出すわけではありませんから、なぜホームレスなんだという話になると、やっぱりこれも兄貴のことまでさかのぼるかなという感じがしています。私たちはよく街中を歩くと、じろじろ見られていました。とにかく40年前、車椅子で街を歩く人がまだ珍しいようなときに、車椅子に乗っている小学生の兄貴を、小学生の私が車椅子を押すわけですね。確かに珍しい。珍しいので、みんなじろじろ見ていきます。いやなものです。いやなものですが、あのじろじろ見られる感覚は貴重なものだったと今は思います。ホームレスの人たちもやっぱりじろじろ見られる人たちですから、やっぱりそこら辺で何か感じるものが、これもまた後付けですが、当時意識していたわけではありませんが、きっと何かしらあったのかなと、いま振り返ると思います。

そういうふうにして渋谷でやり始めました。100人だったのが、99年には600人までいきました。毎年1.5倍から2倍のペースでホームレス

の人が増えていきました。当時、私の危機感が一番強かったと言ってもいいくらい強かったのです。世の中の底が抜けてきていると思いました。ホームレス状態になる人というのは、路上で付き合っていると分かりますが、普通仕事を失ったからといって路上に来ません。当たり前ですが、仕事を探しますよね。家賃が払えなくなったからとすぐ退去しません。人から借ります。親から借りて、親族から借りて、どうにもならなくなったらサラ金から借ります。

そうやっているうちに、仕事が見つかったり、何とかなる人たちはいるわけです。それで何ともならなかった人たちです。しかも、そこで死んでいない。自殺する人もいますが、そこでも死んでない。そうやって路上に出てきたのが、今の言い方で言うと、いわばサバイバーですね。それがホームレスの人たちです。そういう人たちは食えなくなっている人たちの1%とか、それ未満だろうと思っていました。その1%かそれ未満の人たちが1.5倍から2倍の勢いで増えている。これは全国的にそうでした。どの街をとってもそうでした。ということは、世の中で食えない人間が膨大に増えていっているということだと思います。えらいことになってきていると思っていました。

これをいったいどうやって世の中に訴えるべきだろうかと思ったのですが、当時はツイッターもありませんし、ホームページもありませんし、フェイスブックもありません。しかも、まだメディアに取り上げてもらうような経験もしていませんから、訴える手段がないんですね。古典的ですが、私は街頭に立って、「皆さん、いま世の中は大変なことになっております」とやっていました。

ちょうどマークシティが渋谷の駅前に建ったころでしたが、その前で2週にっぺん、ホームレスのおじさんたちと一緒に横に並んで募金箱を持って募金活動をやりながら、2週にっぺんやりました。3年間やりました。ちなみに

そこで集まった募金はその後、銭湯行動といって、みんな風呂に入らないので、その集まった金で風呂に入る。みんなでそのまま銭湯に行く。それがわれわれのごほうびですが、そういうふうにお金を使っていました。

そのときに訴えていたのですが、足を止めて聞いてくれる人はいませんでした。そういう感じが90年代だったなと思います。渋谷区議会にも行きましたが、自民党から共産党までいますが、どの政党も相手もしてくれるところはなかった。そういう意味で、まだ世の中にとって、ホームレス、変わった人たちがいるもんだねというふうな位置づけだったなと思いますね。

そういう中でわれわれが路上でやっていたのは、まずは死なないということ、これはわれわれのデータは特定されたものはありませんが、大阪の釜ヶ崎で当時、お医者さんか何かが調べたものがありました。釜ヶ崎では1年間に200人が凍死するというデータがありましたが、よく人が死んでいきました。なので、まずわれわれの活動は路上で死なないということだったのですが、もう一つ重要だったのは、そこでの生活をよくしていくという生活改善運動とでもいいますか、そういうことをやっていました。

路上にはランクがあります。路上の最下層は決まった寝場所のない人です。次が決まった寝場所はあるが、段ボール1枚敷いて寝ている人です。その次が、段ボールハウスが組める人で、その次が、ブルーシートテントが建てられる人で、最上級が木製の小屋を建てられる人ですね。というふうに路上の階層は細かく分かれていきます。寝場所のない人は本当に冬の間は一睡もせずに夜中歩き回っていたりします。なので、われわれはそういう人たちが寝る場所を確保して、冬場は寒いのでブルーシートで囲んで風が当たらないようにして、一緒に寝泊まりするというようなことをやっていました。

この間、テレビの取材で久しぶりにその公園に行きましたら、懐かしかったです。初めて

私が路上に寝たのは98年の冬だったと思います。最初の晩は一睡もできなかった。とにかく段ボールハウスを組んで、その中にいるのですが、人の足音が絶えないのが渋谷というまちですが、その足音が自分に向かって歩いてきているように感じてしまうのです。なので身の危険を感じるというか、けられたり、タバコの吸い殻を投げられたり、ボコボコにされたらいやだなとかということを見ると、何となく緊張していて眠れない。一睡もできなくて、3時くらいに起き出して、寒い寒いと言いながら、朝を待っていたことを覚えています。そういうことをやっていました。

1998年とか1999年あたりは、そういう中でテント暮らしをしようということを始めました。これは渋谷区にめちゃめちゃ怒られましたが、とにかく路上に階層があるんですよ。この5段階の中の本質的な分かれ目はどこだと思いますか。本質的な分かれ目は3層目と4層目なんですね。3層目と4層目というのは、段ボールハウスとブルーシートテントの分かれ目です。ここが生活の質が飛躍的に向上するレベルです。ブルーシートテントを建てる人は下にすのこを敷けます。底冷えが伝わらないんですね。布団なども持ち込めたりします。そうすると、夜中一度も起きなくてすむんです。私は最初ブルーシートテントに寝たときに感動しました。朝まで一度も起きなかったからです。人にはこれが必要だと思ったんですね。

それで、当時、あまり詳しくは言いませんが、工事現場で使っているような単管と言われるパイプとかブルーシートを大量に宮下公園という場所に持ち込んで、みんなでテントを建てようとやったわけです。短期間の間に100軒くらいテントができました。そういうことがあって、その十数年後に大きな撤去を受けるんですけども、そういう時代だったんです。テントを建てまして、そこでみんなで暮らしていくことをやりました。それが、われわれがやっ

ていたことです。

もう一つ、大事だったのは、自治、当事者運動だということを言っていました。最初のころ、私たちは自分たちの事務所でぞうすいをつくって、それを渋谷に持って行って配って回っていましたが、これではわれわれがあげる人で、あんたたちがもらう人だという関係になってしまふ。こういうふうな関係になると、口で何を言っても駄目です。どんな意見もウェルカムですから何でも言ってくださいなんて言ったって、言ってくれません。聞こえてくるのは、回りまわった陰口みたいな、あいつらただでやっているけれど、そんなわけない。何か下心があるに違いない。怪しい新興宗教に違いない。どこかに売り飛ばされるに違いないみたいな話が回りまわって聞こえてくる。それはやっぱり関係性を変えない限り、言葉では解消できないです。

ということで、われわれは共同炊事をやるようにしました。公園に野菜と肉を持ち込んで、俺らはつくれないので、人手が足りないので手伝ってくれと万歳したわけです。そうすると、ホームレスの人たちの中でしょうがねえなあとか言いながら、いろいろ手伝ってくれる人が出てきます。元料理人だったりします。飯場で200人分、300人分、普通につくっていましたがという賄い担当の人だったりします。われわれよりはるかに料理がうまい。そういう人たち支えてくれるようになると、一連のプロセスの中でわれわれが支える場面もあるけれど、ホームレスのおじさんたちに支えてもらう場面も出てきます。

そういうふうにして、支える方と支えられるの役割が織り込まれていくと、相対的にはフラットな関係になる。もちろん究極的にはわれわれには帰る家があり、彼らには帰る家がないのでフラットにはなりません、相対的にはフラットな関係になっていったと感じます。耳の痛いことも言うてくれるようになったし、そういう中でホームレスのおじさんたちの中で日銭を稼いでいる人、日雇いの仕事なんかに出ている人

が自分たちの稼いだ金で炊き出しを始めるなんていうことが起こりました。これはホームレスによるホームレスのために炊き出しです。「お前らは土曜日にやっているから、俺らは水曜日にやることにしたよ」とか言われて、ホームレスの方たちが始めてくれました。

その中の人たちが自治会をつくりたいと。ここは俺らの街なんだみたいな感じで、自治会をつくるということも起こりました。自治会をつくるんだったら集会場が必要だということで、宮下公園に集会場を建てましたら、即刻撤去されましたが、公園課の人が血相を変えてやってきました。というようなこともありました。そういう自治会活動などもやっていました。それが私の7年間です。

ですが、それでは不十分だということも感じていて、さっき話したように、90年代、底が抜けたような状態でしたので、何とかならないかと思っていたのですが、長くやっていると路上の限界も感じるようになりました。路上の限界というのは何かというと、路上は路上に来た人全員と会えるんだけど、路上に出てこない限り会えない。それが路上の限界です。予防的な対応ができません。路上に出てこない限り会えないです。なので、路上に出てくる前に止めるような関わり方はできないのかということを考えるようになりまして、それでやり始めたのが生活相談と保証人提供をセットにするという「もやい」という団体でした。

いま保証人会社というのは普通になりましたが、当時はなくて、若い方は分からないかもしれませんが、月ぎめ駐車場とかに捨て看板というのがブリキで張ってあって、携帯電話番号が書いてあって、保証人になります、みたいな、その一言だけが書いてある。そういう怪しいところしか相談先がないという、当時、そういう状況でしたから、では、その保証人に、家族との縁が切れてしまっている人、親族との縁が切れてしまっている人は保証人で困るだろうとい

うことで、この問題に手を付ければ路上に来る前の人も出会えるのではないかということでやり始めたのが「もやい」という団体でした。

当時は、私と稲葉という理事長を長くやったやつですけど、そいつと2人で始めました。かなり周囲の方たちは反対にあって、それはいくら何でも連帯保証人というのは責任が重すぎるのではないか。トラブルがあったときに逃げられないだろう。どうするつもりなんだという話もされて心配されましたが、若かったんでしょね。何とかやるよとか言ってやり始めまして、実際、何とかになりました。ほとんどトラブルは起こらないです。もちろん起こるんですよ。起こるんですけど、最初の年のトラブル率は3%くらいです。

感覚的には何となく分かっていたんです。ホームレスのおじさんたちというのは、まじめで不器用な人が多いので、結構義理人情固いし、それはもちろんトンズラこく人もいるんですけど、それも申し訳ないから合わせる顔がないみたいな感じでいなくなる。という感じの人が多いんですね。あいつらに迷惑がかかったっていいよ。俺は知らない。保証人になってもらったから、あとは野とやれ、山となれみたいな、そういう開き直りができる人は、むしろあまり路上にはいない。そういう処世術がある人は路上に来ないで何とかしているのではないかという感じがします。路上にはまじめで不器用な人が多いというふうな感覚をもっていましたから、実際やれました。

そういうふうにしてやってみたら、パンドラの箱を開けたねとわれわれは言っていましたが、とにかくものすごい相談量で、一時期は半年待ってもらわないと面談ができないみたいな状態にまでなってしまいまして、何とかしなければと言って相談日を増やしたりしてやりました。アフガン難民の方も来ました。長い間、精神病院に入院していて、これから地域生活を始める。もう親との関係は切れてしまっている。親は死

んでしまっている。保証人になる人がいないという人がいました。DV被害の女性がいました。

路上だけでない人たちのつながりがそこでできて、私たちは何となくそこら辺が貧困問題がほのみにてきた段階だったかなと感じます。でも、まだこのときは、私はそういう問題は意識していません。世の中に対しては、広い意味でのホームレス支援ですというふうに言っていました。ホームレスというのは別に路上に寝ている人たちがホームレスではないです。定まった安定した住所を持たない人たちもホームレスというんですというふうに言っていました。

この辺りから、若干世の中の雰囲気も変わってきたかなと感じます。2000年代に入ってからです。まずは東京都と国が実態調査を行い、法案をつくるという動きを始めます。それから自立支援センターという話を始めます。ここら辺から、どうもホームレス問題というのは変わった個人の話ではなく、社会問題なのかもしれないというふうに世の中が思い始めるころだったと思います。

そのころからやっているメンバーもちょっと多様性が出てきました。90年代は、はっきり言って路上にいるのはクリスチャンか、学生運動上がりみたいな人しかいませんでした。なので、あまり社会福祉の人も寄ってこなかったです。そういう感じだったのですが、ちょっとそうやって広がってくると、学生さんがぼつぼつ来るようになるとか、それこそ社会福祉の中で意識的な人が来てくれるようになるとか、そういうようなことが起こり始めて、ちょっと裾野が広がってきたかなみたいな、メディアにもたまには取り上げられるようになったり、行政のほうもちょっと問題として意識するようになったりというのが、そのころだったなと思います。

ただ、なかなかそのときには当事者の人たちは、もちろん人にもよりますが、私が活動を始めて7年間は何もなかったもので、今からやりますから自立センターを建てるから入りなさいと

言われても、はい、そうですかという感じにならないでしょう。あんたたちが何もしない間に、俺らは路上で生活を築いてきちゃったよ。これを捨てろというんだったら、それなりのものを用意してくれないと捨てられないという感じが、やっぱり私にもありました。ということで、当時はずっとできたから万歳、ワーッというふうに施策に乗っていくという感じでもなかったです。

そういうふうな状態だったのですが、「もやい」を始めて、結局、生活相談、そんなパンク状態になってみると、どんどん増えていったのは、いまアパートで暮らしています。自宅で暮らしていますが食えませんという人たちだったんですね。そして、若い人たちの相談もどんどん増えていきました。私はそれで困ったんです。

なぜ困ったかという、私たちは基本的に寄付で回す団体です。寄付で回す団体というのは、運営の安定性とか持続性がないと言われますが、そんなことはありません。寄付もちゃんとやれば、ちゃんと集まります。私たちはそれで東京都からあった委託の話を3回断っています。そういうふうに自分たちの自由度を高くやりたい。だけど、そのためには寄付を集めなければいけないというときに、今でいうアカウンタビリティですね。きちんと説明しなければいけません。

私はこう思っていました。寄付を集めるということは、要はつまり俺らの活動を買ってもらうことだ。100円出せばボールペン1本くるかもしれないけれど、100円寄付した人にはボールペン1本はいきません。1万円出してもいきません。いくのはわれわれが3月にいっぺん出すニュースレターだけです。それ自体に1万円の価値はないんですよ。ということは、活動の意義に1万円を出してもらわないといけな。ということは私たちが今どういう目的で、何を問題と感じて、何をやっているのかということをかきちゃんと説明しないとイケないというふうにならずにずっと思っていました。なので、説明を

実態に合わせて、いま現場はこうなっているという話をするのは、とても意識してやっていたんですね。

ところが、その現場がわれわれはホームレス支援だと言っているのに、相談に来る人たちの半分はアパートに住んでいる人だという状態になってしまったんです。これはまずいと思ったんですね。この現状はもうホームレス支援と言えない。そうしたら、これはどう言ったらいいんだと考えた。そのときにきっかけくれたのが竹中平蔵さんですが、貧困の問題ということを新聞で言われていたのがきっかけになりました。私は貧困の問題ということ言うようになりました。この人たちは貧困問題の人たちですというふうに言うようになったということです。

いろいろ葛藤と抵抗はありました。まず、本人たちが貧困と言われたくないだろうなと普通に思いますよ。だけど、そう名付けないと示せない現実があるんという間で、どうしようかなと悩んだ時期がありました。竹中さんの一言もあったりして、それでスイッチが入ってしまったところもあって、最後はエイヤで押し切ったという感じです。

そうしたら、世の中にはやっぱり同じようなことを考えている人たちがいるもので、ちょうど同じ時期に「NHK スペシャル」がワーキングプアというのをやって、大きな反響を得ました。あれもワーキングプア、働く貧困層ですね。貧困という言葉はNHKとして、たぶん何十年ぶりに使った番組だったと思いますが、同じことを考えていたんでしょうね。こういう現実には、もうそうとしか言いようがないというふうに思った。そうしたら、あまりそういうことを言っている人がいなかったものですから、ワーッ取材が増えました。そして、だんだんとメディアにも出るようになっていったということです。

実は、その前に私は便利屋で一時期食っていたということもありまして、これもさらっと紹介しておく、今日、院生の方もおられるかも

しませんが、私も大学院まで行って、博士課程まで行ってしまして、論文を書けないで、博士課程単位取得退学、中退みたいなものですが、それで追い出されているのですが、追い出されたときに考えたので、さあ、何で食っていこうかと。

路上の活動では食っていけないわけですね。どうしようかなと思い、二つ選択肢が思い浮かんだのがあって、一つは河合塾とかで講師をやる。よく昔の学生運動崩れの人が先生になっていますね。あのパターンは知っているの、そうするのかなというのが一つ、もう一つはホームレスの人たちと一緒に仕事を起こすということを二つ選択肢と考えたのですが、結局、自分としては前者はおもしろくないという判断で、後者を選ぶことにしました。

仕事起こしをやった。それが便利屋でした。最初は引っ越し屋をやろうと思ったんですけども、これは1回やって、すぐ駄目だと分かりました。とにかく世の中の引っ越し屋はあまりにも若い人を集めて、しかもみんな普通免許を持っていて、体力も運転免許もあるような若者を1日8,000円で使って、しかもあらゆる種類のトラックを持っていて、それで1日、2現場、3現場こなして、それでお一人さまパック1万8,000円とか、そういう金額を実現しています。

当時、私が一緒に仕事をしようとしていたホームレスの人たちは、平均年齢55歳、普通免許を持っている人は一人もいません。私しか持っていない。トラックなんか1台もありません。仕事のたびにレンタルしました。知り合いの障害者の作業者の人から軽トラを借りたりしました。そういう状態ですから、どう考えてもコストが見合わない。いいことをやっているねと賛同してくれる人たちも出してくれるのは同じ金額までです。一般の会社が1万8,000円でやっていて、私たちも1万8,000円でやっていたら、いろいろちょっと問題はあるかもしれないが、出してあげようにはなるのですが、こっちが2万

円でやっていたら、それはどんないいことをやっていようが出してくれません。

これはやっぱり無理だということになって、それでそこで目をつけたのが引き払いの仕事です。ゴミ屋敷になってしまったお家の片づけ、生活保護家庭で亡くなってしまった方のお宅の片づけ、これはみんなが嫌がる仕事で、だから単価が高い。しかも、引っ越しと同じように労働集約的な仕事ですから、機械化もできない。エレベーターのない古いマンションビルのアパートの5階まで階段を上って行って、その部屋を片付けて、4畳半の一部屋を片付けて、また5階から階段、下ろしてくると。こういうことをやって、3万ないし4万とか5万とかもらう。そういうお仕事ですから、これならできるといったんですね。やりまして、私は5年、それで食っていましたが、その後、別の方に引き継いで、私自身はできていませんが、今でもその事業は続いています。

ちょうど世の中をお騒がせした派遣村のときに、それをやっていたものですから、週刊誌に派遣村の村長はあんなことをやっているけれど、年収5,000万円だと書かれたんですよ。それは便利屋の売り上げだから、当時、私はほとんど現場に出られていませんでしたから、ほとんど一銭ももらっていなかったのですが、そういうふうに書かれたんですよ。そんな感じでやっていて、今でも続けています。今はもう1億5,000万くらいになっているんじゃないですかね。

私が一緒にやり始めた人たちは、もう全員死にました。今はより若い、ネットカフェで暮らしていた若者とか、そういう人たちに代替わりして、その人たちがやっています。ついでに言うと、私たちはそれを古物で買い取る形にして、家電とかリサイクルをしていました。生活保護とかを受けて、新たにアパートに入る人は家電製品をそろえないといけないのですが、あれは新品で買うとものすごい金額いっちゃいますね。だけど単身世帯だとか2万5,000円とか、いま

2万7,000円かな、特別手当でも4万くらいしか出ないんですよ。なので、中古ですが、その4万円で全部そろえられるという4万円パック、そういうものをつくって売ったりしていました。

それが便利屋時代だったのですが、そういうことをやっているうちに、派遣村をやることになり、その後、内閣府参与になります。こちら辺は私にとっては、いろいろ転機が今までもありましたが、やっぱり大きな転機でした。なかなかうまくしゃべることが難しいですけど、そういう感じで路上でも「もやい」の活動もそうでしたが、誰からも相手にされないときから始めています。誰からも相手にされないような活動だったからやりたかったのです。ほかの人がやっていることだった別にやりたいと思わなかったかもしれない。そういう気質があります。

そうやって始めたことだったわけですが、そのころから比べると、やはり2000年代後半、7年、8年、9年、ネットワークカフェがどうだとか、日雇い派遣がどうだとか、いろいろなことを言われるようになったころは、やっぱり世の中はすごくこっちを見てくれているという感じがあったんですよね。取材も山のように来るし、こっちが何を発信するかを聞こうとしてくれているという感じがありました。

そういう意味で、2人とか3人で始めた活動がここまで来たなという感じはもっていました。イメージで言うと、100万人くらいの人がそうだとあってくれるみたいな、そういう感じをもっていました。なので、これはいけるだろうと思って政府にも関わるようになったわけですね。一定のことができるのではないかとも思っていました。もちろん不安もいっぱいありましたけれども。

ところが、駄目だということが分かったんですね。それは何が駄目かというと、100万人はしょせん人口の1%にすぎないということです。1%の人が賛同してくれたって、99%が無関心だったら、100万人であろうが政策は動かない。

なぜなら、政策は1億2,000万人のお金を使うからですね。ということが骨身にしみてしましまして、話をはしりますが、それ以降は、いかにその100万人の外に言葉を届けるかということを考えるようになりました。

そうでないと、私たちのテーマはどうしても政策が絡むような面がある。民間でやりたい人たちだけでやりたいことをやる分には、それで何の問題もない。別に100万人の外に届ける必要は一切ない。100万人どころか100人いれば結構なことができる。けれども政策が絡んでしまうと、全員のお金を使ってしまうので、それはその外の人たちに声を届けない、あるいは耳を傾けてもらえない限り、物事は進まない。政策的なレベルでは進まないということが分かってしまったのです。

そこから私はやり方を変えました。どういうふうに変えたかということ、それまでは言ってみれば、ここから見える景色をお前も見にこいと言っていたのです。金子勝さんという経済学者がいますね。彼と一緒に中国かどこかに行ったときに、彼に言われたのですよ。「君は便所の窓から日本社会を見ている」と、私は、それは褒め言葉から受け止めているのですが、確かに便所の窓から見ていたようなところがあるわけですね。便所の窓からしか見えない景色が、この日本社会のどこかにはあるのだというふうに言っていました。便所の窓からしか見えない景色がある。お前も見にこいと言っていたのですよ。結構それなりに大勢の人が見に来てくれるようになったのだけど、それは仮に100万人だとしても、人口の1%にすぎなかったということです。

それでは駄目だと思ったので、それから、私は3階の東側の部屋とか、5階の南側の部屋とか、屋上とか自分で出かけていくようにしたということです。一緒に景色を見て、「きれいな景色ですね」とか言いながら、「ところで、ちょっと違う景色もあるんですよ」とか試してみる

というふうなアプローチの仕方に変えました。そうすると、一緒に景色を見て、「違うものもあるんだ。じゃあ、ちょっと見にいつてみるかな」みたいなことを言ってくれるような人も増えるようになっていったということです。

最初のころは何をしたらいいか分からなくて、こう思っていました。今までのやり方だけでは限界があると思って気付きました。なんだけれど、じゃあ、何をやったらいいのかと思ったときに、私は結構自分がやるべきだと思ったことは形にしてきました。ということは自分の思ったことは形にできたけど、それでは足りないということになると、これは自分で思いつかないということをやらなければいけないということになります。じゃあ、自分で思いつかないことはどうやって思いつけばいいんだという語義矛盾に陥りまして、答えは簡単、人に聞けばいいんだということになったわけです。

なので、なるべく遠い人、それこそベンチャー企業の社長さんとか、プランニングの方とか、普段のホームレス支援とかNPOの活動では会わないような人たちと会うようにしていつて、いろいろアドバイスを受けていつたら、その中の一人の人が「あんた、そんなに遠くの人にリーチしたいと言うのだったら、まず格好を変えたら。あんた、ちょっと怖いよ」と言われた。

格好を変えるなんて、それまで考えたことがないので、まさに考えたことのないことを言ってくれる人を求めていましたから、「それ採用」と言いつて変えました。その人にいろいろ教えてもらったことは、今でもよく覚えているというのか、「あんたは必死になって言っているつもりだろうが、やっぱり言われているほうは責められている感じになるんだ。なので、その責められている感じを与えてしまったら、味方は増えないよ」というアドバイスですね。新しい服、着たことのない服を、袖を通すように、何でも新しい経験をしてみろというふうなアドバイスとかいろいろいただいて、私も結構愚直にやっ

きました。

そういう中で、大学も受けたということがあります。2014年から法政大学で教えるようになりましたが、私は大学の先生って何をやるのかなと考えたときに、研究と教育と学内行政、大きく三つだ。私は生活の中の2割程度しか大学には割くつもりはなかった。活動が続けるつもりでしたので、では、三つはできないと思って、何をやるのかなと思ったときに、学内行政が最初に落ちたんですね。学内行政はいいやと思って、それから次に研究が落ちました。別に私は大学の先生じゃなくても本は出していましたので、別に大学の先生じゃなくても出せるわと思っていましたから、そういう意味では教育だと思いつまして、教育をやるということで大学に行きましたが、そのときの発想はさっきの話と同じです。

私はホームレスから総理大臣まで付き合ってきたという自負がありますが、一番弱いのが真ん中の人たちだったんですね。学生さんとは付き合ってきました。NPOをやっているれば、学生さんが飛び込んできますが、やっぱり飛び込んでくる学生さんたちというのは、すごく一般的なレベルで言うところ、いわゆる意識高い系というやつです。だけど、多くの人たちはそうではない。では、その人たちにどうやったら耳を傾けてもらえるのかという問題意識は、さっきの100万人の外にどうやって声を届けるのか、耳を傾けてもらえるのかということを鍛える一番いい場所だと思ったのです。

それで大学のお話を受けてました。行ってみれば、案の定、200人いる学生さんを相手に社会問題論という授業も受けていますが、9割くらいの子たちは社会問題なんて考えたことがないという人ですよ。当たり前です。そういう人たちに対して何を言えば、引っかかるのか。この人たちは何に反応して、何に反応しないのか。どういう問題意識をもっているのか。その人たちの窓からは世界がどう見えるのか、日本社会が

どう見えるのかということ、ある意味、リサーチしに行ったという感じですね。そういうことで、大学もやりました。

参与をやめたのが2012年で、3年ばかりそういうふうにして、違う景色にアプローチするということをやっていたので、2016年くらいから、そろそろ自分がどれくらいその言葉をリーチできるようになったのか。多くの人に引っかかるメッセージを出せるようになったのかということを試そうと思って始めたのがヤフーニュースの連載でした。「1ミリでも進める子どもの貧困対策」ということで始めました。

やっぱりヤフーニュース、ネットニュース、いろいろな人が読みます。年代もばらばら、性別ももちろんばらばら、そんないわゆる意識高い系ばかりではない、そういう人たちが読むところでどれだけ勝負できるかという力試しですね。それをやり始めたのが2016年でした。幸いなことに、今まで49本ありましたが、だいたい1本平均50万くらい読まれるんですね。PVというのが付きます。多いのは400万くらい付きました。

そういうふうに、今までよりも言葉として届けられるようになってきたという感じは受けているし、もう一つは大学です。学生たちに、私は教えないのですが、学生たちから学んで、その人たちからどう見えるか。もちろん一人一人見える景色は違うのですが、その人からどういうふうに世の中が見えているかを学んできたら、これも自慢ですが、2016年、17年度と、学生が選ぶベストティーチャー賞というのをいただきました。学生諸君もこちらのことに耳も傾けてくれるようになってきた。

そういう意味で、その100万人の外、いま私のイメージで言うと、私ととっても意見の近い人から、もっとも意見の遠い人まで、日本にいる人1億2,000万人がダーツと縦に並んだとしたら、6,000万人目くらいの人をめがけて言葉を発すると、意識はそういう意識でやっています

が、ある程度はそれができてくるようになったと思っています。まだまだですが。

そういう意味で、私がやってきた社会課題、社会運動はホームレス支援から出発してきましたが、いかにそれを遠くに声を届けるといふか、耳を傾けてもらって、社会の雰囲気を変えていく、世論を醸成していく、そういうところがあって、初めて政策的なものも通りやすくなるし、現場もやりやすくなるというところに重点を置いてきたかなと、いま振り返ると思います。

私は、社会活動家は三つの役割があると言ってきました。一つは個別対応です。私がやってきたホームレス支援とか「もやい」の生活相談は、まさに個別対応でした。もう一つは社会に対する働きかけ、これが寄稿したり、ネットに発信したり、テレビに出たり、ラジオに出たりするのはこれです。もう一つが政策提言、アドボカシーですね。この1人3役だと言ってきましたが、みんな得手不得手はあるから、それはばらばらいいんだと。8対1対1の人もいて、2対3対5の人もいて、いろいろな人がいていいんだと。だけど、大事なことはそれぞれが自分はここをメインでやっているけれど、ほかのことをやっている人たちのことも尊重する。それが大事だと言ってきました。

ともすると現場をやっている人は政策提言とかやっている人のことを、そんな霞が関界限でうろちょろうろちょろしたって、現場のことなんか分かってないんでしょみたいな感じで見るし、なんか政策提言とかロビングメインでやっている人は現場のことをしこしこやっていたって、いつまでたってもらちが明かないんだ。もっと大きなことを変えなければいけないので否定的、批判的に言ってしまうたりするんですね。

そうすると、同じテーマに携わっているにもかかわらず、あなたたち仲悪そうですねみたいに見えて、なぜ同じことをやっているのに、そんな感じ言われてしまって、ああいうことをやっている人たちは、やっぱり独善的で、我が強く

て、大変だよねみたいな感じに見えちゃうんですよね。それは活動全体にとってプラスにはならないと思うので、それぞれ役割が違うというところで、お互いの役割を尊重し合うということが大事だと思うし、今は官民もそういうふうにお互いの力を協力し合うということが大事だと思っています。

なので、いま私は学生さんたちもそうですが、より若い人たちに話したりするときには、マルチリンガルになろうと言っています。また、あまり最近言わなくなりましたが、一時期トライセクター人材なんていう言葉が出ましたが、要はNPO言語と行政言語は違うし、ホームレス支援言語と貧困問題言語は違うんですね。子どもの支援言語と若者の支援言語は違います。遠くから見たら、いったい何が違うんだ、そんなに近いのと思うかもしれませんが、違うんですね。

そういうふうなところで言うと、やっぱり同じ日本語を話しているんですけども、外国語なんですよ。その外国語をお互いが話しているという意識で、それを通訳できるということが、やっぱりお互いの力を合わせるためには必要で、そういう意味でのマルチリンガルになる。それは、私は究極的には人とひとは結局、外国語をしゃべっている同士なので、人と人が関わる作法というのは、要はそういうことなのではないかと思っています。そういうふうに言っています。

私もそうなることを意識してやってきたつもりです。まだまだ誰一人取りこぼされない世界をつくろうというSDGsの目標が見えてきたという感じの世の中ではありませんが、でもそういうところに向けて個別のケースや日の当たらないような話でも、いろいろ手を付けて出発する人たちが増えれば、その分、1ミリか、0.1ミリか、0.001ミリか知りませんが、その世界に近づいていくので、やっぱりそこを積み上げていくことが大事だし、そこに価値があるのではないかというのが、私がやってきた経験から思うところであります。

ちょうどいい感じの時間なので、じゃあ、これで終わしましょう。ありがとうございます。(拍手)

司会：湯浅先生、ありがとうございました。とても知的な刺激の多い、また…？…のお話をいただきました。誠にありがとうございました。もう一度皆さんの盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

パネルディスカッション

司会：定刻となりましたので、ただいまよりパネルディスカッションに移りたいと思います。コーディネーターは日本福祉大学の山田壮志郎先生、パネリストは特定非営利活動法人ReBitより薬師先生、女子校生サポートセンターColacoの仁藤先生、東京学芸大学の高良先生にお願いしました。併せて、先ほどに続きコメンテーターとして湯浅先生をお願いしております。

それでは、これからの進行はコーディネーターの山田先生にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



山田：ご紹介いただきました日本福祉大学の山田といいます。この後のパネルディスカッションのコーディネーターを務めさせていただきます。

「新しい社会運動と社会福祉」というテーマでこのシンポジウムを企画しておりますが、先ほど湯浅さんからご講演をいただきまして、それを踏まえる形でさらにパネルディスカッションを進めていきたいと思っております。

最初に、このパネルディスカッションの趣旨について、私から簡単に説明させていただきます。今回「新しい社会運動と社会福祉」というテーマでシンポジウムを企画しましたが、冒頭の柴田先生からのご挨拶にもありましたが、ソーシャルアクションというのはソーシャルワーク

の一つの柱であると従前から言われてきたと思います。当然、戦後の日本の社会福祉の発展というのは、当事者であったり、あるいはソーシャルワーカー、支援者による社会運動に支えられてきたということは疑いないと思います。

ただ、ここ30年くらいを振り返ってみると、社会福祉の運動が高度成長期のときに見られたような盛り上がりは見せていないというか、ちょっと形が変わってきているのかもしれないし、従来の社会福祉運動とは違う文脈で展開されているのかなとも思います。この新しい時代の中でどのようにソーシャルアクションというものを社会福祉の中で考えていくのかということを考えてみたいということで、今回の企画を立案しました。とりわけ、この秋に社会福祉学会の全国大会が名古屋の金城学院大学で開催されますが、「21世紀の社会福祉と運動性」をテーマに開催されるので、そのプレ企画として中部の研究例会を企画しようということで、このようなシンポジウムを企画したわけです。

社会福祉運動の衰退と言ったら怒られそうですが、従来のような盛り上がりが見えない一方で、少し社会福祉と離れたところの状況を見ると、それこそ安保法制のときのSEALDsの運動などもそうですが、新しい形、若い世代の人たちが新しい社会運動なども展開し社会的に注目を集めるようになってきて、そういう中で社会福祉に携わる私たちも少し離れた領域といえますか、社会福祉ど真ん中の運動ではないかもしれないけれども、ちょっと離れた領域の新しい運動に学びながら、先ほどの湯浅さんの講演で言うと、新しい服に袖を通すほど離れているかどうか分かりませんが、違った領域の運動から社会福祉の運動の展望を考えて学んでみようということで、今回の企画を立案しました。

この後、特定非営利活動法人 ReBit の薬師実芳さん、それから女子高生サポートセンター Colabo の仁藤夢乃さんからご報告いただきます。ReBit は LGBT の問題に取り組む活動を展開されておりますし、Colabo の仁藤さんたちは性暴力であったり、女子高生の問題に取り組む活動をされているわけですが、どういう活動をしているのかということ、その中でどんなことを目指して、どんな工夫をしながら運動を展開しているのかというお話を聞かせてもらおうと思っています。

その後、東京学芸大学の高良先生からご報告いただきます。高良先生はソーシャルアクション、とりわけソーシャルワークの文脈の中からソーシャルアクションについて研究をされているというお立場で、こういう新しい動きを見ながら、これからの社会福祉運動というものをどう考えたらいいのかということについてご提起をいただければと思っています。

薬師さん、仁藤さんからは 30 分ずつくらいのご報告、高良先生からは 20 分程度のご報告ということで、その後、湯浅さんからコメントを頂戴して、またフロアとの質疑も 30 分程度になるかと思いますが、ディスカッションをしていきながら、4時半をめぐりに終わっていきたいと思っています。そんな形でこの後のパネルディスカッションを進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、さっそくですが、特定非営利活動法人 ReBit、薬師実芳さんからご報告をいただきたいと思います。よろしくお願いします。(拍手)



薬師：ご紹介をいただき、ありがとうございます。NPO 法人 ReBit というところで代表理事をやっております薬師実芳と申します。本日はこの貴重な場でお話をさせていただけること、とてもうれしいなと思っております、全ての子どもがありのまま大人になれる社会を考えるということで、LGBT の子ども、若者の視点から 30 分間、お話をさせていただければと思っています。お付き合いください。よろしくお願いいたします。

最初に私の小学校のとき写真、どれだと思えますか。答えは 2 番のカチューシャの子です。

これはハロウィンのときに姉のおさがりのお姫さまの格好をさせられて、すごくいやだなと思っている写真ですが、何かといいますと、私はもともと女の子として生まれたんです。女の子として生まれて 18 歳から男性として生活するようになりまして、いま 28 歳になります。この NPO 法人で代表をしております、いろいろな学校や行政、企業などで LGBT のお話をしたり、いろいろな行政で委員をやらせていただいたり、キャリアカウンセラーでもありますので、1,500 名を超える LGBT の就活生の相談に乗ったり、あとは LGBT に関する入門書を書いたり、そんなことをしております。

少しだけ団体の説明をさせていただきますと、弊団体は LGBT を含めた全ての子どもがありのまま大人になれる社会を目指すということで、LGBT の子ども、若者のことをやっている団体です。もともと 9 年前に学生団体として立ち上げまして、5 年前に法人になりました。大学生から 20 代を中心に 500 名ということで、今でも若手を中心でやっている組織であるということが特徴です。

最初に LGBT とか多様な性ってそもそも何だろうと、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、おさらいがてらお話しさせていただきたいと思います。LGBT は、同性が恋愛対象の方だったり、身体の性と性自認が異なる人など、

性的マイノリティを指します。LGBTの人は見た目で分かるんじゃないのか、見た目で分かる人が私の身近にいないから、会ったことないですと言われることがあるのですが、LGBTの人は実は見た目だけでは分からなくて、そしてなかなかカミングアウトすることが難しい状況もたくさんあって、だから身近にいても気づきづらい。そんなマイノリティなのかなと思っています。

LGBTは四つの頭文字を取った言葉です。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、一つ一つ言葉に意味があります。レズビアンとゲイというのは同性が恋愛対象の方を指します。女性として女性が恋愛対象の方をレズビアン、男性として男性が恋愛対象の方をゲイ、そして二つの意味のバイを取って、男性も女性も恋愛対象の方、バイセクシュアルといいます。ここまでは好きになる人の性別の話をしていたのですが、最後Tは、軸が異なります。性自認と身体の性が異なる人をトランスジェンダーといいまして、私も自分のことを男性として自認して、身体は女性として生まれているので、このトランスジェンダーの1人なんです。

このようなLGBTの人たちはどれくらいいるかというと、ある調査によると7.6%、約13人に1人くらいという調査もあります。約13人に1人はどれくらいかと言いますと、左利きの方と同じくらいとか、AB型の方と同じくらい、もしくは日本の6大名字である佐藤さん、鈴木さん、高橋さん、田中さん、渡辺さん、伊藤さんを合わせた数より多いと言われています。

しかし、冒頭申し上げたとおり、見た目だけではなかなか分からなくて、なかなか言えない、言わないからこそ、身近に感じないかもしれない。でも、すごく身近な人たちだと、そういうふうな気持ちで聞いていただければと思います。

そんなLGBT、特に子どもたちに焦点をあていくつかデータをお話ししたいと思います。

LGBTの子どもたちを取り巻く課題ということで、例えばいじめの暴力を受けたことのあるLGBTは7割くらいいます。うち12%は担任の先生からの暴力でした。自死念慮をもったり死にたいと思ったことがあるトランスジェンダーの方、6割くらい。実際、自殺未遂とか自傷をしたことがある方は3割くらいと言われています。特に自死念慮をもつ時期というのは第二次性徴期、小学校高学年から高校の間が第1ピークと言われていて、喫緊の子どもの課題だと考えられます。

内閣府の自殺総合対策大綱にも性的マイノリティの子どもたちの時期の自死念慮のことを書かれていて、教職員の理解を促進する必要性が記載されました。もしくは文部科学省から2015年に性的マイノリティへの対応配慮を求める通達が出されました。性的マイノリティの子どもに対する対応をしてくださいということが言われてまして、翌年には先生方に向けたマニュアルが出ています。

このように子どもの課題ということが明記され、学校現場での理解、対応が求められています。実際子どもたちに、聞いてみました。今までに？ホモネタ、オカマ、男女など差別用語を見聞きしたことがありますかと聞くと、小学校高学年から高校生、8割から9割で「はい」というふうに答えます。日常的にLGBTへの揶揄を聞いていると言えます。

しかし、高校1年生に、LGBTについて正しく教えてもらったことがありますかと聞くと、1割未満の子しか教えてもらったことがない。つまり、どういったことか。LGBTの自死念慮の第1ピークである第二次性徴期なのですが、ほとんどの生徒に正しい情報が行きわたっていない。ならびに先生の9割も習ったことがないと言っていますので、適切な支援も届いていないのではないかと。そのようなことを私たちは課題感に思っています。

いくつかのデータでお話をさせていただいた

のですが、実際、LGBT の子ども、若者はどんなことで困っているのか。100 人いれば、100 人違う LGBT があるのですが、なかなかイメージも付きづらいかと思いますので、私の子どもの時期、若者の時期のお話を少しさせていただきながら、実際出会っていただければと思います。ライフヒストリーを少しお話しさせていただきたいと思います。

改めまして薬師実芳です。平成元年生まれの 28 歳です。中学のときからドラムをたたいていて、今でもジャズドラムをやっています。『ワンピース』という漫画が好きなんです。ご存じですかね。『ジャンプ』に載っている漫画で、海賊の王さまになりたいという漫画ですが、小学校のときの卒業文集、将来の夢は「海賊王」と書くくらい本当に好きだったんですね。そういうようなアイデンティティの一つとしてセクシュアリティがトランスジェンダーであって、パンセクシュアルです。

どういうことかといいますと、自身のセクシュアリティを説明すると、自分のことを男性だと認識しています。でも、女性の体として生まれました。しかし、定期的に投与している男性ホルモンの影響で、声が出がったり、ひげが生えるようになっていたりしています。表現する性は男性です。ということで、女性として生まれ男性として生活するトランジェンダー男性です。

好きになる性かというと、私は女性も男性も、それ以外の性別の人も恋愛対象になるんです。日本語で書くと全性愛と書くのですが、全てというのはラテン語で「パン」というそうです。なのでパンセクシャル。トランスジェンダー男性でパンセクシュアルというセクシュアリティなんですね。さっきの LGBT の中に P なんてなかったじゃないかということですが、人の数だけ性別があると言われていて、LGBT の頭文字以外にもたくさんたくさんセクシュアリティがあるんですね。そんな私のライフヒストリー話を聞いてください。

3 歳から 9 歳までアメリカのニュージャージーというところで育っています。初めて人を好きになったのが小学校 2 年生のときで、クラスの女の子のことを大好きになったんですね。なのでクラス中にその子が好きだと言っていました。しかし、当時、地域柄か、思春期前だからか、分からないのですが、誰も「おかしい」と言わなかったのが、何事もなく生活していました。

小学校 4 年生で、神奈川県川崎市に戻ってきます。日本語がほとんど分からなかったんです。なので、担任の先生が、友達が早くできるようにということで、すごく細やかな配慮をしてくださって、その中で女の子と遊びなど



のご指導をいただいたんですね。当時、女の子の間ではやっていたのは、ラメラメのペンを集めるとか、プクプクのシールを交換する遊びとかで、私は外で男の子たちとドッジボールをしたいのに、何で駄目だろうと思っていました。

もしくは、アメリカの小学校はあぐらをかいて座るというのが結構あったんですけども、あぐらをかくと、「女の子だからやめなさい」と言われて、何だろうと思いました。そういうふうに「女の子だから、女の子らしくしなさい」と言われるたびに、自分のことを女の子だと思っていないのに、なんて言っているんだろうともやもやした感覚がたまっていたんですね。

そのもやもやに名前が付いたのは小学校 6 年生のときです。ドラマの中で役者さんが性同一性障害の役をやられたんですね。それを見て、

これだ、性同一性障害だと思いました。宇宙で1人じゃなくて、本当によかったと思ったんですけど、同時に描かれ方が苦しそうだったんです。声を低くするために喉をフォークで刺したりとか、クラス中からいじめられるという描写を見的过程中で、中学に行ったら、こんなにいじめられちゃうのかなと思って、親が寝静まった後、居間に唯一あったパソコンで性同一性障害というのを調べる日々が続いたんですね。

当時はまだまだ情報が少なく、うその情報ばかりと出会いました。例えば、男性ホルモンを投与したら30歳の寿命で死んでしまうとか、日本は差別がひどいから働けないなど。そんな情報ばかりだったんですね。今となっては、うそと分かるのですが、当時の私は全て信じてしまって、誰かにばれたら生きていけない。だったらばれないように生きていくしかないというふうに思いました。

中学校に入ってから、できるだけ女の子らしくしようと思いました。今となっては、女の子らしさはすごく多様だと知っていますが、当時は髪が長くて、スカートが短くて、女子中高生用の雑誌を愛読しているのが女の子だと思ったので、全部やってみたんです。それをやっていれば、心もいつか女の子になれるんじゃないのかなと願っていたんですね。

でも、医学的にも証明されているように、性自認を無理に変えることはできません。なので、クラスの中では女の子らしくて明るくて楽しくて学級委員長で、友達も多くて、勉強も部活も頑張っ、何の問題もない生徒というのをずっと演じながら、毎晩布団の中では、もう生きていけないんじゃないかと思って泣くみたいな、そんな生活をずっとしていました。

そんな生きていけないというふうな思いがピークを迎えたのは高校2年生のときです。私は神奈川から東京まで電車通学をしていたんですけど、学校帰りに電車に飛ぼうとしたことがあったんですね。ギリギリでひかれなくて、

ここにいられて本当にありがたいなと思っているんですけども、当時は、もう死んだつもりになってカミングアウトしようと思うきっかけになりました。

ふわふわで長いパーマをかけた髪をバサッと切って、放課後、校庭のハナミズキの木の下に友達を呼び出して、初めてカミングアウトしました。あのね、「うち、性同一性障害だと思う」と言うだけで30分かかってしまうくらい、泣いていたんですけども、それを聞いた友達が間髪入れずに、「薬師は薬師だからいいじゃん」と言ってくれて、ああ、そうかと。自分で受け入れられなかったことを受け入れてくれる人がいるのだと思って、一瞬にして生きやすくなったのを覚えています。それから周りに少しずつカミングアウトする中で、「いいんじゃないの」と言ってくれる人が増える中で、どんどん自分らしく表現できるようになってきました。

18歳のころから、カミングアウトして生活するようになると、LGBTの大人たちにたくさん出会う機会が増えてきます。そうすると、なんだ。30歳以上まで、生きれるのかということを知ったり、好きな仕事をしているんだということに気づくんです。本当によかったと思いました。大人になれるんだと安心したのですが、同時に思ったのが、何でもっと早く教えてくれなかったのだろうということだったんです。自分のことが分からなかった小学校、無理した中学校、死のうとした高校のときに、「あなたのままで大丈夫」と言ってほしかったなと思ったんです。当時の私のような子どもは、まだ各学校、各クラスにいるからこそ、そのような子どもたちにあなたのままで大丈夫と言いたくて、大学2年で学生団体としてReBitを立ち上げて、学校現場でお話をするようになりました。

今はこのNPO法人を仕事にさせていただいているんですけども、前職はウェブ広告の代理店で営業をしていました。なので、いわゆる新卒就活をしています。ほかの同級生と違うところ

ろがあるとするば、全ての企業さまで戸籍上女性ですが、男性として働きたいんですということをお伝えしていたんですね。

企業さまによっては、「いいよ。性別で選ばないから関係ないよ」と言ってくださるところもあれば、企業によっては、その場で面接開始2〜3分で伝えたら、「そんな人は帰れ」と言って帰されたり、もしくは最終面接、役員面接の中で、「子どもは産めるのか」と言って、体の構造を聞かれるハラスメントと捉えられる質問を受けたりとか、そういうような状況がありました。まだまだ職場の中、ならびに就活生のサポートが非常に必要だと思って、このころから就活生の支援を始めてキャリアカウンセラーの資格を取得したというも私のお話の一つです。

ということで、子ども時代とか就活生の時期に合わせて私のお話をさせていただきました。先ほ少し子どもたちの課題はお話しさせていただいたので、若者の課題として就活の課題を少し最後、話に入れさせていただいたのですが、就活の話も体系化したいと思います。就職活動とLGBTはということで、関連性が非常に高いんですね。求職時にセクシュアリティに由来した困難を感じる。トランスジェンダー70%、LGBの方44%というふうに言われています調査もあります。

何でだろうと考えると、トランスジェンダーであれば、男女で分かれたスーツをどうやって着ようとか、履歴書の男女欄どうしようとか、名前の性別と見た目の性別が違ったら言わざるを得ないという状況があります。LGBT全般で言うとカミングアウトしたら、公正な採用をしていただけなかったり、面接の途中で帰されたとか、ハラスメントを受けるなど。もしくは相談機関に相談しようとしたら、あなたに紹介する仕事はないと言われて支援してもらえないなど。もっと根本的な話をすると、安全に働ける職場がそもそもあるのか、見つけられるのか分からないというところで、仕事を探すというこ

と自体に戸惑いを覚えるとか、もしくは小さいころからのキャリア教育の中で自分は働けるのではないというふうに思い込んでしまう子がいるとか、そういったところで、いろいろな困りごとがあります。

国内では2020年のオリンピック・パラリンピックに向け、オリンピック憲章の中に性的指向による差別の禁止が入ったこともありまして、いま国内ではいろいろな企業さまの取り組みが進んでいます。例えば経団連の調査ですとLGBTに対応する施策がある企業は4割以上、検討しているところ35%、合わせると75%くらいである、という調査があります。しかし、国内99.6%の中小企業はまだLGBTの取り組みはまだ過渡期にありこれからも取り組みが推進されることが期待されています。

厚生労働省は、2016年公正な採用選考の基本の中で採用において性的マイノリティを差別してはいけないという旨を記載しました。公正な採用にLGBTを差別してはいけないということが書かれたのはすごくありがたいのですが、まだまだサポートしている就活生たちの中で、セクシュアリティを伝えたら内定切りをされたという人たちもいます。

というところで、この現状を鑑みて、LGBTの就活時の困りごととして、本人たちに対するサポートが必要であり、また、職場に対して研修とか理解普及が必要です。そして、自立就労支援者の方々に対して情報提供やリソースが必要であると言えます。

ここまで、LGBTの子ども、若者の課題をいろいろなデータや、もしくは私のライフヒストリーを通じて、お話をさせていただきました。最後の10分で、このような課題に対して、どんなことをやっている団体かということをお話しして終わりにしたいと思います。

ここからはReBitの実践についてお話しします。まず、学校現場においては、LGBTのことを知っていただきたいということで、普及啓発として、

小学校1年生から大学生、ならびに行政・教育委員会教職員・保護者等に年間150回程度、研修の提供をしています。ほかにも出版社でしたり、独自教材を合わせると4万部を超える教材の提供をしています。

ほかにもLGBTが地域の中で胸を張って大人になれないという課題もありますので、全国16地域、北海道から長崎でLGBT成人式を開催しています。日本でLGBTの若者に限定したものを主な対象にしたものとしては、最大級のイベントを展開しています。そしてLGBT就活、就活生の支援を1,500名以上してきました。また、企業さま200社以上での講演でしたり、神奈川県や渋谷区とか、いろいろな行政と連携した就労支援体制の構築などをしております。ほかにもLGBTの就活生に向けた運営や就活、就労に関わる人たち、そして就活生を集めた年1回の大きい会議をしておりまして、去年は800名の方にお集りいただきまして、厚生労働省、経団連、連合などのみなさまにご後援をいただいています。

スライドでお話をさせていただいても、なかなか現場の感じが伝わりづらいかなと思ったので、小学生に対する教育現場を見ていただければと思います。

こういうふうな出張授業を年間150回くらいやっています。こういうような授業は基本的に学校からあまりお金をいただけないことも多く、いろいろな方からの寄付で賄っています。寄付の詳細に関しても資料を中に入れさせていただきますので、もしよろしかったらご高覧いただければと思っています。

ということで、弊団体のお話をさせていただきました。LGBTを含めた全ての子どもがありのままで大人になれる社会を願って運営している団体です。弊団体はLGBTのことをお話ししているのですが、LGBTのことだけを伝えたいわけではありません。LGBTや、性のあり方は見た目だけでは分からないちがいです。でも、

見た目だけでは分からないちがいて、いろいろな子ども、そしていろいろな大人の中にあると思います。

例えば発達のちがい、障がいを持っているとか、出身地、言語のちがい、家族構成とか、いろいろなちがいがあるのですが、そういったちがいを一つ一つ、一人一人自他ともに認められること、そして認められる社会であることは、誰か特定の人ではなくて、全ての子ども、全ての大人にとって生きやすいのではないかと思います。だからこそ、どんな属性や特性を持っている子どもであってもありのままで大人になってほしいと、そんな願いを込めて、私たちはLGBTの子どもの課題に取り組んでいます。ご清聴いただき、どうもありがとうございました。(拍手)

山田：薬師さん、どうもありがとうございました。LGBTの若者たちがどういう生きづらさを抱えているのかという話と、社会の理解を広げていくためのReBitの取り組みについてご紹介いただきました。

続きまして二つ目の報告は、女子高生サポートセンターColaboから仁藤夢乃さんに来ていただきましたので、ご報告をお願いしたいと思います。



仁藤：皆さん、こんにちは。Colaboという団体で活動しています仁藤といいます。今日、皆さんのお手元に活動報告書をお配りさせていただきました。私たちは全ての少女に衣食住と関

係性があって、困っている女の子たちが搾取とか暴力に行きつかなくていい社会をつくりたいということで活動をしています。

なぜ、そういう活動をしているのかということで、自分の話もさせてください。私も薬師さんと同じ年で平成元年生まれの28歳ですけど、ちょうど十数年前、15歳くらいのとき、こんな感じで、渋谷のまちを月25日さまよって家に帰らないような生活をしていました。先ほど湯浅さんのお話を聞きながら、子どもというか、中高生版ホームレスだったかと、本当にところどころ共感しました。

例えば、行くところがない。なぜ家にいらなかったのかというと、いま思えばあれは虐待だったかと分かるんですけども、親が自分の思いどおりにいかなかったときに、すごく傷つくようなことをたくさんしてきましたし、父から母へのDVもあったり、お母さんがうつ病になってしまったりとか、いろいろな問題が家庭の中であって、もう自分たちでは解決できないというような状況がありました。

でも、それも当時は自分が悪いから、そんなふうにはひどい目に遭ったりとかするのも自分が悪いからなんだ、悪い子だからというふうに小さいころから思ってたんですけど、家が安心して過ごしたり、眠れる場所じゃなかったの、そうすると学校にも遅刻が増えたりとか、授業中の居眠りが増えたりとかして、先生にも怒られるし、学校の成績もすごく悪くなったりするんですね。

家が落ち着いて宿題をやったり、勉強したりとかできる環境でもないし、当時の部屋はゴミ屋敷みたいな感じで、もう本当に服も全部足の踏み場もないように散らばっていましたし、あれは自傷行為だったと思いますが、ストレスいっぱいになるとポテチを1日6袋とか食べちゃったりとかして、そのポテチの袋の中に当時、たばこもすごい吸っていて、1日2箱とか吸ってたんですけど、そのたばこの吸い殻を捨てるの

も面倒くさい。部屋から出るのがいやなんですね。親に会いたくない。何されるか分からないから、たばこの吸い殻をポテチの袋にどんどん詰めて枕みたいに膨らんだポテチの袋が何個も部屋にあるみたいなそんな生活でした。

だから、もし学校の先生とか健全な感じの大人が私の部屋を見たら、これは何ていう問題児の、もう本当にヤバい子どもの部屋じゃないかと思ったと思うんですね。でも、家がそんな感じで、安心して過ごせないし、共有スペースを使うのにも気を使って、トイレとかお風呂に入るのとかもみんなが寝静まってからにしようと思ったりとか、とにかくそんな生活だったんですね。学校でも駄目な子みたいな、あ〜あ、という目線で、どこに行っても、親戚の集まりとか、誰かのお葬式があっても、そんなふうに見られたりする。そんなことを感じていて、家にはいたくなくて、まちをさまよう生活を送っていました。

2005年に高校1年生だったんですけども、「ネットカフェ難民」という言葉をテレビでやっていたのを見て、当時の友達と、「ヤベえ、うちらじゃん」というふうになったんですよ。でも、そのときは若年の男性たちがという感じで、30代の男性とかが取り上げられていて、自分にとっては、その人たちは超おじさんと思っていて、うちらもいるのに、うちらもホームレスなのかなみたいな感じで、ちょっとギャグっぽい感じで、自虐ネタみたいにして笑っていたこともありました。

お金がないときには、ビルの屋上に段ボールを敷いて寝たりとか、段ボールって暖かいんですよ。でも、段ボールハウスを組み立てられるような友達いなかったの、ホームレスのおっちゃんと友達になっておけば、もうちょっとましな生活ができたかななんて、今日も湯浅さんのお話を聞きながら思っていました。冬も寒いので、体を暖めるために、ちょっと年上の人とかがお酒とか？キョウゲツとかウイスキーとか

1 びん買ってきてくれると、キャップで回し飲みをして、体を暖めて寝ちゃおうみたいな感じのこととか、すごいと思えば危ないです。泡吹いて倒れて救急車を呼んだこととかもあったので、そんな形でサバイバルしていました。

寒いときには夜中中歩き回ったりとかする人もいたし、自動販売機の下にお金が落ちていないから探して拾って、たまに 500 円玉とか見つけると、日高屋のラーメンを食べたりとかしていました。私はマクドナルドやサイゼリアがなかったら餓死していたんじゃないかなと思うんですけど、そんな生活をしていました。

そのときに困ったのは飯と宿、風呂、トイレとかということで、今も実際にそんな子どもたち、いるの？ と皆さん、ちょっと話を聞いてもらって思ったんじゃないかと思うんですけど、今もそういう経験をしている中高生たちと出会っていて、中には小学生のころからそういう生活をしていたという子たちにもたくさん出会っています。いろいろなところで、私も授業をさせてもらうんですけど、少年院の中で話したときは、今の冒頭の話だけでほとんどみんな泣いてくれて、うなずきながら共感してくれる。家で、けんかで包丁が出てきて、殺されるかと思った話とかもするんですけど、結構うなずいて泣いてくれる子が多いんですね。

そういう反応を見ると、少年院に入っている子って悪いことしたからそこに入れられているわけですけども、みんなも苦労してきたんだねと、本当に思うんですね。だから、非行少女とか家出少女とか言われるけれど、こちらにも事情あるし、パトロールの補導員の人とかに「家帰りなさいよ」と怒られたときに、いや、帰れるなら帰りたいよと思ってました。でも、公園にいるほうが安心だしというふうに思ったりしていました。

今もそんな子たちがたくさんいる。そこに何かつながって一緒に生きていきたいなという思いで活動しているんですが、その 10 代のころ、ま

ちで私たちに声をかけてきたのは誰だったかという、手を差し伸べてくれるような大人ではありませんでした。危険に取り込む大人か、買春目的の大人、それしか本当に声をかけてこなくて、渋谷のまちなんかに立っていると、もう 10 分立っていれば、ほぼ必ず誰かに声かけられました。「僕とどう、ホテル行かない？」とか、「食事だけでもどう？」とか、私が制服で、相手がスーツでも、昼間でもです。そういう買春者の人か、あとは「仕事を探していない？」とか、「行くところあるの？」と声をかけてきて、「うちだったら泊めてあげるところあるよ。寮があるよ。仕事もあるよ」って言うてくる、そういう性的搾取とか違法の性産業にあっせんするスカウトの人。もう、そういう人しか興味をもってこないと思っていたし、使える人もそういう人しかいないと思っていたし、ほかの自分のことを白い目で見てくる大人よりましという気持ちもあったりして、そういうところに関わって危険な目に遭ったりしたこともありますし、今もそういう経験をしている女の子たちと関わっています。

私は高校 2 年生の夏に高校中退してしまいました。そのときのプリクラが、この右上の黒い背景の写真ですけど、高校中退組、17 歳コンビ、今年は勉強しようねなんて書いてあって、これを見つけたときはすごく切なくなったんです。高校をやめたと言ったら、駄目な子とかそういう目線ってまだまだあると思うんですけど、勉強しようねって書いていたんですよ。でも、そんなことできる環境になかった。でも、本当はこのままではいけない。何とかしなきゃと思ってたけど、何かそれを素直に言える相手もいなかったし、まだちょっと恥ずかしいし、周りの大人ももう自分のことあきらめていることに気づいていたので、自分の自暴自棄になっていたと思います。

でも、当時の日記を見つけたときに、そこに書いてあったのが、家も学校も両方、頑張るのはしんどい。でも、家族は簡単にやめられない

から、まず学校だけでもいいからやめさせてほしいみたいなこととかを書いていて、自分なりにそんなふうに考えていたんだなんていうことも思ったりしました。

いま私が出会っている子たちも高校を卒業できる子って結構頑張った子という感じで、まずは中学を卒業した後、何とか高校に入学できるように見えようみたいな感じで、もし高校中退したとしても、その後、高卒認定を取るとか、危なくない仕事に就いて、そこを継続させるようにとか、そういうサポートをしたりしているところですよ。

ただ、私が10代のころは、まだまちでたむろすることが許されていた時代だったなと、最後のそういう時代だったんじゃないかなと思っているんですけど、渋谷のまちとか、新宿の歌舞伎町とか歩いても、ホストのお兄ちゃんとかもいっぱいいて、そこら辺を歩くと、みんな知り合いみたいな感じで、若い子もそういうところにうじゃうじゃいたり、たばこを吸ったりとか、普通にできたんですね。それがいいかどうかはいろいろあると思うんですけど、今はもうとにかく歩道も規制も厳しいので、居酒屋にも、漫画喫茶にも、マックにもファミレスにも夜11時以降は絶対18歳未満は入れないです。IDチェックがあります。

だから、渋谷のまちに行っても、今そんなふうにたむろしているなんていうのは、なかなかそういう光景は見られないんですけど、じゃあ、そういう子たちが私たちの目から見えなくなったけど、どこに行ったのかというと、特に最近だとSNSとかでも知らない人と簡単につながれるようになったので、とにかく補導されないためには誰かに泊めてもらうしかないということで、SNSで知らない人とつながったりとか、路上でたむろして何とかサバイバルするということも許されなくなってきています。だから、この前、座間の事件とかありましたけれど、知らない人に出会って、そこで泊めてもらって生き

延びようとする子も、私が高校生のころはなかなかそういうこともできなかったんですけど、増えているなと思って、ますます見えにくくなっているなということを感じています。

私はその後、いい大人との出会いがあって、前を向いていけるようになりました。先ほど湯浅さんも河合塾の講師にでもなろうかなと話をされていましたが、河合塾COSMOという名古屋にもある大検予備校に通うことになったんですね。私の場合は、母が教育虐待的な人で、高校をやめるとか言ったら、ヒステリーを起こして、どこかに所属してほしいみたいな感じで言っていて、おばあちゃんが学費を出してくれたのもあって、その予備校の学費とか払ってもらって入れたんですが、今はそういうこともかなわないような子たちと関わっていますが、そこで社会運動とかいろいろな活動をやってきた講師たちに囲まれて育ったんです。その後、16歳の終わりくらいからですね。

そんな人たちの中で授業に出なくてもいいけれど、自分の問題を考えられるような時間を持てたことがあって、難民問題とか貧困問題とかあったときに、誰かの権利のために立ち上がっている大人とか、原発は危ないとか、私には当時よく分からなかったけれど、一生懸命言っている大人とか、そういういろいろな大人との出会いがあって、前を向いていけるようになりました。

その中で、実はある講師の人が、湯浅さんの書かれた『貧困襲来』という本を、私が17歳か18歳くらいのときに、読んでみろと言ってくれたんですね。私は普段、本とか全然読まなかったんです。だけど、その本はすごく読みやすく、貧困の方々の、特にホームレスの方々とかについて書いてある本なのかなとそのとき思って読み始めたら、書いてあることがまさに主語を中高生とかと変えたら、うちらじゃんみたいなことをすごく感じたりして、自分たちが経験してきた苦しみとかって、個人的な問題っていうよ

りも、みんなの問題とか、そういう社会の問題なのかもしれないとか思い始めたのがきっかけで大学に行ってみようということで、進学する動機になったりしました。

いま関わっている子たち、本当に困った子だなという扱いをいろいろなところで受けてきたという子たちがほとんどですけれど、でも、本当はみんな自身が一番困っているのになということを考えながら活動をしています。私が出会う子のほとんどが犯罪に巻き込まれたり、売春宿で囲われたりとか、売春させられたりとか、自分から売春していたりとか、万引きしたことがない子はたぶんいないと思うんですけれども、そういうことに関わっています。でも、なぜかといったら、本当に困っている子どもたちが支援につながる前に危険に取り込まれているからだというふうに思っています。

このスライドには私が出会う子たちが持っていないことが多いものを書いたんですけれども、銭湯行動というのはいいなとさっき思ったんですけれど、お風呂とか Colabo に来る子も貸してみたいな感じで入る子もいるし、例えば家で、部活で汚れたジャージとか、家で払うとすごく文句言われるから Colabo で洗わせてとか、そういう子もいたりするし、生理用品の使い方、親が何となく使っているのをもらって覚えていくようなことだったりするけれど、そういうのも知らない子とか、ボランティアの機会とか、修学旅行に行くことも実現できない子たちもいます。

修学旅行は 8 万円とか積立金がかかるんですよ。それが払えないと行けないというときに、高校生日払い、高時給アルバイトとかでネットで調べると、危ないのばかり出てきてしまう。だから、おいしい話にだまされて付いていっちゃあ駄目だよということではないんだよなと。だって、切羽詰まったときどうしたらいいか分からなくて、修学旅行に行けないときにどうしたらいいか、誰も教えてくれない。実際、お金くれ

ないよね。

そう思ったときに、そういう選択をしてしまう予ってたくさんいるんじゃないかなと思ったり、Colabo にも子どもたちにボランティアの機会をとかって言っていて、畑体験とか、確かにそういうのをさせたいし、一緒にしたいと思うし、やりたいという子もいるんですけれど、やるためには交通費が必要だったり、お昼代が必要だったり、その時間、バイトをしていたらお金になるのにとかそういうことがあって、なかなか機会の平等というのもないんだなということも、出会いも通して考えさせられています。

また、そういう子たちに対して、例えば虐待といったら、公的機関ももう十分動いているんじゃない。児童相談所とかもあるしという声も結構聞かれることがあるんですけれど、夜のまちで声をかけたときに、「保護じゃないよね」っておびえた表情で言われたことが、今まで何度もあるんですね。そういう子たちが、今まで子どもを保護したり、守るよという立場の機関で不適切な対応を受けたり、無理解な声かけをされてしまったということも本当にたくさんありまして、支援機関でも面倒な子扱いされてしまう。

関わっていても、うそをつく子、本当に多いです。態度の悪い子とか、私が自分の思い通りに動かないと思ったら、なんだ、使えねえなみたいな感じの視線とか態度を感じたりすることもあるんですよ。だけど、うまく使ってもらえればいいなと私も思うし、私たちだけじゃなくて、いろいろな人との関わりの中で生き延びていけたらいいななんていうことを考えながら関わるんですが、なかなかそういうふうに考えられる人ばかりではないし、例えば児童相談所でも児童福祉士さんは 1 人で 100 人とかのケースを抱えていたりして、もう本当に忙しいです。

そんな中、乳幼児とか命の危険がすぐにある子の保護が優先となってしまうと、どうしても青少年の保護は後回しになってしまう。今すぐ死ぬわけじゃないでしょみたいな感じで、実際

にそういう言い方をされてしまったこともあったりして、考えてみると、0歳から18歳までを児童相談所の人はみんな見ているんですよ。同じスタッフが0歳から18歳までを見ているってすごくないですか。私は0歳からやれと言われてたら無理です。だから、もうちょっと年齢に応じて、特に10代後半の子どもたちの対応に特化したようなチームができるとか、そういうことができないのかなというふうにすごく思っています。

あとは、例えば児童相談所で保護されるということになったときに、基本的には一時保護所というところに2週間から2カ月ぐらい入るんですけど、その間にだいたいのケースで学校に通わせてもらえないんですね。それで次の行き先が見つからないと、長い子だともう1年以上、その保護所にいて、支援者にも会えない。友達、彼氏にも会えない。練習していたのに、バンドで文化祭に出る約束をしていたのに、出られなくて、友達に謝ることもできない。謝るというのもおかしいですけど、その子のせいで入っているわけではないんだから。そんな感じのこともあります。

保護所のルールはそれぞれの場所で違うんですけど、愛知のある保護所では私語禁止のルールがあって、それを破ったときに、卓球台みたいなものをパーテーションにして、そこで6時間、罰として漢字の書き取りをやらされたという高校生に会ったことがあるんですけども、そこで子どもへの対応というのがどうしても管理のためのルールとかになってしまったりして、いかに脱走させないかということも施設側も考えているところもあるんですけど、脱走したいと思わなくていいような、もうずっとここにいたいぐらいな施設になってくれたらいいのになんていうことも思ったりしていますが、まだまだその辺りのことが表に出てきていないし、今は刑務所でも少年院でも見学に行けるのに、一時保護所の中は全然見学させてもらえな

かったりして、最近、ようやく議員さんとかちょっとずつ見にいてくれるようになったんですけど、子どもの保護のあり方がもっとよくなっていったらいいのになと思ったりします。

警察に行ったときとかも、性虐待を受けた女の子が地方から逃げてきて、東京で保護して、すごくおびえていたし、お父さんが実際にすごく探していたんですね。危なかったのも、警察に相談に行ったら、事件が起きたのは地元だから、今から新幹線で帰って、地元から3駅のところにある警察署に相談に行きなさいと言って帰されそうになったこともあります。だから、まだまだ現場の方々の理解とか、どうやって対応したらいいのかということも知られていないのかなとも感じています。

あとは公的機関の開所時間が子どもたちのニーズに合っていないということも感じています。困るのは親が家にいる時間だったり、夜間、土日、祝日、特に年末年始、ゴールデンウィークも困るんですね。家に親がいて、友達の家にも親がいて、居場所がないということも結構あって、クリスマスとかもママの彼氏が来るから家にいられないとか、どうしよう。男を探してラブホに行くしかないとかという話をしている子もいたりして、もっとそういう子たちの文化とか生活の中に入っていくような支援のあり方を考えていきたいと思っています。

支援団体の方とか公的機関の窓口の方から、そういう子に関わりたいんだけど、相談窓口には来ないのよねという話をよく聞くんですけど、行かないよなと思うんです。大人なんて信用できないし、みんな偽善者だろうぐらいに思っている子も多いので、あと見かけたときにどう声をかけたらいいか分からないという声も聞いています。でも、この子たちは私たちから出会いに行かなければ出会えないなと思っていて、そういう活動も今しているんですけど、渋谷や新宿のまち、あと名古屋だと栄の駅前とかに毎晩、スカウトがたくさん立っていて、新

宿だと一晩に100人ぐらい立っているんですね。

それくらいの人が、そういう女の子たちを待っていて、選んでいて、見ていて、声をかけているんです。「困っていない?」「仕事探していない?」と選択肢をたくさん与えているんですね。本当はそれと同じくらい支援者とか私たちもまちに出て、「おなかすいたらここへ行けばいいよ。ここだとご飯食べれるよ」とか、「ここお風呂貸してくれるらしいよ」という情報をティッシュとかでよく配っていますよね。あんな感じでもいいから、ティッシュもらったら、そこに情報が書いてあるみたいな感じになれば、危険につながる以外の選択肢をもっともてる人が増えるんじゃないかなといま考えています。

例えば、東京の秋葉原なんかでは、渋谷や新宿でスカウトされた子も含めて、こんな感じでJKビジネスということで、児童買春とかにすぐつながりやすい危険な仕事につながったりしています。男子の場合も振り込め詐欺の受け子で捕まる少年が多いですし、建築作業で違法に使われたり、福島で引っ越しで1日3万の仕事があると言われて行ったら、宇宙服みたいなのを着て、除染作業をやったとって事件になったケースもありました。あとはホストとかスカウトとして女の子からお金をとったり、女の子を働かせたりするような側として使われることもあったりします。

例えばJKビジネスって、一番多かったときで、東京で174店舗あって、警察も把握しきれないと言っているんですけど、だいたい1店舗5人から、大きい店だと40人くらい女の子が在籍していて、泊まれるところがあったり、勉強を教えてあげている店があったりするんですね。なぜそういうところにたくさん子どもたちが行ってしまうかというと、支援より先に必要な衣食住とか関係性を与えるような感じで近づいてくるからだなど。支援者より正直使えると、子どもたちが思うのは当然だと思うんですね。

「行くところがないなら家へおいでよ。こんな

ところにいたら補導されちゃうし」とか、「ご飯食べてないでしょう」と言っておにぎり買ってくれたりとかそういうことも、まちでもやっていますし、SNSとかを通してLINEのタイムラインで求人広告を出したり、ツイッターをうまく使ったりとか、えっ、何のアプリ? って思う方がいっぱいいると思うんですけど、こういう皆さんもよく分からないな、難しいなと感じるような、若い子たちの文化に中に入っていくって、声かけをしてつながるのをすごくよくやっています。

私はそういうことをして、女の子たちをうまく使っている人たちのやり方を支援者たちも見習うべきと考えていて、どういうことかというところ、例えばJKビジネスの店とか少女たちに売春させているような店とか、スカウト店長オーナー制というのをとっている店が結構あります。例えば、スカウトはまちやSNSで声かけをします。その子とLINEでこまめにやりとりをしたりして、その子が全日制高校か通信制高校か、中学までしか行っていないか、しゃべれるか、障害があるか、見た目はどうかとか、タイプはどうかとか、そういうことに合わせてその子に合った店を紹介するんです。

そこで出会うのが店長で、店長の中には脅して働かせる人もいますが、やさしい人のほうが多いんです。頑張れと励ましてくれて、話を聞いてくれたり、ご飯を食べさせてくれたりとかしながら働かせます。でも、店長とけんかしたり、店でもめ事があつたりすると、スカウトに相談する女の子が結構多く、スカウトも店長とやりとりしていますから、いいタイミングで、刺さる一言とかLINEしてくれるんですよ。そうすると、「実は今、こんなこと悩んでいてね」とスカウトに言うと、「じゃあ、俺から店長に言ってやるから」ってスカウトが言ってきてなだめたりとか、あとは「別の店を紹介してやるよ」と言って紹介された別の店が同じオーナーの店ということで、結局、そこで一度つながると切

れ目ない支援という言葉がありますが、そんな感じでうまくやっているんです。本当に上手です。

一方で、支援団体のほうはなかなかそれが難しいと思うのが、1 個の自立援助ホームが駄目だったとき、じゃあ、次当たってみようよと気軽にできないんですよね。次、当たるまでにまず3カ月待ちますとか言われたり、もうせっかく見つかったところだから、ここしかないよ、あなたにはと言われて、ちょっと合わないなと思って、ここにいるしかないっていうふうに、例えば Colabo みたいな活動している団体がいっぱいあったら、もう東京だけで100 個ぐらい必要と思っているんですけれど、Colabo ではいやだから、別のところへ行こうとか、夢乃さんにあんなうそをついて、うそばれてるから、気まずいから違うところへ行こうとか、そんなことも気軽にできるようにしながら生き延びさせるみたいな、もうちょっと大人になれば、自分の力で何とか生きていける力が付いたりもするし、20 歳になれば、家を自分で借りられたりするから、その間、うまく生き延びさせられるような手段をもっともっといっぱい作りたいと思っています。

いま結構、店長をやりたいとか、やっている団体とかが増えてきたのかなと思うんですけれど、スカウトの機能が圧倒的に私の側、支援の側には不足しているというふうに考えています。この人たち、裏社会と言うとあれですけど、そういう人たちが上手なのは、自分たちの特性とか分かって、役割分担を本当に上手にしているんです。スカウトは若いと16 歳とかの男の子とか、女の子にもさせています。

若くて、ちょっと親和性が高いような仲間感あふれるような人が、ちょっと軽い感じで声をかけてくる。そこで簡単にLINE 交換とかして、その後、店長クラスがだいたい30 代、40 代、50 代ぐらいが多いんですけれど、スカウトをやっている40 代の人とかはすごいチャライ感じの、日サロ通ってるでしょうみたいな人が結構やっ

ていたりして、その裏でオーナーはお金を持っていたり、地元で顔を利かせているような人みたいな感じで、私たちもスカウト店長、オーナー制でもっともっと、暴力団みたいにお金がある人はなかなかいないので、そこがもっと手厚くなればいいなと思っていますが、スカウトももっともっと増やしていきたいなと思っています。

なので、発見して声をかけてつなぐアウトリーチが必要だと考えています。そのアウトリーチというのは、まちで声かけするだけではなく、例えば少年院とかで授業をすることもそうだし、SNS とか、若い子がいっぱい使っているものを使って発信することだったり、あと私の場合は、10 代のころの体験を『難民高校生』という本にまとめているので、それを難しい状況にある生徒たちがたくさんいる学校の先生とかに10 冊とかプレゼントしておくんですね。

それで、気になる子がいたときとか、生徒がパンツ売って補導されたときとか、謹慎中とかに作文の宿題ということにして本を読ませてくれたりして、刺さるようなことがあったみたいな感想がもし出てきたら、「実は知り合いだけど、会ってみる？」とか言って、もう私を知り合いということに紹介してくださいとお願いしています。支援団体があるんだけどとかではなく、知っている人、夢乃さんという人がいて、ピンクが好きな人だけど、何かやっているから、よかったら会ってみたい？ みたいな感じで紹介してもらえるようにしたり、いろいろな方法を使っています。

声をかけるというのも「どうしたの？」とか「困っていない？」とか、本当に簡単な一言でいいし、向こうも声かけたところで、その場で、「助けてください」なんていうふうにならないですよ。ホームレス支援でも同じだと思うんですけれども、路上にいる方々、急に今日泊めてってついてきちゃうなんていうことは、たぶんあまりなくて、関係性ができて、向こうも信頼できるかどうかとかいろいろ考えた上でというこ

となので、そんな声かけを気軽にできるような人があるといいなと思っています。あとはあめ、ホカロン、テレホンカードを持っておくといいのかなと思っています。

最後に、活動の紹介をさせてください。そんな出会った子たちに対してのその受け皿としても、私たちがやっていることがあって、まずは一次シェルターということで、困ったときに泊まれるところがあります。これは本当に家から出ると覚悟を決めてきている子だけではなく、今日はちょっとママが彼氏を連れてくるから泊めてとか、友達とお泊まりしたいんだけどとかというのもありという感じに、かなり緩い感じで泊まれるところがあります。

一緒にご飯を食べるということは、相談のハードルを下げるのにもすごく役立つなと思って、「相談においでよ」と言うと、ちょっと緊張するけれど、「今度、ご飯食べに来ない？」と誘うようにしています。湯浅さんは先ほど共同炊事と言いましたっけ。そんな感じで、してあげる、される関係ではなく、誰かが「おなかすいた」と言ったら、「じゃあ、コメ炊いて」と言って、誰が炊くかのじゃんけんを、支援スタッフも、その女の子も交えてして、コメを洗うのはみんな爪とか当たるし、いやだから、じゃんけんして負けた人がコメ炊いたりそんな感じで活動しています。

ものものいろいろもらえるようにしていて、コンドームとかそういうもの欲しさに来る子もいて、全然もの欲しさでもいいじゃんと思っています。それがつながるきっかけになるならというふうに思っています。あとは、どうしてもほかでも受け入れてもらえない女の子たち、ほかの施設で、もうお手上げと言われてしまったりとか、18歳まで児童福祉につながる事ができなくて、でも、20歳ではないので家も借りられないという子たちが住めるようなシェアハウスも6部屋あったりとか、女の子たち自身がつながってアクセサリをつくったり、何かいろい

ろなお祝いとか、女の子たちの活動を一番大事にしてやっています。

Colaboのことを、もしかしたら今日来てくれている方も、今日お会いする前に知っていたよという方が結構いてくれるんじゃないかと思いますが、女の子たちの中でも困ったときにColaboに連絡すれば助けてくれるらしいというのが、ちょっとずつ広まっているみたいで、最近、すごく相談が増えています。それはありがたいですが、もともとの問題意識としては、信頼して連絡してくるような子たちじゃない子たちに出会いたいし、「助けて」と言えないでいる子たちに出会いたいと思って始めたんですね。でも、正直、今は連絡くれる子の対応で本当に手いっぱいというような感じで、お金もないし、人もすごく少なく、たぶんびっくりするほど少なくてやっています。

だから、自分たちだけでは限界があるというのを感じているので、もっとまちでアウトリーチができる人を増やしたいと思って、いま夜のまちにこういう大型のバスを止めて、そこを拠点にして、炊き出しの青少年版みたいなことをして、子どもたちとつながるという活動をしたいと思っています。韓国で先行事例があって、バスの中にキッチンがあったり、テーブルがあったり、くつろげるスペースがあったり、こういうふうに改造して、これをまずは歌舞伎町と渋谷でやりたいと思っているのですが、そこで夜の時間にまちに止めて、あそこへ行けばご飯が食べられるし、ものをもらえるよみたいな感じで、そこに私たちがいて、外に出て行って声をかけるチームがあってみたいなことを、これからやっていきたいなと思っています。

もしこれが東京で成功できたら、栄とか名古屋のほうでもやれたらいいなと、誰か一緒にやりたいという人がいたら、こっちでもやってもらえたらいいななんていうことも考えています。ということで、活動についてお話しさせていただきましたが、ぜひいろいろな形で応援しても

らえたらいいなと思います。ありがとうございます。(拍手)

山田：仁藤さん、どうもありがとうございます。女子中高生がどういう問題を抱えているのかということと、Colaboの活動、支援のあり方という意味でも、示唆に富むご発言をいただいたのではないかと思います。

いま薬師さん、仁藤さんから活動の報告、どんな活動をしているのかというお話をいただきました。どちらも生きづらさを抱えて生きている人たちであり、そしてなかなか社会的に理解されにくかったりする人たち、そういう意味では、先の湯浅さんの活動家としてのヒストリーと重なってくる部分があるかなと思っていました。今日はソーシャルアクションをテーマにしたシンポジウムで、また後半のディスカッションのところで、社会への働きかけだとか、そういったところについてもお話を伺ってみたいと思いますが、その前にちょっと高良先生から、ソーシャルアクションについてご研究されてきた立場から、今のご報告を振り返っていただければと思っています。



高良：皆さま、こんにちは。東京学芸大学の高良と申します。ここまで薬師さんと仁藤さんのお話をお伺いしていて、正直、ああ、という感じで聞いてしまっていて、私、話していいのかなというふうな気持ちにもちょっとなってし

まっています。大変な思い、いろいろな意味で経験されてきた方々に対して、ソーシャルワーカーとしてすいませんでしたと、まず謝りたくなるようなところがあって、それと同時に、ソーシャルワーカーは何ができるんだろうと思いながら話を聞いていました。

私のほうからは、実際ソーシャルワークとしてのソーシャルアクションをどういうふうに行っていかなければいけないのかというところに関して、お話をさせていただきたいと思います。私は十数年来、社会的に排除されている方々への支援のあり方について研究をしてきたわけですが、そういった中で、どうしても根本的な解決ということを目指していくためには、社会構造自体を変えていく必要があるんだということを痛感しまして、近年ではソーシャルワークにおけるソーシャルアクションに関する研究を行っております。

お手元の資料の18ページから1枚ずつ印刷をしてくださっていますが、ありがとうございます。こちらを併せてご覧いただきながら話を聞いていただければと思います。まず最初に社会運動、そして社会福祉運動、そしてソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの関係について簡単に確認をした上で、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの特徴などを確認しながら、どういったことをやっていかなければいけないのかという辺りをお話しできればと思っています。

まず最初、社会運動、社会福祉運動、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの関係ですが、社会運動については非常に広い概念になります。社会的な矛盾によって引き起こされたと観察される問題の解決だとか、それを通した社会的、政治的、文化的秩序の変革を目指して行われる集合的な行為をいうということです。そういった中で主に社会福祉の対象となる生活問題、これを解決していく、また軽減していく、そういった運動、そして固有性としては、社会

福祉の制度、政策などに対する改善や変革要求を含んでいる、そういったものが社会福祉運動というふうに見えるのだと思います。

そういった中で、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションは何なのかということですが、ソーシャルワーカーというのは誰なのかというのが明確にされてこなかった以前の時代は、社会福祉運動がそのままソーシャルワークにけるソーシャルアクションだというふうな形でとらえられていることのほうが多かった。しかしながら、近年では、いやいや、そういうわけでもなく、運動の総体としては社会福祉運動だけれども、その中でソーシャルワーカーが行っていくような方法や技術というものが、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションであるというふうにとらえられていることもあります。いずれにせよ、皆さんの理解が一様であるとは言えない現状があります。

このように、ソーシャルアクションというのは、非常に多様なとらえ方をしているわけですが、そういった中でソーシャルワークにおけるソーシャルアクションというところに限定して、簡単に変遷をこちらにまとめてあります。非常に簡単に確認をしておきたいと思いますが、まず最初、社会福祉定礎期と言われるころです。このころはちょうど戦後の混乱期ですので、本当に生存のための運動が行われている状況になります。

どんどんできてきた労働組合等が中心になって行われてきているわけですが、このころ初めて孝橋先生によってアメリカからソーシャルワークにおけるソーシャルアクションが紹介され、その際、伝統的な皆さま方、よくご存じの6分法、ケースワーク、グループワーク、コミュニティ・オーガニゼーション、ソーシャル・ワーク・リサーチ、ソーシャル・アドミニストレーション、そしてソーシャル・アクション。これらとして伝えられました。すでにこのころアメリカではもうソーシャルアクションが機能であると

いうとらえ方をされていて、5分法だったのですが、そういった形で、まず日本に伝わっております。

そういった中、次に社会福祉発展期におきましては、高度経済成長期になりますので、それこそ大企業による経済的な発展をしっかりとサポートしていくようなさまざまな社会福祉政策というものができてくるわけです。一方で、もちろん貧困もあれば、そして大きな問題として公害が起きました。そういったことに対する運動が活発に行われた時期です。このころ社会福祉の一方法ないしは一機能というふうに多様なとらえ方がされていました。

そして、その後、ロスマンによるコミュニティ・オーガニゼーションの中で、ソーシャルアクションモデルというものが伝えられることによって、コミュニティ・オーガニゼーションの中の一つの技術や機能というふうにとらえられるような状況も起こってきています。ここまでのところは、中央集権の行政システムのもと、政府に対して働きかけをしていく。それも労働組合であるとか、住民組織であるとか、そういった方々が中心となり、組織的にその集団の力で世論を喚起しながら圧力をかけていき、そして社会福祉制度などの改善、そして創設等を交渉や、陳情、デモ、署名などで行っていくというのが特徴的なところでした。

1987年に社会福祉士が誕生します。この辺りからソーシャルワークというものが、ソーシャルワーカーというのは誰なのかというのが、ある意味明確にされてきたわけです。そういった中で社会福祉士の養成カリキュラムの中ではソーシャルアクションは外されます。しかしながら、それまで間接援助技術の一つとしてとらえられてきた経緯がありますので、テキスト等にはそのまま載っていく。それでも、しっかりとそれが教えられるということはほとんどない状態が続いてきました。

そして、その後、ソーシャルワークの統合化

に伴い、ソーシャルワークの一つの方向として位置づけられてきているわけですが、以前は社会福祉運動、つまりソーシャル・ウェルフェア・ムーブメントとして使われてきたのが、近年では社会活動、ソーシャルアクションというふうな言葉が使われてきているということが言えると思います。

このようなさまざまな定義がもっといっぱいありますが、そういったものを分析するとともに、社会福祉の方々のソーシャルアクションの実践事例を42分析させていただきました。そういったものをもととして、現在の現状に即した形でのソーシャルワークにおけるソーシャルアクションは、こういった定義なのではないかということをつくったものがこちらになります。

ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションとは、生活問題やニーズの未充足の原因が社会福祉関連法制度等の社会構造の課題にあるとの認識のもと、社会的に不利な立場に置かれている人々のニーズの充足と権利の実現を目的に、それらを可能にする法制度の創設や改廃等の社会構造の変革を目指し、国や地方自治体等の権限、権力保有者に直接働きかける一連の組織的、かつ計画的活動およびその方法、技術であるというものです。

ソーシャルアクションの本質というのは、社会構造の変革にあります。社会構造自体が人々の権利を侵害しているとか、権利によって保障されている行為を行うことができないという状態である権利の非実現が生じているのであるならば、それを変えていかなければいけない。そしてニーズが充足できる状態、そして権利を実現できるような状況をつくっていかなければならないということです。その際に組織的な活動で権限、権力保有者に働きかけを行っていくということになります。

つまり、クライアント・システムとなるのが、社会構造の課題によって権利侵害や権利の非実現が生じている方々ということです。そして、

ターゲット・システムになるのは権限、権力保有者、そしてアクション・システムは多様なさまざまな方々、もちろんクライアントを含んでいます。そして、こういった中で実際に活動ができるようにやっていく全体の計画的な活動が促進されるように動いていく。それがチェンジ・エージェントになるわけですが、それがソーシャルワーカーだというふうに考えられると思います。

先ほどのお二人のお話等をお伺いしていて思ったのは、確かに制度を変えて法制度をつくっていくというふうな意識をお持ちでいらっしゃると思うんですが、どちらかというと、人々の意識を変えていくとか、とにかくニーズが充足できるような状況をつくっていくことが非常に重要視されていたのではないかと思います。目的はあくまでもこの人々のニーズの充足と権利の実現ですが、それを行うための一つの方法として社会福祉関連法制度の創設や改廃を行っていくということになります。こういったところが、ある意味、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの一つの特徴ではないかと思っています。

これはやはり、社会福祉関連法制度の運営やサービスの提供をソーシャルワーカーが担っているからです。実際にやっているからこそ、その課題が見えてくる。そして、どういうふうにすればいいのかということも見えやすくなっているというところの強みを生かしたものではないかと思っています。

そして、近年のソーシャルアクションの二つ目の特徴であるのではないかと思いますのは、たぶん先ほどお話しいただいた、お二人の活動とも似通っている部分だと思いますが、とにかくまずその支援を必要としている方々のニーズを充足していくんだというのを、まず目指していくことだと思います。

ソーシャルアクションには二つのモデルがあるのではないかと思います。まず最初、従来

からソーシャルアクションというふう認識されてきた闘争モデルというものがあります。これに比べ、先ほどお話ししましたソーシャルアクションの実践の分析を通して構築したものがこちらの協働モデルになりますが、こちらのほうを見ていただくと、最初、とにかく多様な主体の協働によって、いろいろな意味で社会的に不利な立場に置かれている方々のニーズの充足をしていくべく、例えばNPO法人等の非営利事業者から提供される非営利部門のサービスであるとか、仕組み等をまず開発して、そしてニーズを充足していくということを重視しているということになります。そして、その後、実際にさまざまな方々と協働してつくり上げたもの、その実績をもとにして政策主体のほうに働きかけを行い、立法的、行政的措置の実現を目指していくというような活動になります。

実際、ニーズが非常に多様化しているような状況においては、従来の形をベースとした社会福祉関連法制度ではしっかりと機能できていない状況があるわけですから、それができるまで待っていたら時間がかかるわけです。まず、とにかくニーズの充足を考えていくというのは、非常に当たり前のことではないかと思います。

そして、この協働モデルでは、非常にそのプロセスを重視します。プロセスというのは、とにかくいろいろな方たちで一緒につくり上げていくところでの対話です。一緒にやっていくというのが非常に重要だと思います。この辺りは先ほどの仁藤さんのお話にもあったような本当にこの支えられる側とか、支援していく側、その固定をなくしていくということが非常にポイントだと思いますが、それぞれのストレングスを活用しながら、共に相互に一緒にやっていくところで相互理解を深める。また、相互エンパクメントをしていく。そういったことのプロセスを通して権力や関係との構造を変革していくということが必要になってくるのだと思いますし、実際、こういった活動が事例から見られ

ています。

しかしながら、それと同時にどうしても支援する側という専門職であるソーシャルワーカー側と、そうではない支援が必要だとされている側との関係性は常につきまとう課題であり、いかにその対等であるか、対等である上での協働を担保していくかというのは大きな課題になってくるのではないかと思います。

また、こういった中で、さまざまな価値観の変容であるとか、もしくはさまざまな知識、意識、そういったものの変革も同時にこのプロセスを通して行っていくことを重視しているわけですが、この背景としましては、このように実際には価値観は変わってきている。また、多様化しているにもかかわらず、制度が想定する価値観が、制度の変革を阻んでいるし、また制度自体が今度は価値観の変革を阻んでいるような状況をいま引き起こしているということがあると思います。

また、仮に制度ができたとしても、先ほどのお話等でもありましたように、何もできたからといって、みんな、はい、じゃあ、使いたいですと来てくれるわけでは全くないわけです。実際に、その制度ができたとしても、それをうまく活用できるようにしていくためには、そういった地域の方々の理解や関係性とか、そういったものも全て必要になってくるというところがあると思います。そういった意味では、人々の意識を変えていくという部分が非常に大きなところだと思います。

今回、研究の対象として分析をさせていただきました社会福祉士の方々のソーシャルアクションの実践事例を見てみますと、ほとんどのターゲットは地方自治体になっていました。つまり、非常に狭い範囲での活動が多いです。別にこれは悪いことではなく、地方分権が進んでいるので、そういった意味では市町村の中での動きが必要になってくるんだとは思いますが、しかしながら、多くの人々の意識を変えていく、つま

り世論を喚起していくというようなムーブメントを起こしていくというようなことは、ほとんどの方ができていませんでした。やはりこういうところは、社会福祉は非常に弱いのだろうなという気がします。

それはどうしても福祉という範囲で考えてしまいがちというところもあると思います。そういった意味では多様な方々とともにいろいろなところで活動していくというふうな経験、そういったネットワークの張り方、実際、今のこの状況の中でどんどんネットワーク構築が非常に重視されているわけですから、そういったところがますます必要になってくるのだと思います。

それと三つ目の特徴としては、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションというのは、ソーシャルアクションありきではないということです。あくまでも個々の方々に対する支援をしている中で、生活問題を引き起こしているであろう社会構造であるとか、その生活問題の軽減や解決を阻害しているであろう、そういった社会構造の課題に気づいて、これはどうにかしなければいけないと思ったところの一つの方法がソーシャルアクションだということです。

ですから、あくまでもこういった中で、一つの方法として活用していく。常にミクロ、メゾ、マクロレベルの総体としてソーシャルワークを実践をしていくということが必要であり、その中の一つなんだという認識が必要であるとともに、それが一つの特徴だろうと思います。

そして四つ目の特徴としては、今回お話しただいたような方々のように、自分で声を上げられるような方々ももちろんいらっしゃいますが、そういう方々ばかりではないという現実があります。そういった中でどうしても非常にパワレスな状態になって、自分で声を上げられないような方々、そういった方々に、必要なときには代わって、代弁ですね。しかしながら、できる限り、その方々が声を上げられるように支援をしていくようなソーシャルアクションとい

うものが、やはり必要になってくるのだと思います。

ここでソーシャルワーカーが明確に認識しなければいけないのは、他者に対して支援をすることを社会的に認められている専門職というのはすごいことです。その立場でない方がアウトリーチするというのは非常に難しいところがあります。この立場だからこそできるアウトリーチがあると思います。だからこそ、そういう役割を認識した上で、そして先ほどお話しいただいたようなさまざまなやり方からも学びながら、アウトリーチというものをしていかなければいけないのだと思います。それがあって初めて必要があれば、ソーシャルアクションにつながっていくという状況ができるのだと思います。

どんどんとニーズが潜在化していますし、またどんなに表に出たとしても少数の方にしか影響を与えないような課題というのは、政策に乗らない状況というのは多々あるわけです。そういうことを考えると、とにかくこういう課題があるんだということを見える化すること、そして多様な方々で協議できるような土壌をつくっていくこと、それはやはりソーシャルワーカーの大きな役割であり、ソーシャルワーカーとしてのアクションの一つになるのではないかと思います。

このように、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションについてお話ししてきたわけですが、では、実際ソーシャルワーカーはソーシャルアクションをできているのかということ、残念ながら、非常に限られた方々だけの実践になってしまっている現実があります。また、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションに関連する研究の蓄積は、ものすごく浅い状況にあります。そういうことを考えると、これまでポリシーレベルから下に向かっていく施策実施と、サービス実施というのは、ずっとソーシャルワーカーがやってきたわけです。しかしながら、クライアントレベルからこのポリシーレベ

ルに上がっていく、この実践はなかなかできてこなかったということを、しっかりと反省すべき点もあるのではないかと思います。

そして、誰もが自分本人にとって意味のある人生を歩んでいけるような機会を確保できるような社会構造をつくっていく。そういった変革をしていくということを考えると、やはり先ほどの薬師さんや仁藤さんのお話からも分かるように、本当に実際に経験されている方々の声をちゃんとつなげていかなければ、実態に合ったような政策もできないわけです。そういった声を社会に広げていく、つなげていくということが必要であり、そういった活動の一つの代表的な実践がソーシャルアクションなわけですから、こういったソーシャルアクションの意義をいま一度確認してやっていく必要があるのではないかと思います。ありがとうございました。(拍手)

山田：どうもありがとうございました。前半、2人の報告は活動の現場から生々しいお話をいただいたわけですが、今日は社会福祉学会の企画ということもありますので、それをソーシャルワークの文脈に落とし込んで、ソーシャルアクションという観点から議論を整理していただいたのではないかと思います。

皆さんからの質問とかフロアとの議論をこの後していこうと思いますが、その前に先ほど記念講演をお願いしました湯浅さんのほうから、今の三つの報告を聞いてのコメント、この後の議論の整理、方向づけなどをしていただければと思います。

湯浅：そこまでできない。

山田：そうですか。何ができますか。

湯浅：何ができますかね。感想でよければ。ありがとうございました。お二人ともプレゼンが丁寧というか、さっき私は便所の窓の話でしたが、28って言いましたよね。私は28のころ、こんなふうに全方位的にそつなくしゃべ

れなかったかなという感想を強くもちました。

あとソーシャルアクションの話ですが、ソーシャルアクションをしなければいけないみたいになるのもどうだろうという感じもしていて、私はしたらいいんじゃないかと自分でも言ってきた人間ですけど、こうやって自分の話もした後、お二人の話なんかも聞いていると、まあ、結局、好きなんだろうなという感じがするわけですね。なんていうか、ないからつくるみたいなどころって、要はお金がついてこないわけですよ。自分の食い扶持を自分で稼ぐということです。そういうのは、誰かがこれやったらお金を出してくれるのかなと思ったら、途端にできないです。誰も出してくれないから。

というのは、やっぱりある程度、好きじゃないとできないんだよね。というので、やっぱり好みの問題かなという、いわゆるベンチャー気質みたいな。私もいろいろな要素がありますが、それは怒りもあったし、いろいろありますが、ちょっと語弊があるかもしれないですが、やっぱりおもしろかったんですよね。そういうところをやることのやりがいというのかな。自分たちで試行錯誤するおもしろさ。誰もやっていないから、10年前にやったけど駄目だったんだよという人がいないので、こうしたらいいんじゃないとか、ああしたらいいんじゃないかと言いながら、自分たちで試行錯誤することが好きだったという感じがしますよね。

はっきりしていると思うのは、ソーシャルアクションはやるべきとか、べき論であるということに加えて、好き嫌いの問題があるということに加えて、やっぱり自分の食い扶持を自分で稼ぐということをやりたいとか、それも含めてやろうと思うかどうかということじゃないかと思いました。

山田：ありがとうございました。先ほどの湯浅さんのお話を聞いていても、そのおもしろさだとか、ベンチャー気質、まさにそうだなと思い

ます。そこは結構、背後には大事な論点もあるような気もしていて、要するに何も無いときというのはつくれつくれと要求していくことのおもしろさ。やらないのだったら、自分たちでやるぞという、それはある種のおもしろさで、これが今度実現して、例えば制度化されたり、事業化されたりしていくということになると、一定の縛りだとか枠組みなどが出てきて、そうすると、その中でやらざるを得ないところが出てきて、活動としての面白さみたいなものが、何もない時代よりもちょっと薄れてしまったりだとか、実現できたことはいいことだけれど、ヒリヒリ感みたいなものは薄れていく。その辺りにひょっとしたら高良先生がお話しになっていた社会福祉士の領域でのソーシャルアクションの課題みたいなものもあるのかなという気もしました。ありがとうございました。

フロアのほうからも先ほどの湯浅さんのご講演、それから今のお三方の報告に対する質問などもあるかもしれません。この後、限られた時間ではありますが、フロアも交えて少しディスカッションできればと思いますが、何か質問、ご意見、コメント等あれば挙手していただければと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

高良：湯浅先生、コメントありがとうございました。お話しいただいたことはすごくよく分かるんですが、でも、それと同時に、まず好きじゃなくても必要があれば、いまソーシャルワーカーがやらなければいけないのではないかという気がします。だからこそ専門職であり、国家資格であると思います。そういった際に、もちろんソーシャルアクションがやりたいからとか、ソーシャルアクションをやるから目立つからみたいな形で始めるのは論外で、あくまでもさまざまな支援をしていく中で、必要性があった。じゃあ、ここはやっぱり動かなければいけないという状況の中では、やっていくべきところだろうなと思います。

あと財源的なお金の話ですが、確かにソーシャルアクション自体に対しての経済的な対価が出てくるかという、それは基本的にはないと思います。しかしながら、近年で言えば、組織としての、例えば社会福祉協議会がそういった活動ができる状況があるとか、また今後、社会福祉法人の中でも地域における貢献をしていくようにみたいなが出てきておりますが、そういったものを活用していくということは可能だと思います。

行政職員が行うソーシャルアクションに関しては、どこまでがソーシャルアクションなのか、それとも本当の自分の役割なのかというところが非常に微妙なので、その分類が非常に分かりづらいのですが、行政職員の中のソーシャルワーカー等が動いていくということが、実はそのままソーシャルアクションになっていたりとかというふうな整理もできないわけではないと思います。だから、そういった意識をもってやっていくということは可能ではないかなと思います。

湯浅：おっしゃるとおりだと思います。そういうことがないということを言いたかったわけではないですけど、ありがとうございます。

山田：何かフロアの方からご質問等ございませんか。よろしいようでしたら、勝手にこちらで進めていきますが、大丈夫でしょうか。また何か聞きたいことがあったら口を挟んでいただいても結構です。では、お願いします。

フロア：最近、ちょっとアート活動にはまっています、ちょっと違うんですけども、高良先生に、アートの話になってしまうとちょっとあれですけども、アートは市民活動にもあります。最近まちづくりとかそういう形でアートの活動、プロジェクトがあると思いますが、そういったミッションというか、そういった必要性ですかね、アートというのはソーシャルアクションとして作用するということは言えると思いますか。

高良：どのようにお答えすればいいのか、ちょっと戸惑っておりますが、ソーシャルアクションとしてアートが活用できるのかという理解でしょうか。

フロア：そうですね。それはあると思いますが、法的に行政措置として実現を目指すことというのがあったので、そういったものではなく、アートという形でまちづくりに働きかけて、そういったことを目指すことはできるかと。

高良：アートといった形でまちづくりが……。

フロア：まちづくりとかそういった形で、政策主体というか、行政と共同しながら、協働モデルのほうではあったんですが、立法的、行政的措置の実現を目指すことで当事者というか、市民ですかね、そういった声を政策に反映していくということができるのかなと思ったんです。

高良：今までソーシャルアクションに関する研究にご協力いただいた方の中にはそういう方はいらっしゃいませんでしたが、社会福祉関連法制度の何らかの改善であるとか創設等を含め、目指して行っていく中でアート活動みたいなものを入れ込みながらやっていくことはもちろんできると思います。例えば、しあわせなみだの中野さんのプロジェクト等は性犯罪の法律の改正に導かれましたよね。あれもアートを取り入れたりして、マスクにいろいろ描いたりとか、いろいろなアートを入れ込んでやられたりしているので、いろいろな方法としては、アートは有効だと思います。啓発をしていくとか、社会構造の課題の共有であるとか、そういったところの部分ではアート等を活用することはかなり有効な手法だと思います。

山田：今お答えいただいたところもそうですが、啓発を進めたり、人々の意識を変えていくというところの一つの手段としての活用可能性があるのではないかと、そういうお話で、そのほか。どうぞ。

フロア質問：今日はどうもありがとうございます。薬師さんに質問ですが、LGBT の教育

というのは諸外国ではどんな形で進められているのか。やっぱり先進国なんかはあると思いますが、参考になるかなと思いますが、そこら辺の事情を聞きたかったということと、それから仁藤さん、生き延びさせるためにいろいろなやり方を考えてみえるということは素晴らしいことですが、それを自立支援に結び付けていく方策として、射程としてどんなことが考えられるのかと思っています。その場では生き延びても、その後、崩れていってしまったら困ってしまいます。例えば、そこで高良さんの言う支援の制度とか、そういったものがとても重要になってくるのではないかなと思うんです。

例えば教育プログラムが諸外国ではどんなふうに支援としてソーシャルワークとして結びついているのかなというようなところも、そういったところの結びつきが見えてこない、そこでそうやっているね、そこでそうやっているね、そこでそうやっているねで終わってしまうのではないかとこのところをすごく感じているんですけれども、いかがかなと思って、もう少し詳しくお話をしていただけるとありがたいです。

山田：では、薬師さん。

薬師：ご質問いただきありがとうございます。欧米の話の前に、まず日本の教育の現状を手短にサクッとまとめさせていただきたいんです。現在、学習指導要領の中にLGBTのことは、入っていない、思春期になると異性を好きになりというような、LGBTを想定していないと思われる文言があるという、大きく二つの課題があります。一方で、2017年から高校教科書、2019年4月からは中学校の教科書の一部にLGBTが載ることになります。そういうような状況の中で、いろいろな推進がされています。

ただ、欧米を見ると、教科書等指導要領に入ったり、教材の中にLGBTについて入るなど、教育現場での体制が整っているところもたくさんあります。また、あとはいろいろな実践としても、例えば幼稚園の時代から絵本の中に多様な家族

の事例として同性パートナーについて触れるなどの実践も見られ教えるということも多くあり、やはり幼少期から教えるということがスタンダードになりつつあるのかなとは思っています。ただ、諸外国といいましても、まだLGBTであることで死刑になったり、禁固刑になる国も世界にはありますので、世界の現状はさまざまであるというのが事実だろうと思います。

山田：では、仁藤さん、お願いします。

仁藤：ご質問ありがとうございます。今の質問を聞いていて思ったのは、そもそも自立というのが一人一人にとっての自立は意味が違うの



で、どこを自立とするかということも一人一人違ってきてしまうんですけれども、私たちの支援というか、関わりというのは問題解決型ではなくて、寄り添い続けるということなのかなと思っているんですね。

そんな家族の問題とかって、私も今でも親と物理的な距離を取って生活はしているけれど、やっぱり母と会ったりすると、心が荒れるみたいな、すごくつらい気持ちになったりとか、どうしても傷つけられてしまったりとかというのがあるので、解決というのはそんなに簡単に、そのポイントで解決というのは無理だと考えています。だからこそ、ごまかしの支援が必要だと思っていて、問題はすぐに解決しないけれど、何となくいろいろな人と支え合ったり、関係性をつくりながら、そのつらさをちょっと和らげつつ、何とか生き延びる。

そのつながり続けるということ、私たちは伴走者という言葉をよく使っているんですけど、つながり続けるということが、だんだん問題が解決してきたり、もっとほかに頼れる人ができたり、本当にいいパートナーができて同棲することになりましたとかというと、だんだん離れていきますけれど、支援に終わりというのは決めていなくて、その中でまた妊娠したとか、男と別れたとか、そういうタイミングがあったときに思い出してもらえる顔の一つになればいいなというふうに思っています。

それがColaboだけではなく、ほかの団体の人とか、例えば弁護士さん、お医者さん、役所の方とかいろいろな人と最初の段階でいいタイミングでつなげて、私たち以外にも頼れるところを増やすということで、何か困ったときにいろいろな支援を使いながら、その子たちが生きていけるようになったらいいなということを思っています。

就労できない子もいて、生活保護を取りながら、まずはシェアハウスに住むとか、一人暮らしを目指すとか、グループホームに入るとか、そういう子もいますし、高校生を卒業するということを目標にする子もいますし、親との関係を、あれはやっぱり虐待だったよねと自分で思えるところまで来るかどうかとか、家を出ると思えるまでに、性虐待を受けていても関係性をつくって1年とか時間がかかるんですよ。

だから、その子たちのタイミングが来るのを待ちつつ、共に生きるというか、必要なタイミングで声かけてもらえる人を増やす。だから、どんなサポートが必要かということと同時に、どんな人をこの子に知り合わせたいかなということもいつも考えながら活動しているという感じです。なので、結構問題解決とか成果だとかという感じではないので、なかなか理解されにくいかもしれませんが、何かそういうことが必要なのかなと考えています。

仁藤：ありがとうございます。

山田：ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。お願いします。

福地：中部学院大学の福地と申します。今日は非常に先生方のお話を聞いて勉強になりました。ありがとうございました。高良先生に質問です。社会構造の変革が必要だという話が何度か言葉で出てきたように思いますが、社会構造といったときに、これは何を示していच्छゃいますか。

高良：社会構造の定義は非常に難しく、正直、社会学の中でもこれがそうだというものがない状況なので、非常にざっくりと私はとらえています。

結局、先ほどからお話ししているような制度、政策というのはもちろん入るのですが、それだけではなく、それこそ人々の認識や価値観、もしくは役割や関係、あらゆるものが相対的に安定した状態であるものが全て社会構造であるという考え方なので、中でも社会福祉、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションの場合は、社会福祉関連法制度のほうを見ていますが、先ほどもお話ししたように、それに関連するような全ての価値観とか意識とか、そういったものも全部関係してくるという考え方です。

福地：追加ですが、そうなると、社会構造を変えるといったときの法制度のほうは分かりやすいのですが、では、それ以外の意識をどういうふうに変えていくかというときに、その手段が問題になってくると思います。ソーシャルワークの中のソーシャルアクションというのは、そういった意識を変えることまで含みますか。

高良：どちらかというと、個々から始まる支援の中でのミクロ、メゾ、マクロレベルのソーシャルワーク実践の総体としてやっていく中での循環の中で意識の変革はなされていくと考えています。ですから、意識を変える手段は、例えば福祉教育とかそういったものももちろん入ります。

つまり、ソーシャルワークにおけるソーシャルアクションは人々の意識変革も含みますが、それはソーシャルアクションに限定されるものではないと思います。

あくまでもソーシャルワークは、何を目的としているかというところが一番大切なところではないかなと思うのと、あとソーシャルアクションなのかどうなのか、ここまでがソーシャルアクションで、ここまでがコミュニティソーシャルワークというふうな分け方は、私はあまり意味がないと思っていて、もちろん意識しながらやっていかなければいけない部分もあるのですが、あくまでも人々のウェル・ビーイングの増進というところを目指していくというのが根底にあれば、そこの中の一つの方法としてのソーシャルアクションになるのだろうなと思っています。

福地：ありがとうございます。

山田：人々の意識をどういうふうに変えていくかというのは、ちょっとまた後で時間があれば、ぜひ聞いてみたいと思いますが、ほかの方で質問などありますでしょうか。お願いします。

フロア：湯浅先生をはじめ薬師さん、仁藤さん、本当にカリスマティックな魅力があつての社会運動というか、そういう感じもあるのかなという印象で伺っていたのですが、われわれソーシャルワーカーに立ち返ってみると、カリスマ性というのと専門職の技量とかスキルというところはちょっとまた違うかなと思っていて、そこは高良先生にちょっとお伺いしたいです。

高良：私は、ソーシャルワーカーはカリスマである必要はあまりないと思っています。むしろ、黒子であるべきだと思っています。やはり主体となるべきは、社会構造の課題によってさまざまな支援を必要としている人々、社会的に不利な立場にある人々であって、その方たちが表に出たくなければ、もちろんソーシャルワーカーが出るかもしれないが、ちゃんと声を出せ



るような状態にエンパワメントできるという状況であるならば、むしろ黒子であるべきで、カリスマは必要ないわけですね。

ただ、また一方で非常にカリスマ性の高いソーシャルワーカーの方がいらっしゃって、それを武器にストレングスを活用して、ソーシャルアクションをやっていくというのもありだと思います。だから、むしろそこは状況に応じて何がもっとも有効な活用ができるのか、結果がもたらせられるのかというところが大きな判断になっているのではないかと思います。しかし、少なくともどのソーシャルワーカーも必要に応じて、ソーシャルアクションを含めて実践できるだけの知識、技術はやはり持っておかなければいけないだろうなと思います。

仁藤：社会福祉士の専門性をもった方々に私はいつもお願いしたいと思うのは、当事者が声を上げるってすごい大変なことで、だから私も講演させてもらったりするのは、本当に魂を削りながらやっているという意識でやっているんですね。だから、正直同じような体験をした人たちにこういうふうに活動しなよ、活動家になりなよみたいなことはあまりまだ私自身も言えないし、そこへの責任をもてないなと思うんです。ツイッターとかでウィキペディアで私のことを調べたら変なことばかり書かれているし、本当にレイプ予告とかそういうのも来たりとか、すごく大変なことがいっぱいあるんですね。

そんな中で、現場で、そういう困っている方々と子どもたちに出会っている当事者に接して

いる方々が社会福祉士の方々だと思うんです。しかも制度にも詳しい。でも、制度のことが分かっているけど、実際それが使えないということとかにも皆さん、きっと直面されていて、知っているはずなのに、知っているんだったら、大人たち声を上げてよと、ずっとそういう思いをもちながら私は活動してきて、活動を始めるまで、そういう同じような思いを皆さんきっと持ってくれているからここにいて、そんな大人なんて誰もいないと思っていたんですよ。

だけど、実際、活動してみると、皆さんも私たちが直面するようなことと同じ苦しみを現場できっとされていて、児相に保護してもらいたいけれど、なかなか動かないとか、でも児童福祉士の方の思いも分かるみたいなこととか、そういうことに気づいたときに、あきらめないで、内側からとか、それぞれの立場から変えていくために、この問題だよねとちょっと言ってみるとかでもいいから、一緒にしてもらえると本当に変わっていくんじゃないかなと、それを本当に期待したいと思っています。

山田：ありがとうございます。時間的に、あと一つ二つくらいかなと思いますが、質問や発言、言い残した方はいらっしゃらないでしょうか。では、最後にしたいと思います。

フロア：最後の質問で、恥ずかしいんですけども、夢乃さんに質問ですが、聞いて、確かに必要な感じで、すごいなと思いました。100くらいそういう団体があったらいいなという話を聞いて、やりたいけど、福祉の世界の人ってまじめというか、地味な人が多く、あまり親和性が高くなさそうで、参入にちゅうちょするというのもあると思うし、僕らみたいに男だと、それはいろいろヤバいことが起こるんじゃないとか、またちゅうちょしてしまうということが、たぶん多くあると思うんですけども、どういう団体とか、どういう人たちに参入してもらいたいというのが、もしありましたら教えてほしいと思います。

仁藤：いろいろな立場からいろいろな役割分担で関わっていくことが大事だと思うので、この会場にいらっしゃる方の中にも、たぶんキャラを生かせば、いいアウトリーチ支援できるなという方とか絶対発掘できる、私、自信あるんですけど、たぶん皆さんとお話とかしてみたり、高校時代を振り返ってもらったりすると、結構その話は使えるとか、例えば私が爪をかわいくしているのとか、ちょっとアクセサリを付けたり、ピンクの服をよく着ていたりとかするの、自分のキャラをみんなに分かってもらえると、この人どんな人なのというのが分かってもらいやすいので、そういうことをやっています。

相談者とか、対象にしたい層に合わせて、自分をどう見せていくかとかということももっと支援者は考えていくべきだと思います。ただ年齢が上というだけで怖がられたり、親世代とか、怒られるかなと思ったり、自分たちのことを変な目で見ているんじゃないかなんて思われたりすると思うので、その見せ方の部分は本当に気にしています。

あと、見た目ということだけではなく、例えば初めて出会うときに、「あ、よかったらちょっとチョコでも食べる？」と言ってみるとか、それだけでもだいぶ、「あれ、お菓子くれるの」みたいな感じになって、ほかの相談員の人とは違うなと思ってもらったり、何かそういうテクニックがいくつかあるなと私は思っていて、相談するときに面と向かってしゃべるんじゃなくて、ちょっと斜めにしてしゃべったりとか、ふんふんと言ってこうやってメモをとるんじゃなくて、ちょっと開いた感じで、ラフな感じにしてしゃべってみるとか、何かそういうことだけでもだいぶその反応は変わると思います。

私の場合は、今はそういう中高生世代の女の子に対して、自分も得意だと思うし、やりたいしというのもあるし、特にやっていますけど、やっぱりちょっとまだ若いというのもあるし、

若いちょっと荒れてる男の子とかには声かけても、あまり支援っていう感じでは効果が発揮できないんです。「なになに、ねえちゃん」みたいな感じになっちゃうんで、泊めてくれるなら、それはいいけどくらいな感じになってしまうので、いろいろな立場の人がいろいろな形で関わるっていうことができるといいなと思っています。

だから、バスのアウトリーチでは、そういう人たちも入ってもらって、本当の支援の部分はColaboが受け皿の一つになるけど、出会いの部分はいろいろな人たちが関わることで、私みたいなチャラチャラした感じじゃあ、逆に信頼できない人もいると思うんですね。本当におとなしめの子に会うときは、私ももうちょっと地味な服で行ったりとか、派手なギャルの子に会うときはマスカラ濃いめにしたりとか、スタッフたちにも明日は化粧してきてね、みたいなことを言ったりしてやるんです。だから、自分の得意とか、やりたい対象に対してどういうふうに見えるのかというのを分析するのもいいかなと思います。

Colaboでは、「街歩きのスタディーツアー」とか、あと支援者の養成講座という研修をやったりもしているので、ぜひそういうところに来ていただくと、こういう話をずっとするということがありますので、もしよかったら来てもらったらいいなと思いますし、皆さんお持ちの現場の中でもきっとそういう子たちに、もうすでに出会っていて、そういうときに支援者、ソーシャルワーカーの方が自分だけで抱えないで、いろいろな団体を知っていることでつないでくれるということも、学校の先生とかでもあるんですね。学校に入っているスクール・ソーシャルワーカーさんとかが、この子はColaboが合うかもと思って連れてきてくれたり、そういうことしてもらえるといいなと思ったりしました。ありがとうございます。

山田：ありがとうございます。時間がほとん

どなくなってきましたので、もうちょっと議論したいところがあるかもしれませんが、最後にまとめに入りたいと思います。先ほどの質問の中でも人々の意識を変える話が少し出てきましたが、湯浅さんの講演の中でも、社会活動家といいましたかね、その役割として個別の対応というのと、社会に対する働きかけと、そして政策提言というようなお話がありました。

個別の対応に関しては今日のお二人の活動の中でもやられていますし、それからまさにソーシャルワーカーというのは、個別対応を主戦場にやっていると思います。政策提言も従来ソーシャルアクションの中で重視されてきたことだと思います。もう一つ社会への働きかけというところをどうしていったらいいのか。高良先生のお話の中では、人々の意識を変えていくとか、世論を喚起していくというところが、ソーシャルワーカーはちょっと弱いのではないかというお話もあって、そこがソーシャルアクションのあり方を考えるときには、大事ではないかと思っています。

最後、まとめのところでそれぞれシンポジストの方にご発言をいただければと思いますが、今日のお話を振り返りながら、感想的なお話でも構いませんし、特に薬師さん、仁藤さんに関してはお二人とも人々の意識を変えていったり、講座を開いたりしながら人々の意識を変えていくという取り組みもされていると思うんですけども、何かそこで難しさを感じたり、どちらもたぶん社会にはなかなか理解されにくい領域だと思いますが、人々の意識を変えるという点で何か難しさ、あるいはこんなことで成果があったとか、その辺りの経験なども交えていただけるといいかなと思います。

高良先生には、ソーシャルワーカーの中で人々の意識を変えていくというところが弱いのかとか、その背景、では、どうしていったらいいのかとか、その辺りを交えていただけるといいかなと思います。最後、湯浅さん、コメントで、

それらを含めて社会福祉におけるソーシャルアクションへの助言、展望、提言をしていただければと思います。では、薬師さんから、よろしいでしょうか。

薬師：ありがとうございます。今日お話を伺っていてソーシャルワークをしている人は、仕事としてやっている人もすごく稀有だなと思いますし、仕事じゃない立場でやっていただいている方も本当に稀有だなと思っていて、だからこそ本当に素晴らしい皆さんたちと今日、この議論ができてうれしいなと思っています。

子ども、若者のことをやっている、やはり市区町村との連携や、喫緊な事態の時にすぐ駆け付けられる状況を構築することがすごく大事だと痛感します。そんなときに、私たちのような東京の一団体では「すぐそこに行く」ことが叶わず、ソーシャルワーカーの皆さまと共に推進をさせていただくことで、LGBTの本当に子ども・若者の命も救うことができると考えていますので、引き続きLGBTのことを知っていただきたいなと思っています。ことLGBTの課題は、支援しないでおこうと思っているからではなく、シンプルに知らないということや、どう支援したらいいかわからないという知識の不足が課題だと思うので、こういうふうに知っていただけることはすごくありがたいことだなと思っています。

ソーシャルアクションのことがいろいろ議題に上っている中で俯瞰して考えると、LGBT同様にこれまでないとされていたいろいろな課題がどんどん可視化するなかで、やっぱり学び続けることはすごく大事だなと思いましたし、そして学んだことを伝え続けることはすごく大事だなと思いました。ソーシャルアクションというと、すごく難しいように思うのですが、もしよろしければ、今日感じたこととか持ち帰っていただいて、少しでも誰に伝えていただいたら、それがソーシャルアクションにつながるのではないかと、そんなことを思って聞いていまし

た。今日はありがとうございます。(拍手)

仁藤：今日、私は湯浅さんの話とかを聞きながら、私は2011年に活動を始めて、いま7年くらいたったところで、湯浅さんも7年くらいはすごいいろいろ戦ったりとか、役所にテントを撤去されたりしながらやっていったと。でも、そういうあまり強い言葉で言いすぎると責められたと思っちゃうと、なかなか理解を広めるのは難しいというお話があって、私はまさにそういうタイプだよなとか思いながら聞いていたんですが、やっぱりいま私たちが取り組んでいる問題っていうのは、まだまだ本当に理解されていない問題だと思っていて、しかも子どもの非行問題、子どもの自己責任論、子どもの問題ということでも、いろいろなところで、そういう視点が入った良かれと思って役所、行政、内閣府とか東京都がつくったJKビジネスの啓発のポスターが、少女たちに危ないところに甘い言葉で行っちゃ駄目みたいなことを言うのばかりで、いやいや、子どもは買わないようにしようよ的なキャンペーンをやってよか思ったりして、いつもそういうことを言って、特にフェイスブックとかでも怒りの投稿ばかり最近しているんですね。

だけど、そういうことをやっている、やっぱり東京都の会議とかにだんだん呼ばれなくなって、すでに呼ばれなくなってきていて、昨日も渋谷も偶然通ったら、JKビジネスの啓発イベントをやっていて、えっ、何で私、呼ばれてないのとか思ったりして、そうしたら私がめちゃくちゃ批判してたJKビジネスの啓発のファイルをまちで配っていて、それは呼べないよな思ったりしたんですね。

でも、私はこれからずっともしかしたらそういう感じでやるのかもしれないですけど、もうしばらくはきっとこんな感じでやっていくのかなと、戦わないと切り開けないような状況に今あるということをすごく感じていて、だから児相もこういうふうになるべきだとかというこ

とをすごくいつも発信したりしているんですけど、でも、そういう発信の仕方じゃない仕方を皆さんきっとできるし、もっと私が出会ってない方々と、日々出会われていて、同じような関心の方にもたくさん出会っているだろうし、そうじゃない人たちにも、私が出会えない人たちにきっと出会われているので、日常の中でそういうことに対して、ちょっとでも話せる機会を増やしてもらうことをお願いしたいと思いました。いろいろな役割分担をしながら、それぞれができるときに、そのよさを生かしながら発信できたりするといいのかなと思っています。

そして、支援のことで言うと、きっと皆さまは私が出会えない子どもたちにも出会っている方々だと思うので、ぜひ何か気付いたとき、この子、何かあるんじゃないかなと思ったときには、手を放さないで、できることがあれば、私たちも一緒に考えますので、ご連絡いただければいいなと。せっかくこのご縁を大事にしてつながっていきたいと思います。あと、お金のご支援もお願いします。今日はありがとうございました。(拍手)

高良：どうもありがとうございました。人々の意識の変革、非常に難しいことですが、昨年度の社会福祉推進事業で地域共生社会に資する体制構築を促進するソーシャルワークのあり方について、研究事業をさせていただいたのですが、報告書がありますので、また見ていただければと思いますが、日本社会福祉士会のほうです。そちらのほうで実際に地域住民や専門職の方々の意識が変わったかどうかというアンケートを取りました。かなりの高い割合で、80%、90%で変わったというのが出ました。

これは何が変わったか、変えられたかということ、直接、社会福祉士の方と協働した経験がある方がすごく変わっているんですよ。ということを見ると、やはり一緒にやっていくという協働の経験みたいなものが、意識を変えていくというものにおいては非常に大きな要因になる

のだろうと思います。そう考えると、日々の実践をしっかりしていく。蓄積していくというのが、ものすごく重要だと思います。

ただ、一方で広がりやっぱりないんです。自分たちで関わるところというのが限られますので、そうしていくと、もっと広げていくためには、たぶんこの辺が一番苦手なのではないかと思うのは、例えばマスメディアだったり、SNSだったり、有名人にお願いしたりみたいな、もっといろいろな形での発信の仕方をやっていく必要性もあるのではないかと思います。そうしていくと、日々の中での蓄積みたいなものをもっと言語化して伝えていくということも含め、広がりが出てくるのではないかと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

湯浅：ありがとうございました。貧困の問題について言うと、明確に世の中は変わりました。平成30年、私は前期が20年、後期が10年と言っ



ていますが、街頭で3年たって誰も足を止めてくれなかったときのことを思えば、いま私が目の前で話しているのを、こうやって聞く人がいるということ自体が、世の中が変わった証拠なんです。

いま学生さんたちと付き合っていますが、学生さんたちにとっては、子どもの貧困問題とか日本の貧困問題はすでにあるものです。この間、知り合いのNPOの人ですが、大学で、非常勤で教えている人がいて、地域コミュニティと聞い

て思い浮かべるものを自由に書きなさいと、最初の授業のときに言ったら、150人いた中の4人が子ども食堂と書いてきたんですよ。そんなことはあり得ない。私のときは、そんな貧困の問題ということ自体がワードとして入っている人がいなかったんです。そういう意味では、世の中、変わっているんですよ。

学生は10年前まで日本政府は貧困がないと言っていたんだよと言うと、ぽかんとしますよね。理解できない。えっ、どういうこと。何でこんなにいっぱい言われているものがないと言っていたの。大人のばかだったの？ そういう感じですね。なので、信じられないと言うわけですね。世の中が変わるといのはそういうことです。もうその前のことは思い起こせなくなる。だから、逆に変わってないような気もする。前からこうだったような感じになっちゃう。

そういうことですけれど、ただし、どこかでティッピングポイントがあるんだと思います。臨界点があるのだと思うんですけど、臨界点の渦中にいるときは気付かないですね。今ここで変わったのだということはリアルタイムには分からない。何かいろいろなものが積み重なって臨界点になって、変わったことを3年後、5年後、もしかしたら10年後くらい後になって振り返ったときに、あの辺りで変わったんだなというふうに分かるという感じなので、ティッピングポイントはリアルタイムには分からないというのが私の認識で、その意味では実践的な教訓としては、コツコツやるしかないということになるわけです。

その場では分からないので、コツコツともがき続けるしかない。だけど、そのときがどこかの時点で、後から振り返ったときに、ああ、あの辺りで世論の意識は変わったねというふうに見えるように見えるときがあるということが、世論の意識を変えるということだろうと思います。

山田：ありがとうございます。きょうは社会

福祉学会の企画ということで、社会福祉と関連はしますが、ちょっと離れたところで活動している方からお話をいただきました。今日報告してくれたお二人のような形で社会に向けて発信していくということは、社会全体が変わっていくということの一つのあり方だと思いますし、社会福祉の運動もその辺りから学ぶことが多いのではないかと思います。

今日は社会福祉学会のプレ企画ということで、ぜひ秋の大会ではさらにソーシャルワークという観点、社会福祉という観点から運動のあり方を深めることになると思いますので、ぜひそちらにも足を運んでいただいて、より議論を深めていければと思います。今日は長時間にわたりお付き合いいただき、どうもありがとうございました。シンポジストの皆さんにもう一度拍手をお願いします。（拍手）

では、これで2018年度の春の研究例会全体を終わりますので、皆さん、お気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。

社会的困難を抱える青年への進路支援の取り組みから見た 「専攻科」の役割と課題

学校法人特別支援学校聖母の家学園 008712

辻 和美

Role and Task of the “Postgraduate course” seen from Career Support
for Youth with social difficulty.

Abstract

This paper reviews the role and task of the ‘Postgraduate Course’ in education for youth with intellectual, seen from career support and follow-up service for youth with social difficulty.

The author carried out a survey by questionnaire and showed that ‘Postgraduate Course’ has two roles and two tasks.

Two roles are follow-up service and supporting social difficulty youth.

Two tasks are searching for a realistic system of youth education, and improving curriculum of ‘Postgraduate Course’.

Keywords

Postgraduate Course, Intellectual disabilities, Youth with social difficulty,
Career support, follow-up service

I. 問題の所在と本研究の目的

1. 問題の所在

「青年期」は、「子どもから大人へ」「学校から社会へ」の二重の移行期と位置づけられ（坂井 2000）、数ある人生の移行期の中でも極めて大きな意味を持つ時期である。近年では、時間をかけて成長・発達していく知的障害青年に対し、特別支援学校高等部（以下高等部）卒業後の「教育年限延長」を教育権として保障しようという機運¹⁾が見られるようになってきている。

高等部卒業生の主な進学先となるのが、学校

教育法の規定によって特別支援学校高等部や高等専修学校等に設置された「専攻科」及び「別科」である（以下学校専攻科）。高等部と同じ後期中等教育の階梯にあたるため、厳密には高等教育への進学ではないが、「教育年限延長」を具現化するものとして、また、青年たちが主体性を発揮し青春を謳歌する「中間的な学びの場」として貴重な存在となっている。現行の教育法制下では、学校専攻科の数が少なく、進学先たり得ているとは言い難い状況である。それを補完する選択肢として、障害者総合支援法で規定

された「自立訓練事業」や「生活介護事業」に教育的機能を持たせた、いわゆる「福祉事業型専攻科（以下福祉型専攻科）」が青年期教育の一翼を担っている²⁾。本研究においては、これら二つの「専攻科」（学校教育と福祉事業）を、青年期の「中間的な学びの場」という同じ目的を持つものとして同等に捉えている。

その一方で、福祉型障害児入所施設（以下施設）に暮らす子どもたちは、児童福祉法改正によって18歳以降の措置延長が認められなくなる影響で³⁾、退所、すなわち成人の入所施設への移行やグループホーム等を活用した地域移行の時期が早まりつつある。筆者の勤務校である私立特別支援学校（知的障害）では、高等部に専攻科が設置されており、18歳以降の中間的な学びの場を経て社会に出ることが可能であるにもかかわらず、年度途中での退学者が増加している（2015年度5名、2016年度3名、2017年度4名）。同校は、施設内養護学校として義務制以前に設立された経緯もあり、隣接する別法人の施設から通学する児童・生徒が数多く在籍するが、そのうちの何名かが退所に伴って退学している。先に挙げた数字は、専攻科退学者数であり、これに高等部退学者（18歳未満）を加えると数字は更に大きくなる。例えば、2017年度には、専攻科生4名に加えて高等部生3名が退学した。

厚生労働省調査⁴⁾によると、児童養護施設に措置されている子どもの28.5%に何らかの障害が認められ、その多くが支援困難として障害児入所施設に措置変更となっている。また、障害程度が重度であったり、強度行動障害と判定されたりして家庭養育が困難な子どもも入所措置（または契約）となる。施設で暮らす子ども・青年は、障害程度の重さ、家庭基盤の弱さといった社会的困難に直面していることが多いと言える。本来であれば、社会的な困難を抱えているからこそ、じっくりと学び、力をつけて社会に出ることが理想であろうが、退所に伴う退学に見られるように、高等部在学中という年齢で福

祉と教育が同時に保障されにくい実態のあることが指摘できる。

筆者は、高等部卒業後の青年期に、学校教育またはそれを代替する福祉型専攻科などの「中間的な学びの場」を経ることに教育的意義があると考える立場であるが、実際には、専攻科どころか高等部を学業半ばで退学・退所していく生徒（入所児）たちが存在する。矛盾を感じつつも、「残念だね」ではなく将来への展望を言葉にして送り出している。しかし、心配は尽きない。日常生活や学校生活を共にする現場の教職員の多くもまた、日々心を砕き、彼らを社会へ送り出すため、移行に向けての支援をおこなっていると推察される。

2. 先行研究の検討と本研究の目的

先行研究を散見すると、知的障害青年の学びに関するものとして、青年期特有の心理学的特徴（白石 2006）や青年期が「子どもから大人へ」「学校から社会へ」の二重の移行期であること（坂井 2000）、それらを踏まえた「専攻科」での実践報告（全国専攻科研究会 2008、三木裕和・鳥取大学特別支援学校 2017、NPO 法人大阪障害者センター 2017 等）があり、「中間的な学びの場」で生き生きと活動する青年たちの姿が確認されている。また、青年期の移行支援教育を経て、ゆっくりと社会に出ることの必要性や意義（渡部 2009）、専攻科での実践の成果（小畑 2006）が問題提起されている。伊藤（2004）は高等部教育の課題に言及している。⁵⁾

一方、施設に関しては、児童養護施設から措置変更となった児童の増加と彼らの抱える愛着の問題や不安定さ、支援困難な状況（木全 2013）が指摘されており、卒園生に関しては、青年・成人期の地域生活支援や退所後の地域移行に関する研究（平井 2015、堀内 2008）がある。平井（2015）の研究では、移行先までの追跡調査が実施されており、堀内（2008）は具体的な支援内容とプロセスを明らかにしている。しかし、いずれも「退所」は決定事項であり、退所や移行

をどう捉えるかには言及されていない。加えて、個別的な関わりを通して実施された支援であり、教育機関あるいは「学びの場」といった集団の中での相互作用についても言及されていない。

教育と福祉における、これらの課題をつなぐ視点として、小川利夫らが1970年代以降に提唱した「教育福祉」の考え方がある。冒頭で述べた福祉型専攻科は、教育福祉実践の新たな側面として評価できる。その一方で、「社会福祉とりわけ児童福祉サービスのなかに、実体的にはきわめて曖昧なままに放置され、結果的には軽視され剥奪されている子ども・青年・さらに成人の学習・教育権保障の体系化をめざす概念」（小川2001）とあるように、知的障害児の進学格差や、退所、すなわち「生活の場の変更」に伴う高等部退学の問題など、教育と福祉に関わる課題は、今なお存在する。

これらの先行研究から、障害程度が重い、家庭基盤が弱いといった社会的困難によって「学び」につながりにくい層を取り上げて支援の実態を探り、教育権を保障するための課題を考察する必要があると考えた。ここで言う教育権の「教育」は、学校教育のみならず教育福祉実践も含めたものを指す。本研究では、障害児入所施設から特別支援学校高等部に通う生徒の支援者を対象に、進路支援に関する調査を実施した。その結果から、社会的困難を抱える青年への進路支援の取り組みについて整理することを本研究の目的の第一とする。更に、個別対応の支援ではなく「中間的な学びの場」で教育的に支援することを展望し、学びの場の一つである「専攻科」に求められる役割と課題を明らかにすることを目的の第二とする。

Ⅱ. 方法

1. 調査の目的

本調査では、社会的困難を抱え「学び」につながりにくい層として、障害児入所施設で暮らす子ども・青年に着目している。その上で、福祉サイド、教育サイドそれぞれの支援者を対象とし

た質問紙調査を通じて進路支援の実態を探ることを目的とした。ここでは、調査項目を、送り出す前の取り組みとアフターフォローに限定したが、進路支援や移行支援の別の側面について、また、支援者が高等部卒業後の進学や「専攻科」をどう捉えているかについても別途調査を実施している。これらの結果については別項に譲る。調査対象を支援者としたのは、障害程度が重い、または軽度であっても家庭基盤が弱いという実態や、高等部生という当事者の年齢から、自らの意見を十分に表明できる人ばかりでないことを考慮したからである。

2. 調査の対象と調査期間

調査A：東海北陸7県下で、障害児入所施設から通学する生徒が在籍しているとホームページ等で確認された公立特別支援学校（以下：学校）23校の進路指導主事（23名）と高等部教諭（各校5名ずつ計115名）。有効回収数は、進路指導主事アンケート9通（39%）・高等部教諭アンケート45通（39%）。2016年8月5日～26日に実施。

調査B：WAM NETにて検索・抽出した（北から都道府県別に通し番号をつけた奇数番号の）福祉型障害児入所施設（以下：施設）124箇所の施設長（124名）と児童指導員または保育士（各施設5名ずつ計620名）。有効回収数は、施設長アンケート70通（56%）・施設職員アンケート335通（54%）。2016年9月9日～30日に実施。

3. 調査項目

調査ABを比較・検討するため、調査項目は共通のものを用いた。進路指導主事、施設長といった業務の責任者・管理者に対しては、社会へ送り出すにあたっての心配を解消するために実施していること、アフターフォローの有無と期間について、現場の教職員に対しては、社会へ送り出すにあたって心配なこと、心配を解消するた

めに必要だと思うこと、アフターフォローの実施内容について各々質問した。また、近年の入所理由を鑑み、「障害程度が重い生徒」「障害程度が軽く、家庭基盤が弱い生徒」のそれぞれについて回答していただいた。

4. 調査の方法

郵送による質問紙調査。各学校・施設に対し、管理者宛の調査協力依頼文とともに6部の依頼状及び質問紙（進路指導主事宛1部と高等部教員宛5部、施設長宛1部と現場職員宛5部）を送付した。調査は無記名自記式回答でおこない、学校・施設ごとに取りまとめて返信用封筒にて調査者に郵送していただくように依頼した。回収した質問紙は、Excelにて単純集計及び4件法で解析したほか、自由記述欄については、カードワークの手法を参考に筆者が類型化して分類した。分析結果の妥当性を確保するため指導教員と検討を重ねている。

5. 倫理的配慮

依頼状には、無記名調査であること、データは統計的に処理するため学校・施設名や個人名は特定されないこと、研究報告書等への公表を予定していることを記載し、調査票の返送をもって対象からの同意を得られたと判断した。調査にあたっては、日本社会福祉学会及び筆者が在籍する大学院の倫理ガイドラインに配慮し、勤務校の学校長の了承を得た。

Ⅲ. 結果と考察

知的障害者福祉協会児童発達支援部会（以下福祉協会）が実施した『平成28年度全国知的障害児入所施設実態調査報告』（以下『実態調査』）とも照らし合わせながら考察する。

1. 社会へ送り出すにあたっての課題

（1）現場の教職員が心配だと感じていること（表1参照）

相対的に、障害程度が重い人への心配よりも、障害程度が軽く家庭基盤の弱い人に対する心配の方が高ポイントである。障害の軽重に関わらず、移行先での新しい環境や人間関係に馴染む

ことが挙げられた。生活リズムの確立も両者に共通して心配されていたが、障害程度が軽く家庭基盤が弱い人の場合は、スキル面での自立に加えて、グループホーム等、施設より制約の少ない場で自律的に生活できることが課題となり、重い人に対する心配の中身とは若干異なることが推察される。

項 目	「とても心配」を選んだ人の割合（％）			
	障害程度が重い生徒・入所児の場合		障害程度が軽く家庭基盤が弱い生徒・入所児の場合	
	高等部教員の回答	施設職員の回答	高等部教員の回答	施設職員の回答
新しい環境になじめるかどうか	60%	65%	64%	66%
暮らしや日中活動の場の人間関係	45	45	84	73
保護者との関係	27	29	39	47
友人関係	7	14	56	54
異性関係(恋愛や結婚含む)	11	15	66	62
相談相手がいない	24	29	80	56
イヤと言えずに頑張るすぎる	16	23	30	37
精神面で幼い部分がある	16	24	50	41
自分の気持ちを出せない	31	44	39	44
生活スキルが未熟	31	37	45	37
生活リズムの乱れ	40	45	57	54
金銭管理	16	33	80	61
反・非社会的行動	30	37	52	63
余暇の過ごし方	22	30	34	31

とても心配、やや心配、あまり心配でない、心配していない、から一つ選択

障害の重い人については友人関係や相談相手といった自発的な関わりへの心配は少なく、日中活動や暮らしの場での与えられた関係に限定される傾向にある。同様に、社会との接点の中で生じる金銭管理や異性との関係（恋愛・結婚）といった問題への心配も少ない。「重い人なりの発達」という視点に立つなら、本来、このような課題が生じてしかるべきとも考えられる。

逆に、障害程度が軽く家庭基盤の弱い人に対しては、多くの教職員が社会と関わる中で生じる金銭管理、反・非社会的行動、異性との関係について心配していた。精神面で幼い部分があることを懸念する意見も多く、支援者は、家族の後ろ盾も少ないまま社会へ出ることのリスクを感じている。

（2）学校及び施設で「心配を解消するための取り組み」として実施されていること

現場の教職員が必要だと思う取り組みと、実際に学校・施設で実施されている取り組みとの比較から次の4つの傾向が読み取れた（図1－4参照）。

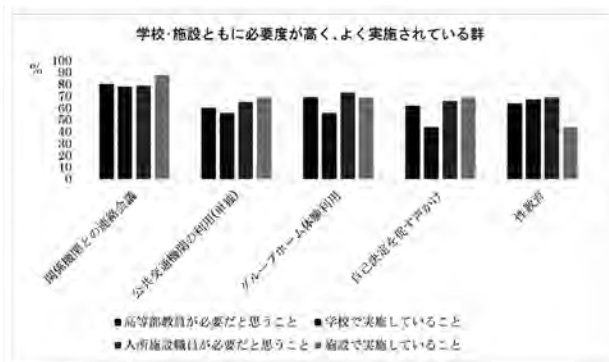


図 1 心配を解消するための取り組み①

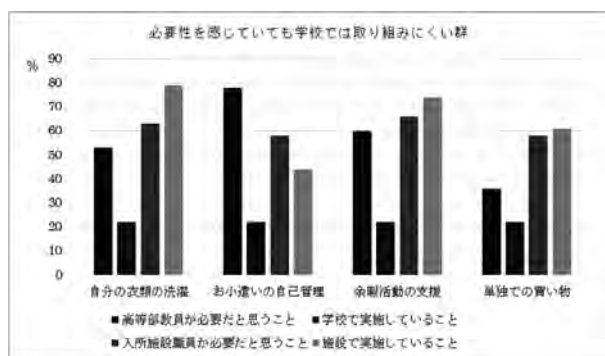


図 2 心配を解消するための取り組み②

1) 学校・施設ともに必要度が高く、よく実施されている群 (図1)

学校・施設ともに最も必要度が高かったのは、関係機関との連携会議であり、実施度も高かった。グループホームの体験利用も同様である。公共交通機関の利用は、生活の場に於いても、また校外学習などの授業を通して学校主導でも実施しやすい取り組みであろう。自己決定を促す声かけは、学校での実施が若干少なく、先述した伊藤（2014）の研究にある高等部の現状とも関連して、学校生活の中で、そのような場面が少ないことが推察される。

2) 必要性は感じていても学校では取り組みにくい群 (図2)

お小遣いの自己管理、自分の衣類の洗濯といった生活に根ざした活動や、余暇活動の支援、単独での買い物といった休日の活動は、学校よりも施設の方が取り組みやすいと言えよう。表1で障害の重い人の余暇に対して施設職員が高等部教員以上に心配していることも、これを裏付けるものと読み取れる。このように、現場の教

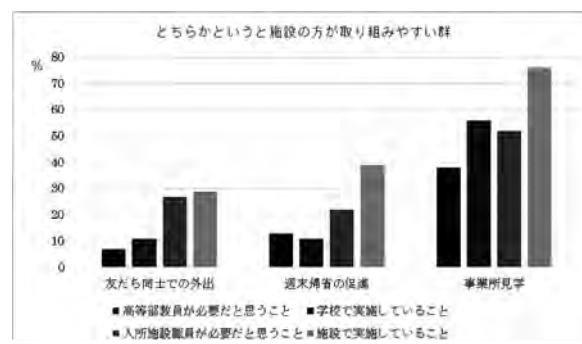


図 3 心配を解消するための取り組み③

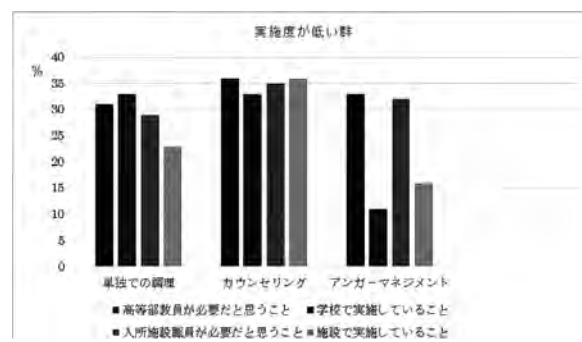


図 4 心配を解消するための取り組み④

職員にとって必要度が高いものであっても、教育機関・福祉施設という各々の持つ特長や制約によって実施できるものと取り組みにくいものに分かれる傾向にあった。

3) どちらかというと施設の方が取り組みやすい群 (図3)

友だち同士での外出や週末帰省の促進も、学校では取り組みにくく、また支援者である教員も、それほど必要性を感じていなかった。事業所見学に関しては、取り組みにくいわけではな、学校だと実習の位置づけになるのでカウントされなかったとも推察できる。

4) 実施度が低い群 (図4)

被虐待や ASD の児童が増加する昨今、『実態調査』26 年度版では、心理面の支援が必要であることが指摘されている。また 28 年度版では、「家庭の養育力の低下による規範意識の薄さや愛着形成の不十分さ」が推察されることから、「個人の生活歴に即して個別ニーズに寄り添っていく丁寧な支援」が求められると指摘されている。その有効な手立てのひとつになるであろうアン

ガーマネジメントは、必要と感じる度合いもそれほど高くないが、実際に実施しているところは更に少なかった。施設での実施が少ない性教育も含めて、まだ十分にノウハウが確立されていない印象を受ける。カウンセリングについては、実施度は低いものの、必要と思っている施設・学校では実施されているようである。感情のコントロールは必要だが、見方を変えれば、怒りも含めた「自分の感情」を出すことの保障も必要である。基本的な人間の関わりや信頼関係を築ける生活環境及び学習環境の整備が求められる。同じ児童施設でありながら障害児入所施設には児童養護施設と違って心理職の配置が義務づけられていない。教育現場におけるスクールカウンセラーの配置も十分ではない。人的・制度的な不足が指摘できる。

単独での調理に関しては、学校においては授業に組み込みにくいこと、施設においてはミニキッチンの設置といった環境整備や、個別対応のための時間の捻出に課題のあることが、この結果につながっていると考えられる。『実態調査』でも自活訓練事業に取り組む施設が減少傾向にあることを指摘しており、一人ひとりのニーズに応じた実践をしていくことの難しさが感じられた。

2. アフターフォローについて

卒後・退所後、学校では、一般的に1～3年のアフターフォローを実施しているが、施設では、フォローする期間がそれより短く、1年未満のところも30%ある（表2参照）。実施頻度が「十分である」と答えた教員は14%で、十分とは言えないまでも実施はできていた。一方、施設職員の20%は「実施できていない」と考えていることがわかった（表3参照）。『実態調査』では、退所後のフォローアップについて「した52.5%、していない31.0%」となっているが、現場の臨床感覚としては十分に実施できていないもどかしさがあることが窺えた。

また、実際に支援した内容（表4）については、

表2 学校・施設でのアフターフォローの実施年数

(回答者)	進路主事	施設長
1年未満	0%	30%
1年～3年	78%	24%
3年～5年	0%	6%
5年以上	0%	3%
なし	11%	16%
その他	11%	4%

表3 アフターフォローの実施頻度

(回答者)	高等部教員	施設職員
十分である	14%	6%
十分とは言えない	77%	66%
実施できていない	4.5%	20%
その他	4.5%	8%

表4 アフターフォローの実施内容

項 目	「とても多い」「やや多い」と答えた人の割合(%)			
	障害程度が重い生徒・入所児の場合		障害程度が軽く家庭基盤が弱い生徒・入所児の場合	
	高等部教員の回答	施設職員の回答	高等部教員の回答	施設職員の回答
日常生活スキルに関する課題	38%	39%	44%	39%
生活リズムの乱れ・健康管理	40	44	68	48
金銭トラブル	7	11	39	43
近隣とのトラブル	2	13	7	26
職場や日中活動の場での課題	31	40	74	50
転職	7	13	35	31
あらしの場での人間関係	29	33	44	51
職場や日中活動の場での人間関係	36	30	69	64
保護者や家族との関係	31	34	22	44
異性との関係	5	12	50	40
(恋愛や結婚・性のトラブルを含む)				
反・非社会的行為	7	22	27	38

とても多い、やや多い、あまり多くない、少ない、から一つ選択

障害程度に関係なく人間関係に関する課題と活動の場での課題が多く、学校・施設ともに対応していることが窺えた。

また、先述した「心配なこと」を裏付けるように、障害程度が軽く家庭基盤が弱い人への金銭トラブルや異性関係に関する対応が多く、障害程度の重い人に対しては、転職、異性関係、金銭管理、近隣トラブルへの対応が少なかった。これらは、社会との関わりの中で生じやすい問題であるため、重い人ほど社会との接点が減っている、つまり管理された生活を送っていることが推察される。

一方、障害程度が軽く家庭基盤が弱い人に対しては、保護者との関係に関する支援が少ない傾向にあり、保護者との関係を断っている人の多さが窺える。反・非社会的行為が発生すると、関係機関を巻き込んで大きく動かざるを得ないためインパクトが強いが、実際の対応は、さほど多くはなかった。

表 5 アフターフォローの課題

カテゴリー	コード例 (73)
制度の充実 (13)	・卒園後のフォローが相談支援事業となるのだろうが、機能しているとは思えない。/・入所に至った経緯等も考えた上での進路決定をおこなっても、なかなか安定しないで仕事や住居を変えてしまっている事も多くあり、アフターフォローがもっとしっかりしてあげられる制度があればよいと思います。/・社会にでてからの公的なフォローをもっと充実してほしい。/・キーパーソンを中心に、本人を取りまくさまざまな関係者が支援をしていかなければいけません。誰がどのように機能させるか考えなければいけないと思います。/・一般就労等で地域へ出た利用者を、見回り巡回や支援を手厚くできる制度などを明確にして、安心して地域へ出せるよう、市町村役場や各事業との連携を密なものにしてほしい。/・措置入所していた子らが児童施設を出た後、措置によって守られていたものはどのように守っていけるのか?/・病院のように、障害児入所施設→地域の移行について加算があれば、もっと手厚く地域移行を進められると思う/・相談支援専門員が中心となり関係機関と連携を取りながらフォローしていくのがベストだと思います。 等
移行先との連携の充実 (19)	・移行先によっては、引き継ぎは必用ないと言われた所もあり、環境の変化による崩れを事前に配慮できなかったケースもあった。フォローしたい、スムーズに移行したいという思いが片方だけにあっても難しい。/・児童施設と成人施設の考え方や温度差の違いに、送り出しに不安を覚えることがある。/・卒園後の経過など、福祉につながっている人は、多少の情報は入るが、そうでない児童については、入り辛いと感じている。/・県外からの入所者も多く、卒園後に親元に帰そうと思うが、その県の情報がわかりづらいしアフターフォローもできにくい。/・環境が大きく変化する移行期に相談する相手もまた変わってしまうという状態は、本人たちにとってはとてもしんどいようです。移行前から移行後まで継続して対応できる相談者がいれば良いのになぁ…と感じます。/・退所後の生活について不安や心配があるものの、自分たちが介入していけるものでもなく…。/・児童施設を出た後、児相との係わりが途絶え、情報が乏しくなることが心配である。/・施設のあった地域から離れてしまうと、その地域との連携も難しい。/・土地柄、移行先への距離が遠く、気軽に巡回ができない。もっと移行先の事業所へ顔を出して、本人や先方の方々と会って話ができたらと思う。/・何か問題があつてからではなく、定期的に移行先と関われたらと感じた。/・退所後の情報が少ないため、どういうことになっているのかわかりづらい。/・行った先からの相談があればフォローできるが、積極的なフォローは気が引けてしまうところがある。/・卒業後3年くらいは同じメンバーで関係機関との連携会議が継続できたら良いと思います。/・児相からどこへ移行していくのか現在の制度でははっきりしていないと思います 等
特別支援学校及び障害児入所施設の機能の充実 (26)	・障害児入所施設でも児童養護のようにアフターフォローを事業として認めてほしい/・退所後のフォローについては、気持ちはあるのだが行動が伴っていない。/・慢性的な人手不足でアフターフォローまで手が回らない。専任がいるのが理想的。/・アフターフォローはとても必要だが加算はない。事業として成り立つ収入があれば人を配置して手厚くできるのと思う。/・現在入所している利用者にも十分な支援をおこなえていると思わないし、退所後のフォローももっとすべきだと感じているが、職員数が少なく手が回らない。/・児童施設の中にアフターフォローする部門があれば一番望ましいと思う/・現在、入所している子たちに加え、卒後の支援。かけもっておこなうことに難しさを感じています。/・実施できればと思うが、在籍している入所児の進路や日々の対応が先行している/・一度退所してしまうと、障害児施設としてアフターフォローが難しい部分も大きい/・卒業後2～3年の間はフォローしてあげたいと思うが利用者の方々の対応に追われている。/・アフターフォローの大切さを社会全体が理解しつつありますが、施設の社会貢献活動で行っているのが現状です。/・卒園後のフォロー専門の職員を置いてもよいのではないかとと思う/・そこの余力を残していない/・卒園後のフォローは、現在施設の持ち出しとなっており、何らかの制度として整えていただきたい/・施設の職員が片手間に行っている現状にある。専門職員の配置が望まれる/・学校の職員も関わっていききたい思いはありますが、転勤などもあり限界があります 等
個別支援の充実 (11)	・退所後の友だち関係が心配である。/・入所施設で制限の多い生活をしている方が、卒業後にグループホームに移行し、より自由になった時に色々な問題を起こしてしまうことについて悩む。例えば、間食が多くなったり、生活リズムが崩れて肥満化したりするなど。/・退所後、自由なことが増えるため、フォローは困難です。特に携帯電話、ネット等の普及によりトラブルが増えます。/・せっかく就職した仕事を退職してしまったり、対人関係のトラブルや反社会的な行為等問題を抱えている現状をたくさん見てきています。/・私も含めて職員が、個人的にメール等でやりとりしたり、休みの日に会って相談に乗るなどしています。/・一人暮らし等の場合、金銭管理や生活能力で心配な点は多い。/・障害程度が重たい入所児は、軽い入所児に比べ、アフターフォローの実施に難しさがある。重度利用者は、自分たちからの発信がないため。/・障がい程度が軽く、ある程度自立していかなくてはいけない利用者の方が不安は大きいです。 等
保護者支援の充実 (4)	・施設を退園後、その方の保護者等、支援を必要としないとなった場合、そのまま社会に投げ出されることになります。私たちから見て「支援は必要」と思ってもどうすることもできません。子どもの場合は、児相等の介入ができますが、大人になると何もできない。手を出すこともできず、目をつぶるしかない状態です。/・家庭が足を引っばるケースについて支援のリソースが足りないこと 等

3. 自由記述欄に見るアフターフォローの課題と支援者の思い

質問紙の自由記述欄には、アフターフォローに関する記述が73あり、今後、求められる課題を、①制度の充実(13)、②移行先との連携の充実(19)、③学校・施設の機能の充実(26)、④個別対応の充実(11)、⑤保護者対応の充実(4)の5つの類型に分類できた(表5参照)。

移行後の生活を支援する制度そのものが乏しく、移行先との連携も取りにくい実態が窺えた。措置児童の場合は、児童相談所(以下児相)との関わりが途絶えることも心配材料の一つとして捉えられている。特に家庭基盤が弱い人は、児相によって守られていた部分もあり、移行後、どの機関が児相の担っていた役割を引き継ぐのかを懸念する支援者が多い。

教職員は、時間外の個別対応も含めて支援しているが、現場の人手不足や専門職員の配置がないことから、十分な対応ができないもどかしさを抱えている。自由記述からは、支援者の切実な思いが伝わり、現場の声を制度に反映させていくことの必要性を強く感じた。

4. 考察

学校でも施設でも、一人ひとりの課題に応じた細やかなフォローができにくい実態が浮き彫りになった。特に、「人間関係」に関する心配のポイントが高いこと、障害程度の重い人の社会参加が困難なことが特徴的である。「仲間とともに学ぶ」という専攻科のような場があれば、障害の軽重に関わらず、青年たちのニーズに合った集団での取り組みを通じて、社会とつながりを持てるし、個の課題に迫ることもできる。また、専攻科は、教育や福祉の法律に依拠し、社会的に認められた機関である。児相の役割を担うことはできないが、関係機関に連携を呼びかける要となることで、社会的な責任を果たせるのではないかと考える。

IV. 結論

本研究の目的は、社会的困難を抱える青年へ

の進路支援の取り組みについて整理し、「中間的な学びの場」としての「専攻科」に求められる役割と課題を明らかにすることである。以下、「送り出し」と「アフターフォロー」の側面から支援の現状と今後の展望について述べる。

1. 進路支援の現状

注目すべき点は三つある。

第一は、学校及び施設で「社会へ送り出すにあたって心配なこと」に対して実施されている具体的な取り組み内容の違いを整理できたことである。各学校・施設で、それぞれに工夫されているのだが、必要だと思う支援と実際に取り組んでいる内容に若干の乖離が見られた。それは、日中の学びの場である学校と、暮らしの場である入所施設の、教育及び支援の目的や活動時間帯の違いからくる特長でもあり、施設・設備や職員配置等、依拠する法律・制度によって異なる公的な補助の面での制約の表れでもある。

第二は、アフターフォローについて不十分だと感じている支援者が多く、現行の制度では限界があることである。予測された結果ではあるが、今回の調査では、福祉協会が実施した『実態調査』には記載されない現場の切実な声から、支援していきたいという強い思いと、不十分さを解消するための課題を整理することができた。

第三は、障害程度が軽く家庭基盤が弱い人の課題が大きいことである。障害程度の重い人と比較して、心配度もアフターフォローの実施度も高かった。児相の管轄から成人の障害福祉サービスへと移行するにあたり、児童福祉では重視される「家庭基盤」の問題が、成人のサービスでは、児童ほど考慮されない実態がある。それが移行後の生活に影響を及ぼしていることも、自由記述欄から整理できた。

これら三点を踏まえ、青年期に必要な支援の在り方として、教育と福祉の更なる連携を図ることが求められる。学校(教育)と施設(福祉)が連携すれば、お互いの得意分野を活かして更に有意義な活動の展開が期待できる。また、そ

の成果を、各々の組織に持ち帰って日々の実践にフィードバックできるし、その中で、生徒・入所児の育ちを尊重した活動になっているかどうか検証し合うことも可能である。ケース検討や懇談会、進路支援などで連絡を取り合っていると推察するが、「できることを担う」という形で補い合う現状を一步進めて、教育的機能の面で連携し合う関係に高めたい。当事者にとってのよりよい支援にもつながると考える。また、「教育と福祉の連携」を、特定の学校と施設の連携といった狭い範囲にとどめず、新たな教育福祉実践を生み出す原動力につなげていくことが重要であると考え。

2. 今後の展望－「中間的な学びの場」としての「専攻科」に求められる役割と課題

役割の第一は、「専攻科」などの「中間的な学びの場」を、アフターフォローを集団でおこなう場と捉え、不足しがちなアフターフォローを教育的に担っていくことである。

第二は、第一の課題を踏まえた上で、学校教育に限定されない、より現実的な「学びの場」を模索し、実践することである。筆者による別の調査では、特に、障害程度が軽く家庭基盤の弱い人たちに対し「中間的な学びの場」があればと願う支援者は、学校・施設ともに多かった。その分析は別項に譲るが、本来なら、もっと時間をかけて、ゆっくりと移行させたいところを、諸事情で急がせているのが現状であろう。

これらを踏まえ、今後の課題として二点が考えられる。一つは、家庭基盤が弱くても利用できる形態での「中間的な学びの場」の設置である。学校教育を補完する教育福祉実践として「福祉型専攻科」が発生したように、工夫の余地はあると考える。一例として、「宿泊型自立訓練事業」に教育的機能を持たせ、2年間の教育プログラムを確立することを提案したい。渡部(2013)は、「文教行政として学校型の高等部(高校)専攻科を増設整備するという政策を採っていない現時点では、学校型専攻科と『福祉事業型専攻科』

ないし『学びの作業所』の双方を連結させた『ハイブリッド方式』によって、ここしばらくは『障がい青年の自分づくりと二重の移行支援』の実践と仕組みを作っていく必要がある」と述べているが、暮らしも巻き込んだ形でのハイブリッドを模索してもよいのではないかと考える。

学校専攻科の数は少ないが、措置延長が可能であれば、施設入所を継続したままで通学できるとよい。また、福祉型専攻科が近くにあれば、グループホームや成人の入所施設で暮らしながら、高等部卒業後の日中活動の場として活用してほしい。報酬単価等を鑑みれば、日中と夜間で同じ経営母体の事業所を利用することが望ましい場合もあるが、専攻科在籍期間は、日中の生活介護事業の部分に地域からの利用者を迎え入れるなど、入所施設の側にも工夫の余地があるのではないだろうか。障害基礎年金の支給は20歳からなので、家庭基盤が弱い人の場合、グループホーム等の利用料を賄うために生活保護を受給するケースもあるが、筆者の知る範囲では、いくつかの自治体で生保受給者が高等部卒業後、上級の学校に進むことが認められていなかった。しかし、福祉事業の利用であれば問題はない。

二つは、アフターフォローの実施内容から、専攻科などの「中間的な学びの場」における教育内容を見直していくことである。『障害者権利条約』に謳われているように、知的障害があっても、他の者（障害のない人たち）との平等を基礎として高等教育を受ける権利がある。専攻科は、仲間とともに楽しい青春時代を過ごす場であるという強みを活かして、よりよい成人期につなげるための力をつける場でもある。その力には、心の成長、生活面でのスキルアップなど様々な側面があると推察されるが、本研究の結果も反映できればと考える。

3. 今後の研究課題

本研究では、支援者を調査の対象としたが、当事者から見たニーズという視点の調査も必要で

あると考える。進路支援の在り方について、青年期の学びについて、社会的困難を抱える当事者、特に障害程度が軽い人たちがどう考え、どのような希望を持っているか、当事者の主体性の発揮を促進する意味でも、本人への聞き取り調査などを通して探ってきたい。

謝 辞

調査にご協力いただきました障害児入所施設および特別支援学校の皆さま方に、この場をお借りして感謝申し上げます。貴重なご意見を聞かせていただき、ありがとうございました。

<参考文献>

- 平井 威 (2015)「施設を出て地域で暮らすために必要な支援とは何か2」『明星大学研究紀要－教育学部第5号』111～125
- 堀内浩美 (2008)「知的障害児施設における地域移行支援に関する研究」『社会福祉学第49巻第2号』58－69
- 伊藤修毅 (2014)「選拔式知的障害特別支援学校高等部の現状」『障害者問題研究第42巻第1号』10－17
- 喜多一憲他 (2009)『児童養護と青年期の自立支援 進路・進学問題を展望する』ミネルヴァ書房
- 木全和巳 (2013)「児童養護施設等から措置された事例にみる知的障害児施設児童の実態と実践課題」『障害者問題研究41－1（通巻153）』, 74－79
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会ホームページ（最終閲覧2018年8月15日）
- 厚生労働省ホームページ（最終閲覧2018年8月15日）
- 小畑耕作 (2006)「養護学校高等部の現状と進路実態から見た専攻科の意義」『障害者問題研究38-2』92-99
- 丸山啓史 (2015)「知的障害のある青年の「学びの場」としての自立訓練事業の役割」『京都

- 教育大学教育実践研究紀要』抜刷
- 三木裕和、鳥取大学附属特別支援学校(2017)『七転び八起きの「自分づくり」～知的障害青年期教育と高等部専攻科の挑戦』今井出版
- 文部科学省ホームページ（最終閲覧2018年8月15日）
- 小川利夫他 (2001)『教育福祉論入門』光生館2-9
- 坂井清泰 (2000)「養護学校高等部教育とトレーニング、キャリア教育」『特殊教育学研究38（2）』83－93
- 白石恵理子 (2006)「18歳から20歳へ－青年後期の発達」『障害者問題研究34-2（通巻126）』110-117
- 田中良三 (2006)「障害児の教育年限の延長と今後の展望」『障害者問題研究34-2（通巻126）』8
- 渡部昭男 (2009)『障がい青年の自分づくり 青年期教育と二重の移行支援』日本標準
- 渡部昭男 (2013)「障がい青年の自分づくりと二重の移行支援」『福祉事業型「専攻科」エコール KOBE の挑戦』クリエイツかもがわ,183－209
- 全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会編『もっと勉強したい！ 障がい青年の生活を豊かにする学びと「専攻科」』クリエイツかもがわ
- 1) 第一「養護学校義務制」（～1979年）、第二「高等部全入」（1980～1990年代）に続き、「教育年限の延長」が、特別支援教育の第三の扉として障害児の教育権保障運動に位置づけられ、2000年代以降「全国専攻科（特別ニーズ教育）研究会」を中心に実践・研究・運動の側面から取り組みが進められている。田中（2006）は、これらの扉について「三つの歴史的発展段階として捕らえることができる」と述べている。
- 2) 「福祉事業型専攻科」は独自の表現で、正確には障害者総合支援法によって定められた第2

種社会福祉事業である。

3) 児童福祉法 63 条 2 項の撤廃により、障害児入所施設における 18 歳以降の措置延長が認められなくなった。18 歳以上の障害者については、大人としてふさわしい支援を提供するため障害者施策で対応されることとなった。ただちに成人施設の指定基準を満たすことが困難な場合もあるため、入所している 18 歳以上の人が退所させられることのないよう平成 30 年 3 月末日までは「みなし規定」の期間となっていた。その後、障害福祉サービスでの支援提供の場が不足していることを鑑み、平成 29 年 3 月開催の障害保健福祉関係主管課長会議において「みなし規定」の期間が平成 33 年 3 月末まで延長されている。

4) 児童養護施設入所児童等調査結果（平成 27 年 1 月、厚生労働省雇用均等・児童家庭局）

5) 特別支援学校高等部の抱える課題として、軽度児の増加、選拔式・職業準備教育重視の教育課程、そのことによって生じる「発達上のゆがみ」を挙げている。

0 日・0 か月死亡事例の未然防止に関する一考察

聖隷クリストファー大学大学院 社会福祉学研究科 博士後期課程 眞口良美 008965

眞口 良美

Consideration of prevention in a case of infant mortality in the first day or month of life.

Abstract

This study analyzed the background to a case of infant mortality in the first day or month of life to identify associated factors. This was done with the aim of elucidating preventive measures against such deaths, as well as measures for helping the affected family with difficulties encountered in the community.

The community and supporters need to have an in depth understanding of the woman's background for prevention.

Keywords

嬰兒殺し neonaticide, 児童虐待 child abuse.

1 研究の背景

なぜ、自ら産んだ子を、その直後に殺さなければならなかったのだろうか。どのような事情からそのような惨事に至るのか、筆者の経験からは、到底想像がつかない。新生児遺棄事件は、現在に始まったものではなく、近年は未然防止への取り組みが進められている中で、事件は繰り返されている。直近の事件では、2018年6月にコインロッカー内で新生児の遺体が発見されている¹⁾。加害者となる母は、漫画喫茶店内で出産したが、産声があがると周囲にばれると思い

殺したと供述している。

周知のとおり、我が国は世界で新生児死亡率が最も低い国である。先端の医療機器が発達し、妊婦健康診査等の地域保健医療、資金面での公的支援制度もある。そうした社会にありながら、なぜ母親は危険な場所で独りで出産し、直後に周囲の目を気にして子を殺し、遺棄してしまうのだろうか。事件の加害者となる母親のうち、それらの社会の動きや制度を知りながらも事件に至る者もいる。問題は医療の充実や経済的な制度では解決しないところにあるのではないだ

ろうか。

本研究の出発点は、再び事件を起こさないために、母親の背後には何があったのかを把握し、社会福祉は何をしなくてはならないかを考えるところにある。

ちなみに厚生労働省は「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（以下検証委員会報告²⁾」、第1次報告（厚生労働省 2005）から第13次報告（厚生労働省 2017）を公表している。新生児殺は、検証委員会報告の中で、0日・0か月児死亡事例について（心中以外の虐待死）として毎年報告されている。第1次から第13次からみいだせる実態としては、虐待死亡事例全体に対する0日・0か月児死亡事例の割合は約2割をしめている。

厚生労働省は、この実態から「妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、支援を要する妊婦等に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡をうけて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。このため、支援を要する妊婦等に日ごろから接する機会の多い、医療機関、児童福祉施設、学校等が、支援を要する妊婦等を把握した場合には、その情報を市町村に提供しよう努めることとする³⁾」とした。

また、「地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっている⁴⁾。」とし、「子育て世代包括支援センター」の法定化を盛り込み、2016年児童福祉法の改正⁵⁾が行われたところである。

実際、検証委員会報告で、実母の妊娠期の問題について、母子手帳の未発行が75%（第9次報告 2013～第11次報告 2015の累計より算出）、妊婦健康診査未受診は79%（前述と同様）という高い割合で報告されている。加えて、0日児死亡事例については、医療機関での出産が過

去0例、0か月児死亡事例についても11例となっている。これは医療機関への受診自体が行われていない状況を示している。現状から考えると、今般の児童福祉法改正による、医療機関、地域の公的機関からの情報提供の明言は効力を発揮するかどうかは、今後の課題と言える。

加えて、0日・0か月児死亡事例は児童虐待であるとともに、刑事事件である。特に、検証委員会報告からの実態からも加害者が実母である事例は9割を超える。それに対して、実父となる男性はその7割の存在が確認できない。これは明らかにその特殊性から女性たちが犯罪者という犠牲者になっている問題であると換言できよう。事件の未然防止には、実態から事件の要因を捉える必要があると考える。

2 研究目的

本研究の起点は、X年X月Q県Q市で、新生児5遺体が見つかった事件にある。メディア等の報道によると、警察に対し近隣住民から「臨月ほどの大きさだった女性のおなか急へこんだのに赤ちゃんの姿が見当たらない」と、情報提供があり事件が発覚した⁶⁾。約10年の間に5人の子どもを出産、遺棄していた事がのちの調査で判明した。事件前に複数の公的機関が加害者A（以下Aさん）に対し面会、訪問し、妊娠の有無を確認していたが、Aさんは妊娠の事実を否定していた。Aさんは新生児を遺棄した理由について、「いない子だったから」、公判では「出産前から殺害するつもりだった」という趣旨の供述をしていることが報じられている⁷⁾。

この事件は一見すると反社会的な事件として捉えられるが、それは本質ではないと考える。確かに事件は悲惨で、殺害され遺棄された複数の子の人権を甚大に侵害した。当時多くのメディアでもとりあげられ、強く母Aさんを非難した。

だが、刑事罰だけではこうした事件は防止できない、既存の法制度でも防止に至らないことから、事件を再考する必要があると考える。特に

この事例については、子育て中の A さんが、複数回遺棄をしていることから、同様の事件の縮図であると言える。また、過去に遺棄が複数ある事例は、検証委員会報告第 1 次報告～第 10 次報告のうち、0 日児事例 94 人に対し 13 人、0 か月児事例 17 人に対し 1 人であり、件数としては少ないが、決して「特殊な事例」とまでは言い切れないのである。

本研究では、前述の 1 事例を分析し、発生要因を捉え、事件を未然防止する要因の検討及び、行政、福祉をはじめとする支援者の在り方について考察する。また、A さんとその家族が地域生活を送るうえで予想される困難の防止・対策を検討することを目的とする。

3 0 日・0 か月児死亡事例の歴史的変遷

近世において嬰兒殺は、「間引き」として行われてきた。対象となった子の多くは、難産や早産双子等、脆弱性を持つ存在であり、女性の労働力の確保と「家」の存続を目的に「間引き」が行われてきたのである。それには、夫、家族が生かすかどうかの選択に関わっていた。また、産婆をはじめとする共同体の関与があった。対して公権力は人口増加政策の観点から、妊娠、出産管理政策をとるようになった。間引きは家の存続、子孫の将来に関わると説き、罪であるとした。それは、女性に出産の責任を持たせ、共同体による間引きの選択を解体させることに繋がったのである。

明治以降の生殖統制は出生の増強、富国強兵を図ることを目的に行われた。近代医療が導入され、女性と共同体が管理していた出産が、他者・国家の管理下に置かれるようになり、子の生存の意思決定は「妻」が担うようになる。

昭和期以降は、「母性」の概念が出現し、女性は「母性」に基づいた母という役割が形成されていく。それは、自分を犠牲にしても「子」への世話を優先するという価値観である。その価値観が定着していくにつれ、嬰兒殺は、「母性

の欠如」に問題が焦点化され、男性たち（父親たち）の責任は問われなかったのである。

近代から現代までの嬰兒殺に関する変化は、その事件に関わる人が変化したと言える。「命」の管理は共同体から「妻」という個人にその責任が課せられ、「母性」をキーワードに男性の関与が希薄になった。0 日児・0 か月死亡事例に男性の関与がなく、多くは女性が加害者になっていることと関連性を持つのではないだろうか。

4 先行研究の状況

我が国における先行研究を概観すると、①実態把握の研究、②精神医学・精神保健領域からの研究、③社会学・社会福祉学領域からの研究、④母子保健領域からの研究に大別できる。

①実態把握の研究について、戦後からこれまでに行われてきた、嬰兒殺について統計的解析の可能な事例数を集めた研究は 4 件(植松 1951；厚生省・児童家庭局 1974；土屋・佐藤 1974；田口 2007)である。

②精神医学・精神保健の領域からは精神医学的問題を整理した研究(稲村 1975)、嬰兒殺の動機に関する研究(福島 1976；作田 1980)がある。また、子の人権に対する意識の低さに言及した研究(長谷川寿・長谷川眞 2000)、精神疾患に起因した嬰兒殺の研究(新井 1989)がある。

③社会学・社会福祉学領域からは、子ども虐待死過程には、家族と地域社会の連帯の希薄さが背景にあることを指摘している(鈴木ら 2008)。

④母子保健領域からは、(澤口ら 2015)が諸外国妊娠期からのケアを比較し、里親や養子縁組の理解促進、妊婦を孤立させない支援体制が必要であるとしている。

以上から、嬰兒殺に関する研究は、戦後より焦点が当てられてきた問題である。これまでの研究では、30 代までの若い女性が主に父となる男性との関係の破綻、又は経済問題を抱え、中

絶不可能な状況に陥ったときに事件が起きる傾向がある。女性の特徴としては、学歴が低いものが多く、有職者であっても非正規雇用のサービス業等の不安定で低賃金労働者が多い。家族内に成員の欠損を抱えている者が少なくなく、妊娠を身内にさえ隠し通し、出産前から犯行を計画している場合もある。父となる男性の特徴も同様に概して学歴が低く低賃金労働者が多いことが明らかとなった。

また、ほとんどの先行研究で、社会制度の活用、ケースワーカーを中心とする相談支援の拡充、周知が事件対策として挙げられている。そうした内容は、国、自治体、NPO 法人などにより現時点も取り組まれている。それでもなお一定数の新生児殺・遺棄事件が起こっている。尊い子の命は尊重されず、女性は加害者という被害者に陥っている。望まない妊娠にある女性が、相談場所はあっても相談できない理由が明らかにされていないのである。本研究では、望まない妊娠をした女性が相談できない理由について究明する。

5 研究方法

研究対象は、すでに刑事事件として判決が確定し、メディアで報道された 0 日・0 か月児死亡事例として公表されている 1 事件⁸⁾を対象とする。分析に用いたデータは次の通りである。裁判記録閲覧⁹⁾、新聞報道記事¹⁰⁾、インターネット情報¹¹⁾によりデータを収集した。分析方法は、A さんの家族を一つのシステムとしたとき、A 家の家族成員にどのような相互作用が起きていたかについて、家族システム論の階層・パワーの概念を用い分析した。また、A さんと地域社会との関係性を明らかにするために、全体の構造を、生態学的システム理論を用い分析した。

分析にあたり、「いらない子」「殺害するつもり」のことばの背景を中心とした「A さんの理解」、なぜ A さんが地域社会から孤立し、社会関係が欠如した中で生活していたかを踏まえた「地

域の役割」の検討、そして、A さんの家族が事件後地域で生活するうえで予想される困難の防止・対策を中心とした「家族の将来」の 3 点に着目する。

6 事例概要

(1) 本人歴

2 同胞中の第 1 子長女として出生する。小学校時に両親が離婚し、両親の離婚後は母と弟と同居する。中学時にいじめを経験し、人を信頼することができなくなる。高校時に母が他界し、父と弟と同居を開始する。高校卒業後、就職のために一度離家するが、3 か月後に退職し、弟と父と再度同居する。再就職後、20 歳時に交際相手との間に長男を妊娠する。結婚後も夫とは別居し、長男出生後も実家で生活を継続する。4 年後実家で夫と同居生活を開始する。1 年後離婚し、収入が途絶えたため、日払いの仕事に勤務する。次第に生活費の補てんのため、出会い系サイトを通じ収入を得ていたことが推察される。

(2) 家族歴

父：A さんと同居。勤務していた会社の倒産後、仕事を探すも見つからないまま生活する。A さん長男の育児、A 家の家事を中心となっていく。

母：A さんが小学生時に A さんの父と離婚する。離婚後は A さんと弟と生活する。A さんが高校時に死亡している。

弟：A さんと同居。仕事をしていない期間があったが、A さんの離婚後就労するが、A 家から独立し生活したことがない。

長男：中学生（特別支援教育が必要と思われる状態と推察される）。

(3) 虐待までの背景と虐待の状況

4 年間の別居を経て、A さん家族と夫が同居を開始するが、当時収入を得ていたのは、A さんの夫のみであり、夫が A 家を養う形になった。

夫と父の間で金銭管理や生活形態に疑問が生じ約1年後離婚となる。

離婚時に、Aさんは父と子、弟を養うと決断する。幼少期に両親の離婚を経験したAさんは、今回自分も離婚してしまい、自分の子どもに自分と同じ思いはさせたくない、家族4人で暮らしていくのが一番だと考えた。

当時の生活費は、養育費、母子手当、児童手当合わせて10万円弱。生活費が足りないため、短時間で高収入が得られる日払いの仕事に就く。家族に対して、その仕事に従事していることは家族が「悲しむから」という理由で伝えていなかった。

夫の離職を機に養育費の支払いが無くなり、Aさんの給与も下がった為、福祉事務所に相談。弟が就労しているため、弟に面倒を見てもらうよう助言を受ける。公的制度に頼れないと感じ、日払いの仕事の勤務に加え出会い系サイトを通じ収入を得るようになったと推察される。

しばらくして、妊娠したため、中絶の予約をするも金銭の工面が出来ずに自宅で出産し、遺体を物置に遺棄した。27歳から31歳頃まで合わせて4度妊娠し、遺棄することを繰り返す。33歳時再度妊娠する。この際、近所の通報を受けた保健センター等の公的機関が妊娠の可能性を把握するため家庭訪問を実施したが、Aさんは妊娠の事実を否定する。しかし同月、女兒を出産し、殺害する。遺体を押し入れに隠して放置した。その後再度保健センターの訪問を受け、Aさんの様子の変化を把握し、その後、警察がAさん宅を訪問し、事情聴取をしたことから、虐待が発覚した。

(4) 地域の様子と対応

Q県Q市は人口4万人弱の市であり、農業、水産業、それに関連する製造業を主要産業としている。Q市内には就職口もさほど多くなく、正社員でも月収10万円代のものが多い。町の経済は低水準であるが、海と山に囲まれ温暖な気

候に恵まれた穏やかで静かな場所である。報道では、近隣住民が、Aさんが何度か妊娠している可能性を疑問視する声があったことが伝えられている。

事件前、地区の児童委員より保健センターに連絡が入る。内容は、「おなかの大きな女性がいるが、妊娠しているのではないか」という話であった。同様の通報は、Aさんが3回目の出産前にもあった。その時は、「おなかの大きい女性がいたが、最近会うとお腹が小さくなっていた」という内容であった。保健センターは、Aさんについての最初の通報時に無戸籍の可能性を考え、長男の学校を通じAさんに妊娠の有無を確認した。しかし、Aさんは妊娠の事実を否定した。「病気のせいでお腹が膨らんでいただけ」と説明があった。それ以上はプライバシーの関係上詳しい調査を行うことはできなかったようである。

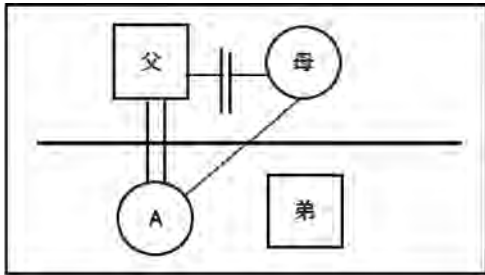
Aさんが妊娠の事実を否定していることから、保健センターはQ市で開催されている要保護児童対策地域協議会に報告する。各機関を交えて対応方法を検討したが、具体的な解決案は出ず、行政側から強制的にAさんに介入することはできないという結論に至った。そのため、保健センターとして、検診の案内という名目で、Aさん宅を訪問。Aさんと接触することを試みた。Aさんに妊娠の有無を確認する質問をするが、Aさんは不機嫌そうな様子で否定した。保健センターは妊娠の可能性が大きいと捉えていたが、この時点でAさんとの関係が切れてしまうのを防ぐため、再度訪問の実施を提案したという。

10日後、保健センターが再度Aさん宅に訪問した際、Aさんのお腹は明らかにへこんでいたことを確認した。保健センターより、要保護児童対策協議会に出席していた児童相談所や警察に経過を報告する。警察がAさん宅を訪問、事情聴取を行い事件の発覚に至った。

7 事例分析

(1) Aさんの生育歴から見る家族構造の変化

a. 幼少期（両親の離婚前）

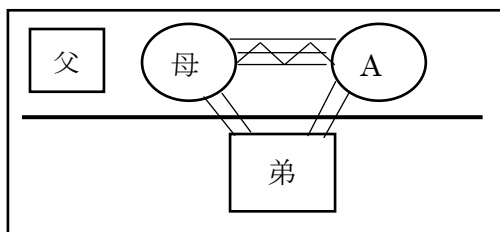


Aさんは小学校の頃に両親が離婚している。

二者間で緊張が高まると、第三者を巻き込むことで、二者間の情動的緊張の緩和が起こるために三角関係化が起こりやすい。三角関係化に巻き込まれた子どもは、親の感情の揺れに曝され、他の対人交流の機会を奪われる結果、分化度の低い社会化の経験を欠いた成長を遂げやすい。

幼少期のAさんの両親は葛藤を抱えていたため、Aさんを巻き込んだ三者関係を形成していた可能性が高い。このころからAさんは自分について葛藤を抱えるようになったと思われる。

b. 幼少期（両親の離婚後）



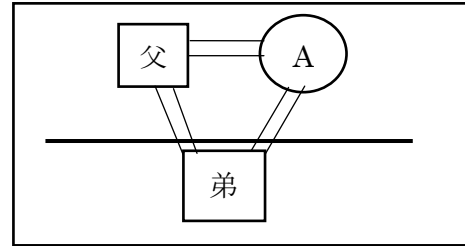
母は、離婚後、子どもを2人引き取っているため、就労などで不在がちであった可能性が高い。そのため、Aさんが、弟の世話を焼く代理親として機能していたと考える。

親は代理親には権限は持たせないが、トラブルが起こったときには、代理親を非難する。

母とAさんとの関係は、融合的敵対関係にあったと考える。このころからAさんは家庭内で重

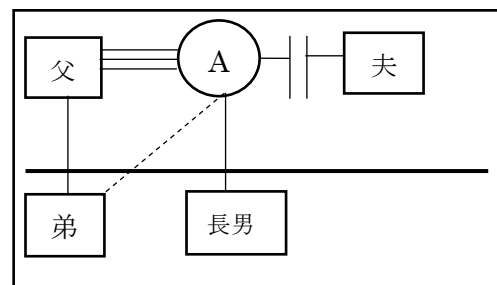
要な人物に内緒で重要な問題进行处理することを体得していったと考える。

c. 父との再同居



母が他界後、Aさんは強い不安にさらされたであろうことは容易に想像できる。一度は、別居した父に対し、受け入れてもらうことができるかどうか分からない。高校生の自分と弟のこの先の生活を思案し、過度の恐れを抱いていたと考える。だが、しばらく疎遠にしていた父が、受け入れてくれることにより、安定した三者関係が形成される。継続して代理親の役割を取っていたが、母と違い、多くを求められることなく、この時Aさんはやっと葛藤のない、自分を受け入れてくれる、安定した家族を手に入れたと感じたと思われる。

d. 結婚



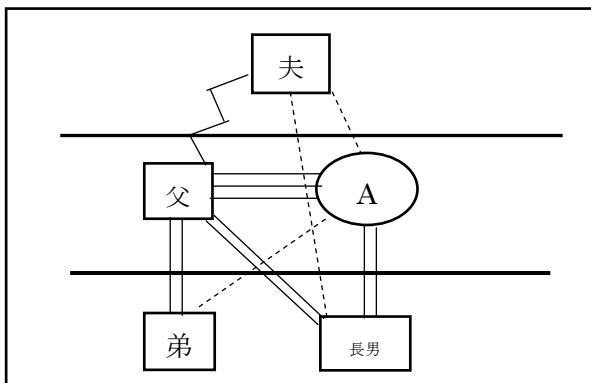
Aさんは高校卒業後2回家を離れて生活するが、2回とも職場に定着し、原家族を離れて自己を分化していく経緯をたどれなかった。

相手の両親との同居が嫌で、夫が家を借りると言ってくれたのでそれを待っていたが、同居までに4年かかっている。そこからAさんは、夫にとって、生活を共にするほどAさんと子ども

は必要ではないというメッセージを感じたのではないだろうか。

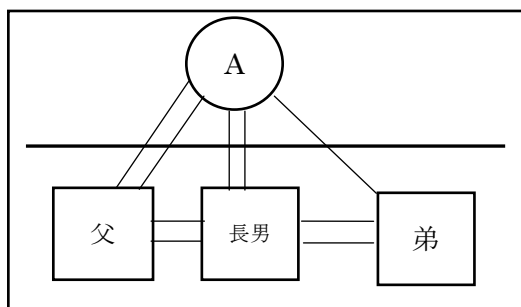
そのような中、Aさんと父の関係は徐々に自我の境界を失っていった。父もAさんと息子の安定した暮らしに安堵していたのではないだろうか。また、弟の自立もめどが立たず、父はAさんがいなくなると、家庭が維持できないと考えていたのではないだろうか。

e. 同居



A家の同居が開始。一番権力を持っているのは、唯一収入のある夫である。しかし、Aさんは父と融合する関係にあり、4年間離れて暮らしていた夫との関係は疎遠と考える。父と夫との間で権力争いがあり、父とAさんの間で世代間連合が組まれている。本来、Aさんと夫が連合を組み、子どもに対してお互いに親密な関係を持つ事で、家族が機能するがAさんは新たに夫と家族を築くステージに移行できなかったと考える。

f. 離婚後から事件当時



離婚後のA家のパワー構造は、人に頼らず、自分で収入を得ると決めた、Aさんが権力を持つ。夫に受け入れられなかった体験をもち、これまで代理親の役割をとり続けてきたAさんは、自己分化度が低く、父を助け、家族4人の生活を維持したいと考えるようになる。家族内で階層が上になることは、自分の価値を高めることになる。

また、収入がある限り、家族から見放されないという安心感が得られる。Aさんはこの安定した関係をどうしても維持したかったのではないだろうか。

この関係は新しい成員が加入することによって崩れる可能性が高い。よって意識的に無意識的に新たに参入しようとする成員（赤ちゃん）を抹殺した可能性はなくはないと考えられる。

(2) Aさんと地域の関係性について

ここでは、環境の中心にAさんを据え、環境がAさんに与えていた影響を分析する。事件当時のAさんと直接関係がある環境をマイクロシステム、マイクロシステム間の関係をメゾシステム、Aさんと直接関わりはないが、間接的に影響を与えていた関係をエクソシステムとして捉え、以下に得られた結果を示す。

マイクロシステムは「家族」、「仕事」、「特別な支援を要する長男の学校」、「近隣住民」、「福祉事務所・市役所」とした。そこから見出されたAさんへの影響は『自分は無価値である』、『役割や条件を満たさないと認めてもらえない』を主軸とした円環的因果関係である。

メゾシステムは、「仕事と特別な支援を要する長男の学校」、「仕事と近隣住民」「特別な支援を要する長男の学校と近隣住民」とした。そこから見出されたAさんへの影響は『周囲からAさんへの否定』、『Aさんから周囲への不信感』を主軸とした円環的因果関係である。それらの因果関係は相互的に相補的に影響し合ってAさんとその家族へ影響を与えていったと考えられ

る。エクソシステムは「保健センターと近隣住民」「保健センターと特別な支援を要する長男の学校」「保健センターと福祉事務所・市役所」とした。そこから見出された A さんへの影響は『監視』である。A さんと家族は近隣や行政から守られると言うよりも、監視され非難される対象であり、それゆえに家族の凝集性を強めざるを得なかった背景が示唆される。

8 考察

(1) 事件を未然防止する要因 A さんの「いない子」「殺害するつもり」に込めた意味

これまで何度となく A 家の家族システムは解体し、再構築を迫られた。A さんは母から代理親を要求され（でなければ見放されるメッセージを感じ取り）、夫からは見放された。家族システムが変化するたびに周囲の大人から自分は「いない子」と思われているのではないかと感じ取ってきたのではないだろうか。

A さんの「いない子」「殺害するつもり」は、A 家の中に存在するためには、母親であってはならない、女性であってはならない、あるいは娘であってはならない自己認識から生まれ出た言葉ではないか。その自己認識は A さんを一家の主であり、稼ぎ頭であり、家族の意思決定の中心にした。A さんは A さんのままでは存在できず、A 家を維持していく強固な自意識を持っていたことがしのばれる。それは母となる者とは真逆の様態であり、それに戸惑い、苦しんだのは他でもない A さん自身ではないだろうか。

事件の未然防止には、混乱のない家族組織の階層が必要であり、家族成員が安定した生活が営める家族機能が必要である。

(2) 行政・福祉をはじめとする支援者の在り方についての考察 地域の役割について

A さんは第 2 子妊娠の際、中絶を希望して産婦人科に訪れている。費用がなく中絶はできなかったが、問診時に産婦人科は A さんの困窮し

た状態を捉える機会はなかったのだろうか。また、離婚から生活苦になったとき A さんは生活保護の申請に行っている。その際、福祉事務所は、A さん家庭の生活状況を的確に判断したのだろうか。経済的に生活が苦しく、家族の世話に負担感を抱えていた A 家にとって、子育ては無理な状況であったと考える。その中で、地域が提供可能な社会資源、例えば、経済的支援の制度利用や長男の福祉サービス利用に向けた支援、A さん、弟に対する若年者向けの就労支援サービスの提案ができたのではないだろうか。A 家を地域で支えるための対応が得られなかったことに対し、A さんは地域社会に対し怒りと同時に見放されたと感じたのではないだろうか。

A さんは逮捕直前の妊娠時、妊娠を周囲に打ち明けても良いのではないかと考え始めていた。しかし、保健センターの訪問の際、自分を取り巻く環境から『監視』のメッセージを感じ、現実に戻ったのではないだろうか。過去の行いが発覚し今の生活を失うことは、A さんにとって殺害されるに等しい苦痛だった。なぜなら父も弟も長男も、犠牲にした 5 人の子らも、そして自分自身も、地域にとって「いない存在」でしかなかったことが、現実のものとなるからである。

(3) A さんの家族が事件後地域で生活するうえで予想される困難の防止・対策

A 家は事件後、報道関係者からの追求により、住んでいた家を出て別々の生活を余儀なくされた。一度事件として報道されると、その情報は全国に広がり、加害者の家族は職を失い住居を失い社会での居場所が縮小されてしまう。インターネットはそれを強化し、事件を風化させることを許さない。それを変えていくには、A さんが経済的に困窮し、他者との関係を何度も喪失し、地域の価値観の枠組みから外れ、排除の対象となり、無気力な状態にあったことを深く理解しなければならない。必要なのは「監視の目」

ではなく、「関わりの芽（目）」をわれわれ関係者が意識して持とうとすることではないか。Aさんの苦しみを、支援者が言葉にできれば違う結果があったのではないだろうか。

9 結論

本研究では、公的機関の関与がありながら0日児死亡事例が発生していることが明らかとなった。現行の公的機関の関与次第で、事件を未然防止できる可能性があるといえる。新たに制度を設けても、相談者への理解がなければ機関は機能しないことに繋がると考える。

本来女性である母親は産むことと育てることは連続しており、それが不連続の状況は、母親であることを社会的・家庭的に許されない環境に生きていくと考える。女性として、母親として「産み・育てる」ことを社会的・環境的条件を整えていく必要があると考える。今後は、子の福祉を優先する母子支援の新たな枠組みの検討が求められるのではないか。子を殺さなくてもよい社会にすることこそが求められていると考える。

10 研究の限界と今後の課題

本研究の限界は分析対象が1事例であり、本研究で得られた知見が他の事例と同様であると言えない点にある。また、具体的な未然防止策への検討に至らなかった。これらを今後の課題とし、0日・0か月児死亡事例の未然防止に対する研究を深めていきたい。

付記：本研究は、聖隷クリストファー大学大学院社会福祉学研究科2017年度修士論文の一部を再構成したものである。

謝辞：本研究にご協力いただきました調査協力者の皆様、執筆にご助言をくださいました聖隷クリストファー大学大学院社会福祉学研究科石川瞭子教授に深く感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 朝日新聞デジタル 2018年6月12日 <https://www.asahi.com/articles/ASL6D35BTL6DUTIL00J.html> (2018年8月22日閲覧)
- 2) 厚生労働省 (2005から2017)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果について」第1次報告から第13次報告, 社会保障審議会児童福祉部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
- 3) 厚生労働省 (2016) 児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について (平成28年6月3日雇児発0603第1号) 第2Ⅱ2 (1)
- 4) 同通知 第2Ⅱ1 (1)
- 5) 厚生労働省 (2016) 児童福祉法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第63号)
- 6) 朝日新聞 2015年7月22日夕刊 (朝日新聞データベースから) <http://database.asahi.com/library2/main/top.php> (2018/1/7 閲覧)
- 7) <https://matome.naver.jp/odai/2143752728156425001> (2018/1/7 閲覧)
- 8) 前掲6) 同記事
- 9) 松山地判平28・1・15に関する記録を裁判記録閲覧により取得。
- 10) 前掲6) 同記事
- 11) 前掲7) 同記事

参考文献

- 植松正 (1951)「嬰兒殺に関する犯罪学的研究」
植松正・木村亀二・団藤重光・ほか編
『刑事法の理論と現実二』有斐閣, 183-231.
厚生省・児童家庭局 (1974) 児童の虐待・遺棄・殺害事件に関する調査結果『厚生指
標』21(13), 53-57.
土屋真一・佐藤典子 (1974)「嬰兒殺に関する研

-
- 究』『総務総合研究所研究部紀要』17, 75-90.
- 田口寿子 (2007)「わが国における Maternal Filicide の現状と防止対策－96 例の分析から」『精神神経学雑誌』109 (2), 110-127.
- 稲村博 (1975)「子殺しの研究」『犯罪学雑誌』41 (1), 40-55.
- 福島章 (1976)「子を殺す親－類型学的研究－」『犯罪と非行』29, 43-72.
- 作田勉 (1980)「嬰兒殺の研究－現状, 分類, 対策, 母性心理, 他－」『犯罪学雑誌』46 (2), 37-48.
- 長谷川寿一・長谷川真理子 (2000)「戦後日本の殺人の動向 とくに, 嬰兒殺しと男性による殺人について」『科学』70 (7), 560-568.
- 新井進 (1989)「嬰兒殺しの司法鑑定 2 例てんかんとうつ状態」『栃木精神医学』9, 15-17.
- 鈴木昭・藤沢直子・水品きく枝・ほか (2008)「裁判例にみる子ども虐待死過程の実証的研究－パワレスな人々の支援に向けた evidence based practice(EBP)を目指して－」『子どもの虐待とネグレクト』10 (1), 54-65.
- 澤口聡子・築山望未・北林愛・ほか (2015)「新「健やか親子 21」に向けて」『学習院女子大学紀要』17, 57-70.
- 日本家族心理学会監修 (1999)『家族心理学辞典』金子書房
- 平木典子・中釜洋子 (2006)『ライブラリ実践のための心理学=3 家族の心理―家族への理解を深めるために―』サイエンス社
- 日本発達心理学会編 (2013)『発達科学ハンドブック第 1 巻 発達心理学と隣接領域の理論・方法論』新曜社

ソーシャルワークにおける「スピリチュアルペイン」への接近方法ー「スピリチュアリティ」を鍵とする援助における二つの流れの対比から

日本福祉大学 福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻 博士課程 009464

森川 和珠

A Study of Approaching to Spiritual Pain in Social Work,
Based upon a Comparison of Two Trends on Spirituality-oriented Helping.

Abstract

There are two trends in the spirituality-oriented helping. One is Spiritual Care introduced into the medical care from the increasing interest onto the palliative care. The other is Spiritually Sensitive Social Work (SSSW) as a resulting movement of the spirituality in North America. Spiritual care focuses on the spiritual pain, while the SSSW emphasizes the spirituality. This study clarifies the possibilities and challenges of Approaching to Spiritual Pain in Social Work through an examination of the assessment.

Keywords

spirituality, spiritual care, spiritual pain, spiritually sensitive social work, assessment

I. 本研究における問題意識、目的と方法

1. 問題意識

スピリチュアリティをケアや支援の鍵とする福祉実践について、深谷は「スピリチュアリティを志向する援助」と呼び、現時点で二つの流れがあるとする（深谷 2013:127）。ひとつはホスピス・緩和ケアへの関心から導入された医療・看護におけるスピリチュアルケアからの流れである。もうひとつは北米ソーシャルワークにおけるスピリチュアリティ復興の流れを受けたものであり、その代表はカンダらによる Spiritually Sensitive Social Work（スピリチュアリ

ティに配慮したソーシャルワーク、以下 SSSW）である。

両者はそのアプローチに違いがあり、医療的なスピリチュアルケアはスピリチュアルペインのケアを重視し、SSSW はスピリチュアリティを尊重したエンパワメントを重視するという特徴がある。日本ではいずれも導入期ながら、医療的なスピリチュアルケアの方が優勢であり、福祉分野でも高齢者のターミナルケアや認知症ケアで応用されているが、SSSW についてはほとんど知られていないのが現状である（深谷 2013:127）。

しかし、ソーシャルワークにおいてもスピリチュアリティを鍵とした支援は必要である。筆者は日本スピリチュアルケア学会認定の専門資格を持つスピリチュアルケア師だが、介護支援専門員として高齢者福祉に携わりながら、同時にスピリチュアルケア師の養成やホスピスボランティア、スピリチュアルケア普及のためのNPO代表などを務めている。これらを通じて出会う人々の多くは、病や死だけでなく、老いや介護、貧困や孤立、差別や障がいなどソーシャルワークが対象とする問題を抱えており、その奥には生きづらさというスピリチュアルペインがある。こうした状況に対し、主に終末期を対象としてきた医療的なスピリチュアルケアの文脈では限界がある。困難を抱えながら「それでも生きていく」ために、その人が生きる力を自ら培っていけるような支援が求められている。ストレングス視点とエンパワメントアプローチを重視するSSSWは、こうした要請に応えるひとつの方法であり、これをスピリチュアルペインへのケアを重視する医療的なスピリチュアルケアと合わせて検討することで、新たな実践への道筋も拓けるのではないかと考える。

本研究では、医療的なスピリチュアルケアとSSSWでは、その強みと弱みが補完関係にあると考え、それぞれの強みを生かしたソーシャルワークの実現について考察する。この点については、藤井や深谷が理論的な先行研究を展開しているが、本研究ではもう一歩進め、より実践的な段階に近づけたいと考えた。そのため本研究では、医療的なスピリチュアルケアにおいては重視されるが、SSSWでは顧みられないスピリチュアルペインの概念に注目し、これをSSSWに取り入れる必要を考察する。その方法として、スピリチュアルケアにおいてもSSSWにおいても共通するプロセスで、かつ、ケアや支援の方向づけに重要な役割を果たすアセスメントを手がかりとして提案し検討する。

2. 目的と方法

本研究の目的は、スピリチュアリティを鍵とする援助における二つの流れを整理し、その特徴をスピリチュアルペインに注目して考察した上で、それぞれの特徴を生かしたソーシャルワークの実現について、アセスメントを手がかりに検討し、その可能性と課題を明らかにすることである。

方法としては文献研究による概念整理を行う。現時点でスピリチュアリティを鍵とする援助における二つの流れについての先行研究は少なく、SSSWの周知も進んでいない。よって、まずは本研究にて文献研究から概念整理を行うことが必要と考えた。

主な検討課題は3点ある。第1に、スピリチュアリティを鍵とする援助の二つの流れである、医療的なスピリチュアルケアと北米ソーシャルワークからのSSSWについて、それぞれの系譜を時代的な背景とともに整理する。第2に両者のアプローチの違いを主にスピリチュアルペインから整理し、SSSWにおけるスピリチュアルペイン視点の重要性を明らかにする。第3に、スピリチュアルペイン視点を備えたSSSWの実現について、アセスメントを手がかりにして考察し、その可能性と課題を整理する。

II. 「スピリチュアリティ」を鍵とする援助における二つの流れ

1. 医療的なスピリチュアルケア

医療的なスピリチュアルケアはホスピス・緩和ケアへの関心の高まりとともに始まる。これは1960年代にソンドースが、がん末期の患者の苦痛を「全人的苦痛/トータルペイン」と表したことに端がある(Saunders1964)。日本では柏木が1970年代からがん末期の患者のニーズを「精神的必要」「社会的必要」「宗教的必要」と呼び、独自のチームアプローチを始め、1984年には柏木のいた淀川キリスト教病院で日本最初のホスピスが設立された(柏木1978:5)(島

菌 2007:20)。

この背景には、20 世紀科学の発展がある。スピリチュアルケアはもともとキリスト教における臨終のケアが基であり、病気や死とスピリチュアリティは近い関係にあった。客観的かつ合理的な近代科学的アプローチはスピリチュアリティを切り落とし、医療技術は目覚ましく進歩する。それはやがて、いわゆる延命治療の是非や尊厳死といった問題を惹起するとともに、近代科学的思考では人の死生をとらえきれない状況を生み出し、死にゆく者へのケアとスピリチュアリティへの関心を再起した(島菌 2007:280-284)。その流れのなか、WHO は 1999 年の総会で健康の定義に「spiritual」と「dynamic」を加え「健康とは、身体的に、精神的に、スピリチュアルに、社会的に完全に良好な動的状態であり、単に病気でないとか弱っていないということではない。」とする案を提出し、これによりスピリチュアリティはより一層注目されるようになったのである(訳傍線筆者)¹⁾。

宗教的ケアとしてのスピリチュアルケアは、この間もパストラルケアとして病院チャプレン等によりキリスト教系病院等で実践されていた。しかし、医療的なスピリチュアルケアは宗教的関心を經由せずホスピス・緩和ケアに導入され、医療者によるケアのひとつとして広まっていく。宗教的な感受性と重なるスピリチュアリティではなく、ソンドースのトータルペインから入り、ケアの対象を患者のスピリチュアルペインに焦点化する傾向も強まる。こうして医療的なスピリチュアルケアは、スピリチュアルペインのケアをアプローチの特徴として、後述の村田理論を代表に強化されていく。

2. スピリチュアリティに配慮したソーシャルワーク (SSSW)

ソーシャルワークはもともとキリスト教会による慈善活動や牧会的訪問活動から出発し、スピリチュアリティと深い関わりを持っていた(深

谷・柴田 2008:10)。しかし、ソーシャルワークもまた近代科学的なアプローチの影響を受け、1920 年代以降、社会主義やフロイト主義、行動主義などによる世俗化と専門化が進んだ。この時期は科学的なエビデンスから実践基盤を得ることが期待されると同時に、宗教を基盤としたソーシャルワークへの疑問と政教分離への関心が高まり、スピリチュアリティは隅に追いやられる(Canda&Furman=2014:161-164)。

ところがその後、ここでも科学的な専門深化に対する反動が起こり、1980 年代に入ると、よりジェネリックでホリスティックなソーシャルワークが求められるようになり、スピリチュアリティへの関心もここで復活する(木原 2003:36、Canda&Furman=2014:164-165)。1990 年にはカンダらが「スピリチュアリティとソーシャルワーク学会」(Society for Spirituality and Social Work)を設立し、SSSW の研究や実践が増加する(Canda&Furman=2014:165-168)。日本ではカンダと親交のあった木原がこれを紹介し、カンダらの主要著作を翻訳出版している(木原 2003)(Canda&Furman=2014)。

WHO の健康概念との関連で言えば、近代科学における心身二元論的思考の限界を克服する形で登場したバイオ・サイコ・ソーシャルモデルについて、これにスピリチュアリティを加えた 4 側面モデルをカンダが展開している(Canda&Furman=2014:164-165)。スピリチュアリティは人を全人的に理解するための鍵概念であり、カンダのモデルの場合は、医療的なスピリチュアルケアにおけるペインへの焦点化のような現象はなく、ホリスティックな観点で SSSW を展開していく。SSSW の特徴はスピリチュアリティに対するストレングス視点とエンパワメントを支持する点にあり、スピリチュアルペインのケアという観点はない(Canda&Furman=2014:27)。

3. スピリチュアリティの役割と関係性

ここまで、スピリチュアリティを鍵とする援

助における二つの流れの系譜を確認したが、ここでスピリチュアリティの概念と、スピリチュアルペイン、医療的なスピリチュアルケアとSSSWの関係性を押さえておく。そもそもスピリチュアリティは、これを使用する領域によって意味や文脈に幅があり標準化が難しい概念である（安藤 2006：293-294）。その上で取り上げれば、例えば窪寺は、スピリチュアリティを「人生の危機に直面して『人間らしく』『自分らしく』生きるための『存在の枠組み』『自己同一性』が失われたときに、それらのものを自分の外の超越的なものに求めたり、あるいは自分の内側の究極的なものに求める機能」と定義する（窪寺 2004:8）。また、カンダは「人間存在とその文化の普遍的特質を指し示すものとして、すなわち、意味、目的、道徳性、超越、ウェルビーイングの探求や、自分自身、他者、究極的実在との深遠な関係の探求にかかわる特質を指し示すもの」（Canda&Furman=2014:5）と定義する。「機能」と「特質」など違いはあるが、共通するのは生きるうえでの「意味」と「関係性」である。藤井はスピリチュアリティについて、意味と関係性を鍵に接近できる概念であるとして「人間存在に意味を与える根源的領域であり、同時に、人がその意味を見出していくために希求する、自己、他者、人間を超えるものとの関係性、または機能と経験」と定義する（藤井 2015:54-58）。より文脈を選ばない点で、筆者は藤井の定義に概ね同意する。その上で、本研究ではスピリチュアリティについて、人に「生きること」への意味と、そのいのちが超越的存在を含む自他との関係性によって「生かされている」ことを感じさせる「人を生かす力」とであると理解する。

スピリチュアリティが「人を生かす力」とであるとして、それが脅かされた状態はスピリチュアリティの危機である。医療的なスピリチュアルケアの文脈では、それは病気等によって健康を喪失したり死に直面したりする状態である。ソーシャルワークの文脈では、貧困や格差、障

害や孤立といった容易には解決しない種々の生きづらさを抱えた状態である。そうしたスピリチュアリティの危機的状态にあって、生きる本質と向き合わざるを得ない苦しみのなかで感じる実存的な痛みがスピリチュアルペインである。

そこから、スピリチュアルに健康な状態へと回復するためには、スピリチュアルペインへの手当てと痛みのリリーフに加え、当事者本人が主体的にその生を捉え直し自らの力で意味を再構成して生きていけるようになることが必要である。強い痛みを抱えたままでは歩けず、痛みが取れても歩き方が分からなければまた転ぶだろう。本研究では、スピリチュアルペインのケアとともに、エンパワメント視点でもってスピリチュアリティにストレングスを見出し、内的な生きる力を獲得していくことが真の回復であると考ええる。

だが、現時点では、医療的なスピリチュアルケアは前者に注力し、一方SSSWは後者に焦点を当て、両者は連携・連結していない。医療的なスピリチュアルケアではそれが終末期を意識したものが多いことも手伝って、患者が「その後を生きる支援」への視点が弱い。一方カンダのSSSWはスピリチュアリティへの信頼の強さゆえに、それが危機に瀕することで現に当事者が苦しんでいる痛みそのものへの共感的アプローチが欠けている。したがって本研究では両者の特徴の違いをスピリチュアルペインから整理し、両者の強みを生かしたソーシャルワークの実現へとつなげていく。

III. 二つの流れにおけるスピリチュアルペインの役割

1. 医療的なスピリチュアルケアにおけるスピリチュアルペインのケア

ソンダースの「全人的苦痛/トータルペイン」は身体的ペイン・精神的ペイン・社会的ペイン・スピリチュアルペインで構成される（Saunders1984:232）。がん疼痛などの身体的

な痛み、病状に対する不安等による精神的な痛み、病気により家庭や仕事にもたらされる社会的な痛み、そして、スピリチュアルな痛みである。病によって体も心も社会性も傷つくなかで「死」を意識する時、生きる目的や意味が大きく揺らぎ、実存的な問いに直面する。こうした、生きることの本質と向き合う苦しさがスピリチュアルペインである。これらのペインは分離独立するのではなく、それぞれが関係しあい、時に入り混じる。

窪寺は、スピリチュアルペインを「人生を支えていた生きる意味や目的が、死や病の接近によって脅かされて経験する、全存在的苦痛」と定義する(窪寺 2004:43)。窪寺はスピリチュアリティの構造には超越的・究極的存在との関わりがあるとした上で、「既存の宗教に無関心で信仰心のない人にも、スピリチュアリティは潜在的にある」として、宗教を含んだより広い概念としてスピリチュアリティを捉える(窪寺 2004:9-11)。

一方村田は、スピリチュアルペインに焦点を当て、スピリチュアリティは扱わない。²⁾ スピリチュアルケアを「スピリチュアルペインをケアすること」と定義し分かりやすく明解なものとして示し、宗教と区別する(村田 2012:3)。スピリチュアルペインは「自己の存在と意味の消失から生じる苦痛」と定義され、時間存在・関係存在・自律存在という3つの次元から構造化されてアセスメントの理論的枠組みとなる(村田 2012:1, 6-10)。

時間存在のペインは、死の接近により将来を喪失することで、現在の生を無意味に感じてしまう痛みである。関係性のペインは、それまで築いてきた人間関係が崩れ、支えを失い孤独に苛まれる痛みである。自律性のペインは、病気の進行とともに暮らしの自律性が失われ、自己を無用で迷惑な存在とを感じる痛みである。実践においては、患者の語りに表れるスピリチュアルペインが時間性・関係性・自律性のいずれに該当するかをアセスメントにより複合的に類別

し、そこに対応するコミュニケーションによってそれぞれのマイナスにプラスの回復を試みていく(村田 2011:6-7)。

村田の方法は村田理論として看護教育等によく用いられるなど「理解しやすいスピリチュアルケア」として支持されているが、その目的は痛みの緩和と除去にある。村田にとって「ケア」とは「関係性の力で苦しみを和らげ、軽くし、なくする援助」である(村田 2012:4)。その先で患者が生きる力を獲得していく過程は、痛みが除かれた先に続くものとしてはもちろん期待されるが、村田理論の中心的技法には含まれない。しかし、余命わずかであっても患者は死ぬその時までそのいのちを生きていく。スピリチュアルペインの除去がスピリチュアリティの回復ではない。スピリチュアリティの危機状態が続く限り、スピリチュアルペインは存在し、ケアにより一次的に緩和・除去できたとしても、スピリチュアリティを危機状態から回復させる支援の必要性も継続する。

2. SSSW におけるスピリチュアルペインへの期待

カンダはスピリチュアリティについて、バイオ-サイコ-ソーシャルモデルに加わるもう1側面であると同時に、「すべてのものと関係している人間の全体性としてのスピリチュアリティ」および「人間の中心としてのスピリチュアリティ」であるとして、個別性と超越的全体性、および中心的内在性という3視点からホリスティックに把握する(Canda&Furman=2014:132)。この理解に基づき、カンダはスピリチュアリティをソーシャルワークの中心概念と捉え、「ストレングスとエンパワメントの支持」を含む7つの原則を指針として、あらゆる点でスピリチュアリティに「配慮する(sensitive)」ソーシャルワークを説く(Canda&Furman=2014:2, 13)。³⁾

SSSW はスピリチュアリティを信頼したストレングス視点のエンパワメントアプローチによって、クライアント自身が生きる力を得てい

くことをめざす支援である。例えば、カンダは「介入 (intervention)」を「耕す (cultivation)」と表し、クライアントが抱える問題（雑草）を刈り取り既存の規範に合わせようとするのではなく、ソーシャルワーカーが「植物を有機的に育てる庭師」となってクライアントのスピリチュアリティに全方位的に配慮し、クライアントに内在する自然な成長の可能性が開発されるよう、創造的かつ調和的に支援することを説く (Canda&Furman=2014:337-339)。それは例えば、障がいのある人に就労支援を行う際、既存の社会ルールに沿って、自分を押し込め窮屈に適應することを目指すのではなく、その人自身とその周囲がその個性を認め、生まれた意味を肯定し、生きることを愛し生き抜く力を見出していけるようにすることである。

一方、カンダにはスピリチュアルペインのケアという観点が無い。そもそもスピリチュアルペインという概念が存在せず、あるのは「スピリチュアル・エマージェンシー (spiritual emergency)」である (Canda&Furman=2014:365-367)。これは、超越的なスピリチュアリティの発現 (スピリチュアル・エマージェンシ) が、その人の経験や価値観を急速かつ劇的に上回って起こることで陥る危機状態を指すが、あくまで付属的な形態であり中心的な概念としては扱われず、アセスメントでも重視されない (Canda & Furman=2014:386-396)。これはストレングス視点自体に困難におけるレジリエンスや強みを見出す力が含まれるからでもあるが、生きる意味を見失った時、レジリエンスやストレングスへたどり着く道のりの長さを思うと、クライアントのスピリチュアルペインそのものに深く接近しようとするアプローチがないのは残念である。

藤井は SSSW を「スピリチュアルな領域に感受性を持ちスピリチュアルペインに敏感なソーシャルワーク」と表し、スピリチュアルペインに目を向ける必要を強調する (藤井 2013:13)。藤

井は、SSSW により「人間の根源的痛みへのアプローチが可能になった」と考え、カンダでは扱われなかったスピリチュアルペインを、SSSW にとって必要な概念と捉える (藤井 2013:13)。スピリチュアルペインは「死にゆく人に限らず誰にでも見られるものであり、ソーシャルワークの対象となる人は「身体的問題や、心理社会的問題を抱えているだけではなく、その根底に人間の尊厳や自己存在そのものを脅かすような苦しみがある」として、スピリチュアルペインをソーシャルワークの支援対象とする (藤井 2013:4-6)。

その上で藤井は、ソーシャルワーカーがクライアントをスピリチュアルペインも含め丸ごと受け止め、その困難な状況に無力さや限界を覚えながらも、ともに歩いていくことの大切さを説き、ソーシャルワーカーに「深い人間理解に根差した価値観」の涵養を求める (藤井 2013:15-16)。ソーシャルワーカー自身が自分のスピリチュアリティに向き合うことで、クライアントのスピリチュアルペインに近づくことも可能になる。ソーシャルワーカーがそこまで近づいてこそ、クライアントは生きづらさの只中において、関係の力をもって自らの価値観の再構成と新たな生きる意味を見出すことができる。SSSW にスピリチュアルペインへのアプローチを取り入れることで、ソーシャルワーカーはクライアントの生きる痛みに接近することができ、より深いところから道のりをともにすることができる。

IV. 「スピリチュアルペイン」のアセスメントによる接近方法

1. スピリチュアリティとスピリチュアルペインに配慮した実践

ここまで、医療的なスピリチュアルケアと SSSW の特徴をスピリチュアルペインから整理しその役割を確認した。医療的なスピリチュアルケアはスピリチュアルペインへの焦点化が強

く、スピリチュアリティは弱い。一方、SSSWはスピリチュアリティを軸にするがスピリチュアルペインは弱く、その分スピリチュアルペインへのアプローチが期待される。

SSSWにスピリチュアルペインへのケアという視点を取り入れたとして、実践においてはどのような運用が可能になるだろうか。深谷は、高齢者介護事業所における利用者へのインタビュー二事例から、スピリチュアリティ・スピリチュアルペイン両者を支援の視野にいれ、ケースに合わせた方向性を提示する(深谷 2013)。

事例1のクライアントは、死を告知されているが、まだ自分の暮らしをコントロールできる状況にある。死の実感はまだ薄く、痛みや悲嘆よりも、大陸からの引き揚げなど人生の危機を生き抜いた経験からくる自律を価値とする人生観を特徴とする。この「自律のスピリチュアリティ」がクライアントの「強み」であるとして、この事例ではスピリチュアリティを尊重したエンパワメント中心の支援が位置づけられる(深谷 2013:132-139)。

事例2のクライアントはキリスト教にスピリチュアリティ基盤をもつが、配偶者を失った悲しみと役割の喪失、認知症による記憶の喪失という痛みを感じている。信仰から人生にスピリチュアリティに基づいた肯定的意味づけをする支援も検討されるが、認知症の進行と現在の主訴である喪失を考慮して、このケースではスピリチュアルペインに寄り添った支援が示される(深谷 2013:139-144)。

深谷は、この二事例を通して、支援においてスピリチュアリティとスピリチュアルペインを用いる有効性と、ケースによってそれぞれの方向性を提示できる可能性を示した。また、心身の機能低下につれ様々な喪失が避けられない高齢者のスピリチュアルペインに目を向ける必要性に触れる。またその場合も、医療的なスピリチュアルケアに見られるような、スピリチュアルペインのアセスメントだけでなく、人生の意

味づけや世界観などスピリチュアリティに関わる点を踏まえて見ていくことが必要とする(深谷 2013:146)。

深谷の試みと藤井の指摘を合わせると、SSSWにスピリチュアルペイン視点を取り入れることで、クライアントとより深い関係構築ができ、支援の方向性にも厚みが増す。これを具体的に実践へ落とし込むにはどうするか。手がかりのひとつはアセスメントである。深谷のインタビュー事例でも分かるように、ソーシャルワーカーはクライアントの様子から、その焦点がスピリチュアリティかスピリチュアルペインかを、見出す必要がある。そのためにはアセスメント段階でのクライアントの状態像把握が重要であり、その時点からスピリチュアリティとスピリチュアルペイン両者のアセスメントが求められる。

2. アセスメントの現状と限界

スピリチュアルペインのアセスメントに関しては医療的なスピリチュアルケアにおいて既にかなり活用されている。村田は、先に述べたように、スピリチュアルペインを時間存在・関係存在・自律存在の三次元で構造化することでアセスメントの枠組みを示す。これをもとに作られたのがスピリチュアルペイン・アセスメントシート(SpiPas)である。SpiPasは、まず患者のスピリチュアル状態をスクリーニングし、次に関係性4、自律性5、時間性5からなる14項目について、質問例をもとに患者に聞き取りして分類する(田村・前滝・今井ほか 2012:32)。この際、患者自身が該当するものにチェックするシートもありツールとして公開されている(緩和ケア臨床・研究・教育ツールHP 2008)。これは終末期がん患者を対象として作られているため、そのままソーシャルワークに取り入れるにはそぐわない表現等もあるが、患者側の表現例もかなり詳細なため、何がスピリチュアルペインなのかを掴みやすい設計になっている。社会福祉での活用事例としては深谷のものがあ

は介護場面でケアマネージャー等が使うためのスピリチュアルケア・フェイスシートで、スピリチュアルペインの構成要因 13 項目の有無や強弱を記入する（深谷・柴田 2008:43）。この場合は村田理論的な次元分類はなく、「生きる意味の喪失」「悲嘆」「孤独感」といった項目から全体を把握するものである（深谷・柴田 2008:43）。

一方、スピリチュアリティのアセスメントと尺度も既に様々なものがある。岡本はパストラルケアにおけるスピリチュアリティのアセスメントに関する研究のなかで、1920 年代から 1990 年代の動きとして、宗教的なテーマに限定された項目から、より広義で多元的かつ機能的なスピリチュアリティ理解へと変化していることを指摘する（岡本 2010:89-97）。その後も、アメリカでは Expressions Spirituality inventory (ESI) (MacDonald2000) など多くの尺度が開発されている。日本でも同様の研究はいくつかあるが、スピリチュアルペインの状況をその項目に含むものはほとんどない。⁴⁾

カンダの場合は、スピリチュアリティに関して 3 段階のアセスメントを提示する (Canda&Furman=2014:386-399)。第 1 は、クライアントへの侵入を極力抑えた暗黙的 (implicit) アセスメントであり、「あなたがいちばん大切にしている理想はなんですか」など侵襲性を抑えた質問例が 22 ある (Canda&Furman=2014:392-394)。第 2 は、簡易的・明示的アセスメントであり、「あなたにとって、スピリチュアリティ、宗教、信仰は、重要ですか。それはなぜですか。そうでないなら、それはなぜですか。お話しください」など、より直接的で短時間化を意識した質問が 6 例挙げられている (Canda&Furman=2014:394-396)。第 3 は、詳細で明示的なものであり、クライアントがスピリチュアリティや宗教について詳しく語れるよう 11 側面からなるガイドライン的質問項目があり、得られた語りから人生のタイムラインを描くものである (Canda&Furman=2014:397-399, 569-574)。

また、スピリチュアル・エマージェンシーについては、「困難や危機をくぐり抜けるとき、あなたにとっていちばん重要な、ストレングスと援助の源は何ですか」という聞き方がされ、エマージェンシーそのもののアセスメントはしない (Canda&Furman=2014:393)。

こうして見てみると、現段階ではスピリチュアリティとスピリチュアルペインの両者をアセスメントするという発想はあまりなく、どちらかに特化したものが多いことが分かる。ソーシャルワークではクライアントを無力化する「問題」ベースのアセスメントではなくストレングス視点のアセスメントが求められ、スピリチュアリティもストレングスのひとつに数えられている (大谷 2014:16-18) (Saleebey2002:84-87)。したがってスピリチュアルペインをクライアントが抱える「問題」と捉えると、ストレングス視点でのアセスメントとは矛盾する。しかし、クライアントが抱える生きづらさの痛みを深く知ることは、スピリチュアリティにストレングスを見出すために必要な接近であり、よりホリスティックなアセスメントアプローチとして、スピリチュアルペインのアセスメントは必要である。現時点では両者をアセスメントするツール等はないが、これができればスピリチュアルペイン視点をもった SSSW の実現に向けた一歩となるのではないか。

とはいえ、そこには限界もある。アセスメントの絶対視はスピリチュアルペインやスピリチュアリティの矮小化につながり、ホリスティックなアプローチを再び分断する危険がある。適正なアセスメントを経ても、クライアントのスピリチュアリティやスピリチュアルペインは完全には把握できない。スピリチュアリティには外へ向かう超越性と内へ向かう究極性があり、言葉で表せない領域や分析しきれない次元を常に含む。スピリチュアリティにおける定義しきれなさを支援の有効性に対する批判へと安易につなげず、かえってそこに可能性を見出し希望

につなげていくことが重要である。限界を承知した上で、できる限り知ろうと努め続けることは、ソーシャルワーカーが自分自身のスピリチュアリティを問うことへと自ずとつながる。その繰り返しはスピリチュアリティに配慮したソーシャルワークを形作り、クライアントが抱える問題の奥にある生きづらさへの接近を可能にし、「それでも生きていく」ための力を見出す支援に結びついていく。

V. 結論と今後の研究課題

以上の考察により、3点が整理された。第1に、スピリチュアリティを鍵とする援助における二つの流れである。ともに20世紀の近代科学的なアプローチの影響を受けてスピリチュアリティと袂を分かち、その限界とともにまた再接近の時期を迎えている。医療的なスピリチュアルケアは主にホスピス・緩和ケアで実践されスピリチュアルペインに焦点化される傾向を持ち、SSSWはホリスティックなアプローチのなかでスピリチュアリティを軸としたストレングス視点とエンパワメントを重視する形で展開されている。

第2は、両者のアプローチの違いである。前者はスピリチュアルペインのケアを特徴とするがスピリチュアリティが弱く、後者はスピリチュアリティを尊重したエンパワメントに特徴があるがスピリチュアルペインが弱い。その上で、ソーシャルワークにおいてスピリチュアリティを鍵とした援助を実現するには、SSSWにスピリチュアルペイン視点を取り入れる必要があることを藤井の指摘を踏まえ展開した。

第3に、スピリチュアルペインへの接近を取り入れたSSSW実践の検討である。深谷の試みを参考に、スピリチュアリティ・スピリチュアルペイン両者のアセスメントについて検討した。現時点でそれぞれのアセスメントは分離しているが、SSSWにスピリチュアルペインアセスメントを取り入れることの意味と可能性は確認で

きた。スピリチュアリティとスピリチュアルペイン両者へのアプローチが可能になれば、クライアントが抱える生きづらさに寄り添うことで、生きる力というストレングスを見出し、困難な状況を生き抜く力をクライアント自身が見出していくための支援につながるのではない。

そこにはもちろん課題もある。スピリチュアリティが定義困難であるために、アセスメントも支援の指針も常に不完全さを抱えなければならない。スピリチュアリティやスピリチュアルペインを扱うには、ソーシャルワーカー自身が常に内省し、無力さや限界と向き合う事も求められる。しかしそれを踏まえた上でなお、踏み込んでいくその先にこそ深い人間理解に基づいた実践がある。SSSWにおけるスピリチュアルペイン視点の重要性とこれを取り入れたアセスメントの有効性を明らかにするための調査の実施と指標の開発に向け今後も研究を進めていく必要がある。

注 釈

- 1) “Health is a dynamic state of complete physical, mental, spiritual and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.” (日本 WHO 協会 HP 2010) この提案案はスピリチュアリティをめぐる各国の理解の違いにより採択はされていない。
- 2) 初期にはフィッチェットによるスピリチュアル定義を引用した上で「まさに人間は身体的、心理的、社会的存在であると同時に、自己の存在の意味を問いかけ、聖なるものを求めるスピリチュアルな存在である」という表現もある(村田 1998:129)。
- 3) 7つの原則とは、①価値観を明確に示す、②多様性を尊重する、③省察的であること、④ストレングスとエンパワメントを支持する、⑤ホリスティックな観点をとる、⑥最良の実践を用いる、⑦スピリチュアリティと宗教に

- ついてさまざまな地点から比較をする、である (Canda&Furman =2014:13-35)
- 4) 例えば生田は、配偶者を亡くした高齢遺族のスピリチュアリティ研究のなかで、スピリチュアリティ尺度を開発しているが、そこでは26項目中の1項目「死にたいと考えることがある」がスピリチュアルペインを表すものとして残っている (生田 2016)。
- 文 献**
- 安藤泰至 (2006) 「越境するスピリチュアリティ—諸領域におけるその理解の開けへ向けて」『宗教研究』80 (2)、293-312
- Canda, E. R. and Furman, L.D. (2010) Spiritual Diversity in Social Work Practice : The Heart of Helping, 2nd ed. Oxford University Press.(=2014 木原活信・中川吉晴・藤井美和監訳『ソーシャルワークにおけるスピリチュアリティとは何か』ミネルヴァ書房)
- 藤井美和 (2013) 「人の苦しみとスピリチュアルペイン—ソーシャルワークの可能性—」『ソーシャルワーク研究』38 (4)、4-18
- 藤井美和 (2015) 『死生学とQOL』関西学院大学出版会
- 深谷美枝 (2013) 「『スピリチュアリティを志向する援助』の鍵概念を巡る一試論—スピリチュアリティかスピリチュアルペインか—」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』140、127-148
- 深谷美枝・柴田実 (2008) 『福祉・介護におけるスピリチュアルケア その考え方と方法』中央法規出版
- 生田奈美可・佐藤美幸・清水祐子 (2016) 「配偶者を亡くした経験をもつ高齢者のスピリチュアリティ尺度」『宇部フロンティア大学看護学ジャーナル』8 (1)、1-8
- 緩和ケア臨床・研究・教育ツール (2006)、終末期がん患者のスピリチュアルペイン・アセスメントシート (<http://plaza.umin.ac.jp/~pcpkg/spiritualassessment.html>, 2018.8.18)
- 柏木哲夫 (1978) 『死にゆく人々へのケア—末期がん患者へのチームアプローチ』医学書院
- 木原活信 (2003) 『対人援助の福祉エートス ソーシャルワークの原理とスピリチュアリティ』ミネルヴァ書房
- 窪寺俊之 (2004) 『スピリチュアルケア学序説』三輪書店
- MacDonald, DA (2000) Spirituality : Description, measurement and relation to the five factor model of personality. Journal of Personality, 68, 153-197
- 村田久行 (1998) 『改訂増補 ケアの思想と対人援助』川島書店
- 村田久行 (2011) 「終末期がん患者のスピリチュアルペインとそのケア」『日本ペインクリニック学会誌』18 (1)、1-8
- 村田久行 (2012) 「スピリチュアルペイン・スピリチュアルケアとは」「時間性・関係性・自律性からみたスピリチュアルペイン」田村恵子・河正子・森田達也編『看護に活かす スピリチュアルケアの手引き』青海社、1-11
- 日本 WHO 協会 (2010) 「健康の定義について」(<http://www.japan-who.or.jp/commodity/kenko.html>, 2018.8.18)
- 岡本宣雄 (2010) 「スピリチュアリティを焦点としたケアのアプローチモデルに関する研究—パストラルケアにおけるアセスメントの研究史から—」『川崎医療福祉学会誌』20 (1)、89-97
- 大谷京子 (2014) 「ソーシャルワークにおけるアセスメント—ワーカーの認識とスキル」『日本福祉大学社会福祉論集』130、15-29
- Saleebey, D. ed. (2002) The Strengths Perspective in Social Work Practice the 3rd edition, Allyn and Bacon.
- Saunders, C. (1964) The symptomatic treatment of incurable malignant disease.

-
- Prescribers' Journal, 4 (4) , 68-73 (=2017
小森康永編訳『シシリー・ソンドーズ初期論
文集 1958-1966』北大路書房、70-79)
- Saunders, C. ed. (1984) The Management
of Terminal Malignant Disease. 2nd
edition. London: Edward Arnold.
- 島蘭進 (2007) 『スピリチュアリティの興隆』 岩
波書店
- 田村恵子・前滝栄子・今井堅吾・ほか (2012) 「ス
ピリチュアルペインのアセスメントとケア計
画の立て方」『看護に活かす スピリチュアルケ
アの手引き』 青海社、27-52

エリザベス・ウォーレン著（大橋 陽訳）

『この戦いはわたしたちの戦いだーアメリカの中間層を救う闘争ー』

（2018 年、蒼天社出版）

NPO 法人「ウイメンズ・ボイス」

杉本 貴代栄

1) はじめに

評者は、昨年出版された本研究誌第 9 号の書評として、J.D. ヴァンス著、関根光宏・山田文訳『ヒルビリー・エレジー：アメリカの繁栄から取り残された白人たち』（光文社、2017 年）を取り上げた。その書評で私は、トランプを支持した人々とは、アメリカの東部を南北につらぬくアパラチア山脈、その南側の地域の山中に住み着いた「スコッチ・アイリッシュ」で、「ヒルビリー」と呼ばれる人々であったこと、中西部のラストベルト（さび付いた工業地帯）で、脱工業化に置き去りにされた白人労働者たちであること、大統領選挙を左右した政治的争点とは、人工妊娠中絶や性的少数者の権利擁護、人種差別撤廃運動などという民主党のリベラル派が重視した争点ではなくて、労働者の雇用と賃金という、経済的問題だったと述べたが、今回の書評はその「続編」とも言えるものである。なぜならヴァンスの本の原書は 2016 年 6 月に出版されたものなので、トランプ大統領の実現（2016 年 11 月）や、その出現の理由や経過については触れていない。しかし本書（原書は 2017 年に出版）は、トランプ大統領が出現した経過と「その後」のアメリカについて書かれている。また、ヴァンスの書はアメリカの繁栄から取り残された白人たちの実像を生活者の視点から描いたものであるが、本書は政治家で

あり政策研究者である著者の目を通して、いわば政策側からアメリカの中間層の崩壊について書かれている。評者の興味を引くには十分な設定である。早速、本号の書評に取り上げた次第である。

著者のエリザベス・ウォーレンは、元ハーバード大学ロースクール教授であり、現職のマサチューセッツ州選出の上院議員であり、長きにわたって労働者階級と中間層を擁護してきた進歩派政治家のひとりである。2016 年の大統領選挙時には、民主党の候補者として名前が挙がったこともある（本書によると本人は、上院議員という仕事にやりがいを見いだしているので、辞退したと記述されている）。私生活では 2 人の子どもの母、3 人の孫の祖母でもある。訳者の大橋陽は、金城学院大学国際情報学部の教授である。

2) トランプ大統領の出現

本書のはじめの部分、プロローグは、2016 年 11 月 8 日、大統領選挙の選挙結果を啞然と試みていた著者の驚きと嘆きからはじまる。夫と一緒にソファに座り、ポップコーンを食べ、ビールを飲みながらテレビを見ていたのだが、結果は望んだこととは違っていく。つまり最初の兆候は、いくつかの上院議員選挙で、あまりにも早く共和党候補が当選確実となったことだった。インディアナ州。フロリダ州。勝つ

と思っていた候補者が、突如苦戦し始めた。それに続いてヒラリー・クリントンも窮地に立たされた。まるでスローモーションで大惨事を見ているようだった。1台の自動車がトラックに衝突し、別の車がそこに突っ込み、火が出て爆発が起り、車体があちこちに吹き飛ばされる。テレビは祝ったり悲嘆に暮れたりしている候補者と支持者の黒だかりを映していたが、著者の心に去来したのは、数千万人のアメリカ人の生活が一層厳しいものになるということだった。

政治の世界に足を踏み入れる前、著者は教師で研究者だった。数年かけ、アメリカの中間層に何が起っているのか、働く人々、働きたいけれども働き口がない人々に何が起っているのかを追跡していた。それは素晴らしく、そして恐ろしい物語だった。アメリカの人々は大恐慌から抜け出て、自らのハードワークと政府のツールを使って、数百万もの人々に多くの機会を切り開き、自分たちの手で最高の中間層を築いた。しかし今、新しい世紀の異なる時代に、最高の中間層は打ちのめされている。今日この国は、トップにいる人々にとっては素晴らしく機能しているが、それ以外の人に対してはもはやうまく機能していない。これは最も危険な腐敗だ。この腐敗はアメリカの中間層を空洞化させ、民主主義を解体している。2016年、この不安のさなかに、大いなる約束をしたエンターテイナーが登場したのだ。ヘドロを掻き出すと誓った男は今、ヘドロをつくり政府の有利な計らいを手にしたロビイストと億万長者に囲まれている。アメリカを再び偉大にすると約束し、移民、マイノリティ、女性への攻撃を徹底した男。選挙の夜に著者は、この男が次期アメリカ大統領になるのだと、身につまされる思いでテレビをじっと見つめていた。

開票速報は続き、夫とソファーに座りながら、ドナルド・トランプが政権について語ることを見ていた著者は、私たちの国がこれほどまで根本的に誤ってしまった経緯と理由を理解す

ることが必要なのだと主張する。私たちには元の軌道に戻る計画が必要で、早速計画に取りかかり実現させなくてはならない。一握りの人のためでなく、すべての人のための機会に投資する国家、という我が国の価値観を再生しなくてはならない。ホワイトハウス入りするトランプは、既に窮地に追い込まれている中間層を圧迫し、ノックアウト・パンチを放つ力を持っている。もし戦うべき時があるのなら、今がその時だ。

以上のような理由によりウーレンは、「私たちの戦い」を開始することを宣言する。その理由と目的についてさらに詳細に記述したものが本書である。以下、そのなかから彼女の主張を紹介することにしよう。

3) アメリカの中間層の創出と崩壊

大恐慌から抜け出たアメリカは経済大国に変貌し、史上最高の中間層を作り上げたのだが、その中間層が崩壊しつつあることを、ウーレンは自分の人生を引き合いに出して説明する。1949年生まれのウーレンは10代の頃、父親が心臓発作で長期間入院したため、ステーションワゴンを失い、家から放り出される寸前に陥った。それでも家族がばらばらにならずにすんだのは、母親がシアーズのカタログ販売の仕事を得られたからだった。最低賃金だったがフルタイムで働くことによって、一家は貧困状態に陥らずにすみ、自宅を失うこともなかった。家計に余裕はなかったが、全額支給奨学金でウーレンは大学へ進学することができた。さらに結婚、出産を経て、子育てをしながら公立のロースクールで学び、弁護士を開業し、大学で教鞭を執るまでになった。いくつかの大学を経てハーバード大学の教授を務め、2013年に上院議員になった。アメリカが教育、インフラ、研究に投資してきたからこそ実現したことだ。ウーレンが育った時代には誰にでも機会があり、失敗してもやり直すチャンスがあった。しかし現在チャンスはほとんど消えてしまった。ウーレン

の母親がシアーズで働いていた1960年代には、最低賃金の仕事で3人家族がなんとか暮らすことができた。母は高卒で職歴もなかったが、シアーズが電話応対をする者を必要としたとき、法律の定めにより、会社はウォーレンの家族3人が自立するのに必要な時給を支払ったからだ。1965年に3人家族を養い住宅ローンを払うことができたとすれば、今でも最低賃金によって家族は、例えば住宅や自動車を買うことができて、おそらく痩せた娘の大学出願のためのわずかなお金くらいは持っているはずだ。果たしてそうだろうか？違う、完全に間違いだ。今日の母親はフルタイムで働いても、最低賃金であれば、アメリカのどこへ行っても2つの寝室のある平均的なアパートの家賃を払えない。インフレを調整すれば、今の最低賃金は1965年より24%も低いのだ。今日、家族の転落を食い止めようとする母親は、ウォーレンの母親と同じ枝をつかむことができない。またその子どもたちは一生懸命学ぼうとしても、州立大学の学費は高騰し、また営利大学の授業料はさらに高額で、学生ローンの返済に目処が立たない。その結果、金持ちと権力者が勢力を伸ばし、他の人々は後ろに追いやられていく。こうした政策が数十年積み重ねられた結果、アメリカの中間層は空洞化し、アメリカは国家として弱体化した。

ゲームは仕組まれている、と著者は主張する。ゲームは、金持ちをもっと金持ちに、権力者をもっと強力にするように、意図的に、永続的に、攻撃的に仕組まれてきた。政策がどう推進されようと、その政策決定がどういうものか、それが誰を助けようとしてるのが重要なのだ。

4) 戦うための「基本原則」とは

政治家であるが政策研究者でもあるウォーレンは、大恐慌からアメリカを立ち直らせたローズベルト大統領の政策を高く評価する。ローズベルト大統領は以前にはなかった方法で、大手銀行と大企業を抑制した。政府は市場を誠実に維

持する上で積極的に行動し、経済安定と経済成長を築き上げたのだ。しかし1981年に大統領となったロナルド・レーガンは、金持ち減税のトリクルダウン・エコノミーと規制緩和に着手した。このレーガノミックスは、ニューディール政策体系からの大転換を図ったものだ。規制すべきは企業国家アメリカではなく、肥大化した政府だというわけだ。中間層が守られなくなったため、レーガン政権以降、所得格差が拡大し、民主党の大テーマは中間層再生となった。

多くの研究で、所得格差の大きな原因は技術革新だとされている。また、グローバリゼーションも産業空洞化、雇用喪失のわかりやすい原因だ。こうした「市場」の力の結束に対し、「市場と国家（政府）の相補性」を打ち出したビル・クリントン以降の民主党政権は、衰退産業から成長産業への労働者の移動を促進するため、一時的なセーフティーネットを整備し、教育・職業訓練へ支出するという対策を取ってきた。だが、格差拡大は止まらなかった。

それに対しウォーレンは、上述したように、すべての人のために機能する政府を提唱する。それによって、例えば最低賃金引き上げや労働組合の復活を実現するのだ。最低賃金引き上げや労働組合の復活には「政府」の役割が不可欠だ。「市場」のルールを形成するのは「政府」だからだ。だが、その政府は一握りの金持ちと権力者に牛耳られ、中間層は攻撃を受けており、ゲームは仕組まれている。お金によって「政府」が支配され、企業、議会、政府の回転ドア、ロビイスト、雇われ専門家、政治献金によって競争条件は歪められている。

これに密接に関わっているのが「偏見」という。2016年大統領選でドナルド・トランプは「アメリカを再び偉大にする」と宣言し、「忘れられた人々」の心に訴えかけた。「忘れられた人々」とは、白人労働者階級のことである。トランプが人種差別や女性差別など偏見をあおることで、金持ちと権力者がますます有利にな

ることから国民の目がそらされてしまうと著者は強く警告する。著者は史上最高の中間層を作り上げたニューディールの政策体系を現代に生かしていくことを提唱している。

トランプ大統領の政策は、レーガン大統領の政策の焼き直しであり、その強化であると批判する。トランプ大統領は、すべてのアメリカ人に対して競争条件を平等にするために政府というツールを用いるのではなく、人々が自由に采配を振るえるように政府を放任するのである。今、私たちに必要なのは、私たちが大惨事にまっすぐ向かっていることを認識している人たち、政府というツールを取り戻し、国民の利益を銀行の利益よりも優先し、破滅的状況のリスクを減らすためにできることを何でもすることだ。ローズベルトが示したように、市場が金持ちと権力者だけに奉仕することが許されてはならない。市場は私たちすべてに役立たなくてはならないのだ。

この戦いをリードするために、私たちの価値観を明確にしなければならない。著者の考えでは、戦いの基本原則は次の3つだという。

① 偏見と戦うこと

私たちの戦いの第1の原則は、いつでも、どこでも、何であれ、偏見と戦うことであり、これは妥協できない原則である。多様性が私たちをより強くするのであり、この原則のために戦う価値があることに疑問の余地はない。

② 機会を創出すること

第2の基本原則は、トップ10%のためでなく、すべての人々のために経済を機能させると明確に宣言することである。

③ 民主主義を求めること

私たちは個人レベルで立ち上がり、反撃する。本書の読者にも同じことを言いたい。個人的に何かをはじめることが重要である。あなたに対しても他人に対しても憎悪を伴わないような、あなた自身の果敢な抵抗を選ばなければならない。

5) マイケル・ムーア『華氏119』の主張

トランプがまさかの大統領になってから2年がたち、トランプ批判も様々メディアに出現している。ここではそのなかでも最も新しく、かつウォーレンの主張と共通するところが多いものを紹介しておこう。2018年11月に公開された（日本でも、同時期に全国で公開された）、マイケル・ムーア監督による映画、『華氏119』である。ブッシュ政権を批判した『華氏911』（2004年）や、コロンバイン高校銃乱射事件を取り上げた『ボーリング・フォー・コロンバイン』（2002年）の映画で知られるムーアは、実は2016年7月に「大統領選挙にトランプが勝利する5つの理由」というエッセイを書き、この驚愕の事態を予測していた。止められなかった未来を迎えてしまった今、2018年11月の中間選挙に一撃を与え、次の再選を阻止するためにこの映画を製作したという。映画のタイトル『華氏119』とは、大ヒットした『華氏911』と、トランプが大統領の勝利宣言をした11月9日からつけられた。

映画は、トランプが大統領に立候補した端緒となったエピソードから始まる。NBC放送のギャラが、自分よりも女性歌手のグエン・ルネイ・ステファニーの方が高いことを知ったトランプが、偽物の大統領選出馬会見を開いて自分の人気を見せつけようとしたことが始まりだった。大群衆の歓声に気をよくしたトランプが、実際に出馬を決意したことが紹介される。当初は、本人だって本気ではなかったのだ。ましてや各種の予想は、クリントン候補が圧倒的に有利だった。2016年11月8日大統領選挙の朝、ニューヨーク・タイムズが出した勝率は民主党のヒラリー・クリントンが85%、共和党のドナルド・トランプが15%。トランプが大統領に当選するとは、当のトランプ自身も予測していない事態だった。どうしてこんなことになってしまったのか？トランプ勝利を予言していた数少ない一人であるマイケル・ムーアが、映画のなかで

その経過を考察していく。

ムーアが投票日前からヒラリー敗北の要因になると訴えていたのは、五大湖周辺のペンシルヴァニア、オハイオ、ミシガン、ウイスコンシン¹の4州での選挙活動の少なさである。この地域は鉄鋼、金属、自動車産業の中心で、1930年代からアメリカの発展を支えてきた。この4州には人口が集中しているので、国勢調査で人口に合わせて各州に振り分けられる「選挙人」数も多かった。大統領選では各州で過半数を獲得した候補がその州の「選挙人」を総取りできるシステムなので、この4州の支持を集めることが結果につながるのだ。トランプはこの4州で精力的に演説した、「あなたがた忘れられた人々を救う」と。大統領選でトランプに6300万人、ヒラリーに6600万人が投票しながらトランプが勝ったのには、上記のような「選挙人」による選挙のシステム上の問題もあったのだ。

ミシガン州フリントに生まれ、ラスト・ベルトの申し子でもあるムーアは、トランプの労働者救済は口だけだと主張する。その例としてトランプに支援されたミシガン州知事リック・スナイダーがムーアの故郷フリントにしたことを告発する。トランプと同じく実業家から転身した政治家であるスナイダーは、自動車工場閉鎖で市の財政が逼迫したフリント市の自治権を停止して州の直接統治とし、フリントの水道に安い鉛管を使用したため、飲料水に鉛が混入したのだ。ムーアはまた、フリントと同様な白人労働者の土地、ウエストバージニアを訪れる。産業の中心となる炭鉱は廃れ、失業者であふれている土地である。ここで活動している同州議会上院議員のリチャード・オジェンダの活動を紹介する。彼は民主党員だがトランプに期待して投票したのだ。だがトランプは何もしなかった。彼は2018年の中間選挙で連邦下院に出馬し、トランプと戦う。ムーアはオジェンダのような民主党の改革者たちに希望を見いだしているのだ。同様な理由で、ニューヨーク州の下院議員

に立候補したアレクサンドリア・オカシオ＝コルテスにも注目する。彼女はプエルトリコ系の女性で28歳である。さらにムーアは、教員組合のストライキや、銃乱射事件で17人の被害者を出したパークランドの高校の生徒たちの銃所持の規制強化を求める運動を紹介する。このように映画のなかで描かれるムーアの足跡は多岐にわたり、いささか支離滅裂のようではあるが、2018年の中間選挙あるいは2020年の大統領選挙を視野に入れていることは明白である。銃規制の行進に参加した高校生たちは、それまでには成人して投票に行けるようになるのだ。彼らがトランプ再選を阻止するのだろうか？

6) 戦い続けるために

昨年11月の中間選挙で、共和党は上院で過半数を維持したが、下院では野党・民主党に大敗した（この選挙結果が、ムーアの一矢がもたらしたかものかどうかは不明ではあるが）。上院では共和党、下院では民主党が過半数を握る「ねじれ議会」となったのだ。トランプ大統領は、2019年1月に任期の折り返しとなる就任2年を迎えた。2020年の大統領選挙で再選を目指すトランプにとって、2019年は正念場である。中間選挙の敗北がもたらした「ねじれ議会」をどう乗り越えるのかが注目されている。

トランプ陣営への批判として、期せずしてウォーレンもムーアも「ファシズム」に言及していることを指摘しておきたい。ムーアの『華氏119』は、彼の他の作品同様に様々な物議をもたらしたが、最も物議を醸したのは、トランプの現在の姿をアドルフ・ヒトラーに重ねて描いたシーンである。トランプをめぐる驚愕の真実を暴いていくうちにムーアは、トランプの言動が狂気に突き進む直前のヒトラーに重なることに気づき、ドイツがナチスによる独裁に至った歴史の研究家でエール大学教授のティモシー・スナイダーを登場させる。彼はナチスとトラン

ブ政権との類似性を指摘する。ムーアはトランプ政権の移民取り締まりのニュースをナチスによるユダヤ人強制収容の映像にかぶせる。ムーアはインタビューに答えて言う。「21世紀のファシズムは、20世紀とは全く違うものになる。強制収容所や鉤十字ではなく、TV番組や笑顔で支配する。21世紀のファシストは、TVやブランディングを利用して、人々に自身の利益や自由を手放すことを納得させるんだ。対抗するためには、常に現実を直視することを恐れてはいけない。」

一方で、ウォーレンの本書の終章は、2017年1月20日、ドナルド・トランプが第45代アメリカ大統領として宣誓をする日の出来事を描いている。宣誓式に出席するためにワシントンDCにいたウォーレンは、早朝に起きて窓の外を見た。ナショナル・モールへ向かう通りは群衆で一杯だった。その群衆の上に巨大な横断幕が広がっていて、両端にいる人がそれを高く掲げるポールを支えていた。横断幕に書かれているのはたったひとつの単語、「ファシスト」だった。喧噪が激しくなり、その横断幕を支えている人のまわりで小競り合いが起こった。ウォーレンは冷たい窓に額を押しつけた。ファシスト。ここアメリカで、大統領の就任に抗議をする人たちが、大統領をファシストだと断じているのだ。人生でこのような日を目撃することになるとは思いもしなかった。大統領として宣誓しようとしている男は、公然の人種差別を自分の魅力とした。女性のことを侮辱的に話し、障害を持つ記者を笑いものにした。その男はたくさんの国民を立ち止まらせて、ここアメリカでファシズムがまだ生きているのではないかと思わせた。そしてその翌日、準備されていたボストンでのウイメンズ・マーチを実行したウォーレンは、集まった群衆に向かって大統領就任式に目にした光景について語ったのだ。就任式の光景はウォーレンの脳裏に焼き付き、決して忘れることはないだろう。忘れたくはなかった。ドナルド・

トランプが好む人たちのためだけでなく、国民すべてのために機能するアメリカを目指し、よりしぶとく戦い、より情熱を持って戦う意味を思い出すために、ウォーレンはその光景を心に刻んだのだ。

(2019年1月20日)

付記：2019年2月11日にウォーレンは、2020年の大統領選に民主党の候補者として立候補することを正式に表明した。(2019年2月9日 NewYorkTimes, 朝日新聞2月11日号)

<参考文献>

マイケル・ムーア監督作品『華氏119—<2016年11月9日>ドナルド・トランプが米大統領選の勝利宣言をした日』2018年11月GAGA

<https://www.nytimes.com/topic/person/elizabeth-warren>

(NPO法人「ウイメンズ・ボイス」理事長)

高井隆一著

『認知症鉄道事故裁判 ―閉じ込めなければ、罪ですか』

(ブックマン社、2018年4月)

介護保険の隙間を埋める会社「よろず屋」

伊里 タミ子

はじめに

本書は、JR 東海道線共和駅（愛知県大府市）で、2007年12月7日に発生した認知症の男性（当時91歳）が電車にはねられ死亡した事故をめぐり、認知症患者の在宅介護の実態と事故の損害賠償責任裁判について書かれている。JR 東海は認知症男性の家族に約720万円の損害賠償をもとめた。訴訟の上告審判決で最高裁第三法廷は、2016年3月1日「介護する家族に賠償責任があるかは生活状況などを総合的に考慮して決めるべきだ」とするはじめての判決を示した。そのうえで、今回の認知症男性の妻（93歳）と長男（65歳）は監督義務者に当たらず賠償責任はないと結論づけた。争点は、誰が監督義務者か？であった。判決は賠償リスク論に終始した。しかし、この本質はJR 東海と当家族の個別の問題ではない。超高齢社会のなかで、人命、人権、老いの尊厳から社会の現状に法律や制度、社会慣行が適していない課題を浮き彫りにしている。

認知症の人は増加し続けており、2025年には約700万人と推計されている。認知症の人が不幸にして鉄道事故で亡くなるケースが後を絶たない。毎日新聞は、2014年1月12日付で認知症またはその疑いがある人が列車にはねられるなどの鉄道事故が2012年度までの8年間で少なくとも149件あり、115人が死亡していると報じている。事故後、複数の鉄道会社がダイヤ

の乱れなどで生じた損害を遺族に賠償請求をしていたことも判明した。

著者である高井隆一は、2007年12月JR 東海道線共和駅事故で亡くなった認知症の男性の長男である。著者は「残念ながら、不幸な事故の後で鉄道会社などから家族が損害賠償請求を受けるようなケースは、今後も発生してくるものと思われる。止むを得ず、訴訟を受けて立たざるを得ない方も出てこようかと思う。そのような方々の一助になれば」との思いで、介護や裁判の状況を記録に残すべく本書を執筆したと言う。

1 本書の内容

家族は父、母、長男（隆一は信託銀行勤務で横浜在住）、幼いころ養女にいった姉（そののち結婚・大府市内在住）、妹（結婚・大府市内在住 特別養護老人ホーム勤務）、弟（当時ドイツのミュンヘン在住）である。なお、本文中の「私」は、すべて長男である私（隆一）のことで、その他の登場人物は私から見た関係で記されている。

1) 家族介護

父は2000年、84歳で認知症を発症、当時父母は自宅で二人暮らしていたが、母はすでに78歳、ひとりでは父の介護が難しい状態となっていた。私たち夫婦は横浜に住んでいた。そこで母、

私、妻、介護実務に精通した妹4人で今後の対応について相談した。その結果2002年3月より妻が私と別居して単身父母の自宅の近くに住んで、父の介護に加わるようになった。

2002年7月に父の介護保険申請をする。その翌月の8月自宅で脚を滑らし、転倒して右腕上腕のつけ根を骨折入院、持病だった心不全を悪化させ、命も危ぶまれる状態となった。ところが、父は自分の置かれている状況を理解できず、環境の変化に大混乱、自分の生命を支えていたはずの挿管を嫌がり、管を自ら外したり、点滴の針を強引にとり、血だらけになるなどの混乱が続いた。1か月後、万一を覚悟して退院した。住み慣れた自宅に戻ると父は嘘のように落ち着きを取り戻した。しかしながら入院をきっかけに認知症の症状は一段と進んでしまった。

退院した翌月の10月、我が国の認知症治療の専門医として有名な遠藤秀俊医師の勤務する国立療養所中部病院（現・国立長寿医療研究センター）へ連れていき、遠藤医師に診察を受ける。アルツハイマー型認知症と診断された。以降、月に一回程度受診し介護方法の指導を受けた。一例をあげると、父は度々焼酎を飲みすぎ泥酔した。遠藤医師からは焼酎の代わりに最初から水を入れておくよう助言された。「まさか水では気づくのではないか」と思ったが、気づかず「今日の酒はうまいな」と飲んでいた。それからは泥酔することなく体調を保つうえで有益な助言であった。2004年2月頃、遠藤医師より症状が落ち着いているので今後は自宅近くの医師に診察を受けるように指示があり加藤内科胃腸科に転医した。

父の介護認定結果は、入院中に要介護1とされ、退院2か月後の2002年11月には要介護2になる。その後、2007年2月に要介護4となり認知症の症状は着実に進行していた。デイサービスを最初は週1回通い、次第に回数を増やし事故当時は週6回であった。

今後、父の介護をどうするか家族で相談した

結果、在宅で介護していくことにした。

在宅介護を選択した理由は、以下の5点である。

- ① 特別養護老人ホームに入れば混乱して認知症は悪化する。
- ② 食事は箸で食べ、ひとりで着替えもでき、トイレに行き用を済ませるなど日常生活を送ることができる。
- ③ 自宅兼事務所が最も落ち着ける場所、見知った人から声をかけられると嬉しそうに挨拶をする。安心できる場所である。
- ④ 家族総動員ながら在宅で過ごせる体制を構築している。
- ⑤ すぐに入所できる特別養護老人ホームはどこもない。早期入所は無理である。

父が自宅で可能な限り安全かつ快適に暮らせるよう、介護保険を使って、手すりを新設し、トイレに一番近い位置に介護用ベットを置いた。廊下に置いてあった家具をすべて撤去するなど安全対策を実施した。また外出願望が強いので上着・帽子・靴に父の名前や連絡先を記入した。

妹は2004年3月介護福祉士の資格を取る。妹より介護保険制度の情報、介護のことについて学ぶ。学びの例として、妻は父に写経をさせたり、家族旅行のビデオや古いアルバムなどを見せたりして昔のことを思い出させる回想法を試みる。散歩は一緒に出かけたり後方から見守りつつ付き添って歩いた。母自身も2005年要介護1となった。

父がいつもいる事務所は、もともと不動産業をしていた仕事場で「たばこ」や「バスの回数券」「切手」の小売りを併設していた。事務所には現金が置いてあったので、防犯対策で出入り口に人感センサーとチャイムが設置されていた。しかし古いタイプでけたたましい音で鳴り父は緊張した。また誰かが移動するたびに鳴る。すでに小売り販売を辞めているので防犯上必要がない理由で電源は切っていた。

父は2度、私たちが気づかぬ間にひとりで外出して行方が分からなくなったことがある。

1 度目は 2005 年 8 月末明、パジャマを着たままひとりで散歩に出かけ帰れなくなった。幸いコンビニの店長が気づき午前 5 時ごろ連絡してくれた。2 度目は 2006 年 12 月深夜タクシーに乗ったものの行き先が告げられず、運転手は父が認知症と気づき警察に連絡しパトカーで帰ってきた。

外出防止策として父が自宅玄関に近づくと人感センサーが感知して母の枕元でチャイムが鳴るようにした。そのため、夜間でも父が自宅玄関に近づくと母が起きて父に付き添えるようになった。そして、最寄りの東海警察署大府幹部交番に出向き父の症状を説明し、万が一外出してしまった時に備えて連絡先等を詳しく伝えた。大府市役所の担当課と相談したが GPS は当時、まだ、大きさや重さ制度の点から実用的ではないということだった。重ねて警備会社に父のみまもり相談をしたが個人を監視するような業務は取り扱っていないということだった。

2007 年 12 月 7 日午後 4 時半ごろ父はデイサービスから帰宅後、母と妻と三人でみかんを食べお茶を飲み団らんのひと時を過ごした。その後、妻は父が玄関先で排尿してしまったダンボール箱を片付けに立ち、そばにいた母（85 歳）がほんの一瞬まどろんだ間に、父は外へ出ていった。父の不在に気づき近所を探すも姿はなかった。17 時 47 分共和駅から事故の連絡があり、父は即死だった。7 年間に及ぶ介護が突然終わった。JR 鉄道の乗客にはけがはなかった。上下 34 本の運休・部分運休で最大 2 時間 1 分の遅れが出た。

2) JR 東海鉄道事故の損害賠償裁判

事故から半年後、2008 年 5 月 19 日付け JR 東海が遺族に損害賠償を請求。

JR 東海の訴えは、

- ① 父には意思能力があり、父の不在行為により損害が発生、民法 709 条（不法行為による損害賠償義務）に該当する。父の損害賠償義

務を承継した法定相続人は法定相続割合に応じて賠償。

- ② 父が意思能力を喪失していたとしても、家族には民法第 714 条（責任無能力者の監督義務者等の責任）があるのだから、①と同様に法定相続割合にて賠償。

姉・妹・弟も法定相続人ということで提訴された。

第一審判決（2013 年 8 月 9 日 名古屋地方裁判所民事第 6 部 裁判長 上田哲）

「全面敗訴」の判決だった。

判決では認知症男性の妻と長男の「責任」を問い、他の三人の子供の責任は却下した。

判決では認知症男性の妻と長男に約 720 万円全額支払を命じた。

判決の主たる根拠として、

- ・父が他人の敷地内に侵入したり、公道上に飛び出して交通事故を惹起したりなどして第三者の権利を侵害する可能性があることを予見しえたのだから、注意義務があった。
- ・にもかかわらず父と二人だけになっていた際に、まどろんで目をつむり父から目を離していたのであるから注意義務をおこたった過失がある。

私に対しては

- ・重要な財産の処分や方針を決定する地位が事実上引き継がれた。よって私は法定監督義務者や代理監督と同視し得る父の事実上の監督者といえる。
- ・常に目を離すことができない状態とされる父が、他人の生命・身体・財産に危害を及ぼす危険性を具体的に予見することは可能であった。
- ・それにもかかわらず、事務所出入り口のセンサーを切ったままにして、音量を調節できる物に取り換えるなどしなかった。また妹に訪問頻度を増やすように依頼したり、民間ヘルパーを依頼したりするなどの措置も何ら講じ

ていない。よって賠償責任がある。

JR 東海については

- ・そもそも認知症の男性がどのようにして 事故現場に至ったかは不明であるし、原告に対し線路上を常に原告職員が監視することや、人が線路に至ることができないよう侵入防止措置をあまねく講じておくことなどを求めることは不可能を強いるもので相当ではない。

判決は監督義務の免責の可否にも全く踏み込んではいないばかりか、介護保険法の方針に沿って、介護保険法や虐待防止法などの精神などを厳守し、どんなに一生懸命介護をしたとしても、一旦他人に損害を与えるということになれば、民法が優先しほぼ無過失責任を負担しなければならない。認知症の人たちを危険な存在としか見ていない。判決は認知症の人に携わっている人たちにとって最悪の結果となった。私は「こんな判決を確定させてはいけない。後の世に残してはいけない、判決に対しては判決で取り消すしかない」と判断し直ちに控訴した。

第二審判決（2014 年 4 月 24 日 名古屋高等裁判所民事第 3 部 裁判長 長門栄吉）

「同居の認知症男性の妻には 360 万円の賠償責任 控訴審 長男への請求棄却」との判決

判決の主たる根拠

夫婦の同居、協力及び扶助の義務（民法 752 条）とし、配偶者は身上監護の義務があったとして妻にはその責任を求めた。同判決では、妻の「責任」を問い、長男の「責任」は不問とした。また賠償金は半額に減額すると「変更」をしている。二審判決は一審判決を以下のように変更した。

JR 東海の管理体制について「過失とはいえないが不法行為における損害の公平の分担の精神に基づき裁判所は総合的に勘案して賠償すべき額を損害の一部とすることができる」との考えを示した。

そのうえで、「鉄道事業にあっては社会的弱

者も安全に利用できるように列車の発着する駅ホーム、列車が通過する踏切等の施設・設備について、人的な面も含めて一定の安全の確保できるものとするのが要請されているのであり鉄道事業者が一層の安全向上に努めるべきことはその社会的責務でもある。しかるところ認知症の男性は大府駅から列車に乗車して共和駅に至ったものであるが、大府駅及び共和駅での利用客に対する監視が十分になされておれば、また共和駅が先端のフェンス扉が施錠されておれば、本件事故発生を防止することができたと推認される事情があった」として「諸事情を総合考慮すれば、損害額の 5 割賠償が相当である」と判示した。

JR 東海がすぐさま上告した。JR 東海の上告を受け私たちも意見を述べる機会が得られるとのことで上告することにした。

最高裁判決（2016 年 3 月 1 日最高裁判所第 3 小法廷 裁判長裁判官岡部喜代子 裁判官大谷 綱彦 大橋正春 木内道祥 山崎敏充）

最高裁は高裁判決を取り消したうえで「監督義務者に該当するが、その義務を怠っていないので免責され賠償義務なし」「家族に責任なし」との判決。

判決内容

- ・母（93 歳）に対しては、「成年後見人や同居する配偶者だからといって直ちに法定監督義務者にあたらない。私にも同様に、法廷義務者にあたる法令上の根拠はない」とした。
- ・次に「法定監督義務者に該当しなくても第三者に対する加害行為の防止に向けて監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定監督義務者と同視して法定監督者に準ずべきものとして損害賠償責任をおう場合がある」。

特段の事情（例示）

- ・その者自身の生活状況や心身の状況など
- ・精神障害者との親族関係の有無・濃淡

- ・同居の有無その他の日常的な接触の程度
- ・精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者とのかかわりの実情
- ・精神障害者の心身の状況や日常における問題行動の有無・内容
- ・これらに対応して行われている監護や介護の実態

以上の「諸般の事情を総合考慮して判断すべきである」とした。私も母も特段の事情がないとされ8年間にわたる苦悩の裁判は終わった。

2 判決後の JR 東海の対応・私の思い

1) JR 東海の対応

JR 東海は判決後のコメントでは「真摯に受け止めたい」としつつも「従前から基本的な考え方は首尾一貫しており今後も変わるところはない。株式会社だから、会社の財産をきちんと守る観点から法令にのっとって適切に対処する。責任の所在や事実関係など個別の事情を十分精査して弁護士とも相談して損害賠償を請求するのが基本。加えて当事者間での話し合いをさせていただくことに今後も変わりはない。」と発言した。そして、「今回の判決では、一審、二審同様、当社の安全配慮義務、安全確保義務に問題があったとはされていない」とも発言している。JR 東海は「すべての案件で損害賠償請求を行い、ほとんどのケースにおいて相続人は、請求に応じて賠償をします」としている。

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター老年内科部長遠藤英俊医師は「JR 東海の主張は、認知症に対する無知と無理解を露呈するものであり認知症の専門医とし看過することはできない。このような患者さんの尊厳からかけ離れた対応は犯罪的であるとすらいえると思う。今後、法曹界の方たちがより認知症について学び自分のこととして裁判を運営することを期待する」と述べている。

2) 私が裁判で戦って感じたこと

父を亡くした6ヶ月後、JR 東海からの損賠賠

償請求が始まり、いち個人として、手探りで巨大企業との戦いが始まった。直接裁判に関わっていただいた弁護士はじめ、陳述書・意見書・電話聴衆報告書作成等に協力していただいた人たち、その他多くの人に支援していただいた。そして「父の死を無駄にしたくない」強い思いがあり裁判で戦えたと考えている。

私は父の葬儀後、共和駅の事故現場を見に行った。父は一般乗客が電車を降りて駅を出るために向かう方向とは逆のホーム端の駅構内の線路で亡くなった。ホーム端の扉は付いていたが施錠はされていなくて、軽くノブを回せば開く状態であった。父は排尿する場所を求めて階段を経由して線路に降り事故にあったと確信した。父は亡くなったとき「ズボンのチャックが開いていた」と東海警察署の警部の発言が蘇った。父は必ず自分がトイレと判断した場所で排尿する。まだ、周りを意識する羞恥心は残っていたので、線路に降りてトイレと判断したのが裏目に出たのだ。下車したホームで駅員は、逆方向に向かう父の行動を目撃したはず、どうして呼び止めてくれなかったのか、また、扉に施錠さえしてあれば父は線路に降りることはなかったはず。JR 東海も認知症の人がどうして駅構内の線路に入り込んだのか、原因を調査し再発防止策を早急に検討してくれるべきだと思った。私は多くの乗客に迷惑をかけてしまったと一人煩悶した。

今後、認知症の方が不幸な事故で家族に損害賠償請求訴訟を受けて裁判にたたざるを得ない方も出てくるかもしれない。そのために挙げたいことは、①裁判には正々堂々と事実をありのままに正直に戦う。②詳細な陳述書を作成するためには、「介護日記」や備忘録を書き残すとよい。③万一の対策として定期的に指紋・掌紋を作っておくことも必要。④企業側の立場も考えてみる。⑤証拠の保全、施設管理責任（映像の保全・職員の聴衆）なども考えておくとうい。

「徘徊」とは、無目的で歩きまわるようなニュアンスであるが、そうではなく一人で外出した

ものの道がわからなくなって帰れなくなったに過ぎない状態だと私は7年間の介護を通して思う。「徘徊」の言葉も「一人あるき」とか「はいかい」とひらがなで書いたらどうであろう。

3 認知症鉄道事故で報道のもたらしたもの

2013年8月10日、まず日本経済新聞が初めて第一審判決内容を報道した。その報道を皮切りにメディア各社が取り上げ、認知症に対する認識や理解が一気に広まった。認知症は「誰でもなりえる病気である」と広くゆき渡った点はプラス面である。考えてみると世界のトップリーダーだったレーガン元大統領やサッチャー元英国首相も認知症である。日本の認知症医療の第一人者で認知症診断検査の開発者と知られる長谷川和夫氏(88)が自ら認知症であることを発表した(読売新聞2017年11月16日)。一審判決後、認知症に関するメディアの記事や報道などが明らかに増加した。記者が判決内容に憤慨し、判決やJR東海の対応を批判し、大半の報道機関が判決内容に疑問があるとの内容を報道した。社会学者の上野千鶴子氏は「裁判は認知症の人は拘束状態に置けと言っているのと同じ。高齢者介護の全責任が家族にあるという考え方そのものが問題だ」と指摘した(中日新聞 遺族に賠償命令波紋を呼ぶ 2013年8月29日より抜粋)。2013年12月11日には、公益社団法人認知症の人と家族の会は「認知症列車事故、名古屋地裁判決に対する見解」として、「認知症の人の徘徊は防ぎきれない、家族に責任を押し付けた一審判決は取り消すべき」と「家族会」の見解を発表した。二審判決後、2014年5月14日「家族会」は再び下された非情な判決について時代錯誤、家族を責めず社会的救済制度を提起すべき認知症列車事故・名古屋高裁判決に対する見解を出した。メディアからは「介護の実態を理解せず」、「閉じ込めるしかないのか」という批判もあった。最高裁後、介護体験をもとに著作活動を行う日本福祉大中央福祉専門学校の専任教員の渡辺哲雄

氏は「徘徊を完璧な監視、監督は不可能だと認められた点で意義のある判決だ。一方で、地域社会の努力だけで徘徊を防止するには限界があり、起きてしまった損害は賠償される必要もある。被害者がJRのような大企業でなく、個人や町工場なら賠償は死活問題。国が介護保険の一部を活用するなどして、認知症患者による事故の損害を補償する仕組みづくりを進めるべきだ」と述べている。(中日新聞 損害補償の仕組み必要 2016年3月2日より抜粋)、公益社団法人認知症の人と家族の会顧問の高見国生氏は「賠償金を全額公費で救済できるような制度を作ってほしい」と訴えた。(中日新聞 温情判決家族ら「救い」 2016年3月2日より抜粋)

堤修三氏は(元厚生省介護保険制度実施推進本部事務局長、厚生労働省老健局長、社会保険庁長官など務め2003年退官 現在長崎県立大学特任教授)市町村が行う任意事業として介護保険の中に見舞金を支給するようにしたらどうかと提案した。これを受けて2016年5月、厚生労働省や、国土交通省など関係省庁が参加して連絡会議が開催され、認知症の人による過失行為について家族がどこまで責任を負うべきか、また、被害救済策について議論された。しかしながら、12月13日に開催された連絡会議は「救済範囲や財源などを含めた議論が必要で、直ちに制度的対応することが難しい」との結果、公的救済制度の創設は見送られた。

認知症 JR 東海鉄道事故裁判の最高裁の判決を受け、認知症の事故を公費で賠償制度を成立した自治体がある。神奈川県大和市では2017年11月「はいかい高齢者個人賠償責任保険事業」を開始した。市に住民登録をしている「はいかい高齢者等 SOS ネットワーク」登録者を対象に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った際に保険で最大3億円を保証する。(被保険者の保証料の負担はない)。このほか、兵庫県神戸市では2018年3月「認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定、認知症の高齢者らが起こした事故など家族の被害弁償を公的に補償する救済制

度を可決した。愛知県大府市と栃木県小山市は2018年6月から、福岡県久留米市では2018年10月から民間保険を活用した支援事業を開始する。民間保険会社では2016年3月に太陽生命(東京)が認知症保険を始めた。その後他の保険会社も相次いで登場している。

4 認知症 JR 東海鉄道事故裁判で残された課題

本裁判の争点は損害賠償をめぐる監督義務者はだれかという法解釈が争点であった。監督責任について家族の介護力にゆだねるばかりの国策に法律論は立ち入らない。損害賠償の責任問題までが法の限界であろうか。「24時間の見守りが必要な場合にどんな体制が可能か」、「徘徊やそれに伴う事故への対策を社会全体で講じるべき内容とは」については語られていない。この裁判は単なる鉄道事故ではない。高齢社会到来に伴い在宅介護を担う家族に与える影響は大きかった。社会の中では「認知症になると何もできなくなる」といった偏見も根強い。認知症になっても、喜怒哀楽、プライド、羞恥心、ユーモア、優しさなどは変わらない。心は認知症になる前と同じである。認知症の症状を正しく理解し認知症本人を尊重する介護が必要である。本書で書かれている高井家は家族総動員で献身的に介護していたことが書かれている。

社会全体に認知症の理解を一層深めるために、厚生労働省は2015年1月には「新オレンジプラン」(認知症施策推進総合戦略)を発表した。新オレンジプランとは「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域でよい環境で自分らしく暮らし続けることができるために必要としていることを適格にこたえていくこと」旨としているが「認知症患者が安心して住める街」への道のりは遠い。

厚生労働省によると認知症患者は2025年には700万人を越えると推計値を発表した。これは高齢者のうち5人に1人が認知証に罹患する計算となる。他人事ではない。自分が、親が認知

症になったら漠然と不安を抱えている人も多いだろう。介護保険制度が始まって18年高齢化が急速に進み財政が厳しくなり、サービスは縮小、自己負担は引き上げの方向に進み、介護職の人手不足も深刻である。しかも、在宅介護中心の施策は国家的課題である。介護を単に家族の扶養強化で片付けられない時代である。これからの我が国は核家族、少子高齢化社会、単身化に顕著のように、家族形態の変化は大きい。高齢化が進み介護が当たり前になった時代に、在宅での介護を基本に、地域が認知症患者や家族を支える仕組みをどうやって作っていくのか。公的補償の広がりこそが急務であるとともに、安心して在宅介護ができる介護保険制度の充実を進めることも大事な課題である。

伊里タミ子(介護保険の隙間を埋める会社「よろず屋」代表)

参考文献

- ・杉本貴代栄編著『女性学入門「改訂版」』伊里タミ子「第7章 高齢者問題」
2018年2月 ミネルヴァ書房
- ・宮本礼子・武田純子著『認知症を堂々と生きる—終末期医療・介護の現場』2018年5月
中央公論新社
- ・山口道宏編著『介護漂流—認知症事故と支えきれない家族』2016年4月 現代書館
- ・毎日新聞 2014年1月12日「認知症115人
鉄道事故」
- ・朝日新聞 2016年3月2日「認知症事故 家族に責任なし」
- ・中日新聞 2017年8月25日「認知症の事故
公費で賠償へ」

犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労の受け入れに関する 福祉事業所の管理者の意向 ー ビニエット法を用いた質問紙調査の解析 ー

社会福祉法人くるみ会 就労移行支援事業所 Link 008487

瀧川 賢司

Intention of the Management of Welfare Centers in Accepting Employment of Persons with Mild Intellectual Disabilities Who Committed Crimes : Analysis of Questionnaire Survey Using Vignette Technique

Abstract

A questionnaire using two fictional cases of persons with mild intellectual disabilities who have a criminal history was given to managers of work-related welfare centers. It was found that the applicants' work abilities were overshadowed by their criminal past; there is a correlation between the centers' experience in accepting and likelihood of hiring the applicants. The results indicated the necessity of education to promote the acceptance of such people along with the cooperation of other organizations.

Keywords

person with mild intellectual disabilities

crime, vignette technique, welfare centers, employment

I. 研究の背景と目的

(1) 研究の背景

我が国では、2009年に国連の障害者の権利に関する条約に署名した後、障がい者に関わる種々の法律の整備を進め、2016年4月から障害者差別解消法が施行された。この法律にもとづき、社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などのいわゆる「社会的障壁」により継続的に相当な制限を受ける状態をもつ障がい者に対し、合理的配慮を提供する義務が生じることとなった。本研究

では、その中で従来から手が付けられにくかった問題として、犯罪を起こした障がい者を対象として、今回、犯罪を起こした軽度知的障がい者(以下、当事者という)の「就労」を取り上げる。

犯罪を起こした知的障がい者が直面する「社会的障壁」に関する問題は、元衆議院議員の山本譲司氏が、自身が服役していた経験をもとに書いた『獄窓記』(山本2008)等を通して、矯正施設に収容されている受刑者の中に多数の知的障がい者がいることをもとに世間に知らしめた。法務省の統計によれば、平成27年の新受刑

者 21539 名の内、I Q が 69 以下の知的障がい
を有する者は 4270 名（約 20％）であった（法
務省 2015a）。また法務省の調査によれば、矯正
施設内の当事者は I Q が 50 ～ 69 の「軽度」で
あり、出所後 1 年以内に半数以上の者が再犯に
より再入所していた（法務省 2013）。また木村
（2013）は、出所した当事者は、福祉の支援を十
分に受けられないままに困窮化し、そして社会
の中で孤立することで精神的な自立が得られず、
結果的に再犯に至ってしまうと述べている。

次に当事者の就労実績については、刑務所出
所者等を雇用し更生に協力する「協力雇用主制
度」を進めているが、登録した約 18000 の企業
の約 4％程度（法務省 2015b）にとどまって
いる。ましてや知的障がい有者の雇用は
更に厳しいであろう。また、小野ら（2011）の
全国調査において、当事者を通所および入所と
して受け入れた経験のある障がい者支援施設は
23.1％足らずであった。積極的に受け入れをし
ない理由として、「他利用者への悪影響の可能性
がある」、「支援プログラムがない」、「施設の責
任が問われる可能性がある」などが挙げられ、「社
会的障壁」として福祉事業所の受け入れ態勢が
不十分であることに加え、地域の理解も進んで
いない。さらに、当事者の受け入れに必要な研
修として「福祉施設が支援する意義」を挙げて
おり、福祉事業所は当事者の受け入れが進まな
い危機感を抱き、当事者支援の意義を認識す
るための研修を求めていることが示されている。

また現状の国の制度等として、内閣府（2011）
や法務省（2016）によれば、協力雇用主への
就業奨励金支給制度や就労支援等を行うハロー
ワークの職員の増加、雇用ニーズに応じた就労
訓練が実施されているが、これらの施策の主な
目的は「再犯防止」であり、就労の受け入れ側
に配慮した制度である。そして、生活困窮者自
立支援法の「中間的就労」は就労を開始するた
めの訓練を提供する事業であり（厚生労働省
2015）、就労後の継続支援は重視されていない

と思われる。このように現状の制度では、瀧川
（2016）が指摘するような当事者の就労への適性
や思いが十分に反映されているとは言えないだ
ろう。結果として、「犯罪を起こした者」に対す
る「社会的障壁」は解消されることなく、あら
ためて再犯防止の視点のみならず、当事者の視
点をも十分にくみ取る制度の必要性が問われて
いる。

以上、当事者の就労を軸とした生活自立に向
けた就労の受け入れ側の課題として、当事者の
就労を受け入れる福祉事業所は当事者の就労を
模索しつ、彼らの働く可能性や思いなどの主体
性を十分に考慮に入れていない可能性がある。

（2） 目的

以上より、本研究は犯罪を起こした軽度知的
障がい者（当事者）の就労を受け入れる就労系
福祉事業所の管理者が考える受け入れの意向と
その際に考慮する当事者に関連する特性（本人、
職場、地域等）を調べ、今後の就労を促進する
示唆を得ることを目的とした。

II. 方法

（1）対象

調査対象は、知的障がい者の福祉的就労の場
である就労系福祉事業所（就労移行支援事業所、
就労継続支援事業所 A 型、同 B 型）とした。各々
の事業所は、WAM - N E T を用いて、各都道府
県にある事業所等の数に応じて無作為に抽出し、
総数 767 ケ所（就労移行支援事業所：264 ケ所、
就労継続支援事業所 A 型：237 ケ所、同 B 型：
266 ケ所）を選定した。

（2）手続き

事業所には管理者宛て依頼文と無記名自記式
質問紙を郵送した。回答者には、受け入れ等の
判断について権限を有すると考えられる各々の
事業所の管理者を指定した。調査実施期間は、
平成 27 年 10 月から 12 月上旬であった。

（3）調査内容

1) 質問紙の特徴

調査には架空事例を用いたビニエット法を用いた質問紙法を採用した。ビニエット法は、回答者に具体的な事例を読ませて、その上で質問に回答してもらう方法である。北野（2002）によれば、ビニエット法の利点は、プライバシーが侵害されないため倫理的なジレンマが少ないこと、回答者によって想起される場面を、ある程度一定にコントロールすることが可能であること等が挙げられる。従来の質問紙調査では、「障がい者が起こした犯罪」という一括りにして質問することが多かったが、回答者にとって「障がい者が起こした犯罪」のイメージが統一されているとは限らない。そこで、本研究では軽度知的障がい者が起こした犯罪を具体的にイメー

ジしやすくする架空事例を創作した。架空事例の罪名は、罪名別件数の構成比の多い順（法務省 2013）ならびに1年以内の再犯率（染田 2007）をもとに傷害、窃盗、風営適正化法違反を挙げたが、本論文では傷害、窃盗の2つの犯罪事例を取り上げた。そして、各々の架空事例は、相田ら（2013）の事例や複数の相談支援事業所の管理者らの意見を参考に、生い立ちや友人関係、学歴や職歴、支援の状況などを具体的に設定した。また、架空事例に登場する当事者は、就労能力があり、犯罪を起こしたことを反省し、福祉や家族の支援を受けていることとし、犯罪を起こした点以外の不利な境遇の影響をできる限り排除した。（表1 参照）

表1 2つの架空事例に登場する当事者の属性等

属性		架空事例1（窃盗）	架空事例2（傷害）
個人属性	性別	男性	男性
	年齢	20代後半	50代前半
	学歴	高校卒	中学卒
	家族	両親・弟・祖父母	両親・兄
	主な支援者・機関	障害者就業・生活支援センター	兄
関係罪・就労	再犯経験	再犯経験あり	再犯経験あり
	犯罪への反省	反省している	反省している
	就労能力／意欲	あり／あり	あり／あり
就労	就労経験や資格	パソコン検定、レジ経験 ホームヘルパー2級	ビル清掃

架空事例1（窃盗）

Aさん（20代後半、独身）は療育手帳（判定：B2）を所持している軽度の知的障がいのある男性。

家族は、両親と2歳下の弟、母方の祖父母の6人家族で裕福ではなかった。小学校は普通学級であったが、中学校は特殊学級、高校は特別支援学校に通った。支援学校卒業後は、専門学校にてパソコン検定とホームヘルパー2級を取得した。卒業後は、スーパーにて簡単な事務処理に就き、当初の勤務態度は真面目であった。しかし、就職後半年後に父親が心筋梗塞により急死、さらに5か月後に母親が交通事故のため死亡し、両親の借金の返済に迫られることとなった。またスーパーにて上司から業務について叱責されて以降、関係がうまくいかず自ら退職した。その後、両親の借金返済のため持ち家を手放し、アパートに住み、近くの木工所で働き始めた。技術習得に励んでいたが、ここでも仕事のやり方が原因で上司との関係が悪くなり退職した。しばらくして、生活が苦しくなり、食料の万引きや無銭飲食を繰り返したことや仲間とともにバイクを盗んだことにより、20代半ばで刑務所に入った。

刑務所を出所後は、保護観察を受けながら、自治体の福祉課を通じて障害者就業・生活支援センターを通して、グループホームの利用につながり生活は安定しつつある。20代後半になり、本人は犯罪を起こしたことについて反省し、将来の自立を考えて、専門学校で得た技術や体力を生かして、就労を目指したいと意欲を持っている。

架空事例 2（傷害）

Bさん（30代前半、独身）は療育手帳（判定：B2）を所持している軽度の知的障がいのある男性。

家族は、両親と5歳上の兄と4人家族であった。小学校は普通学級、中学校は支援学級に通ったが、その間はひどいじめを受けた。中学校卒業後は、家具工場に就職して加工技術を習得し、20歳の頃には将来の親方候補となっていた。ある日、暴力団の組長が家具を買いに来た時、組長に勧誘された。普段から暴力団はカッコいいと思っていたので、21歳になる前に工場を辞めて組に入り、家族とは絶縁した。暴力団では他の組との縄張り争いにて傷害事件を起こし1度刑務所に入り、20代後半の時に、兄貴分の身代わりになって2度刑務所に入った（計3回）。しかし、3回目に刑務所から満期出所した際に組長から破門にされ、ホームレスとなった。その後、住居侵入罪で逮捕・起訴され2年間刑務所に入った。

刑務所を出所した後は、絶縁状態だった本人の兄が後見人となり、実家にて生活を送ることになった。しばらくは暴力団から嫌がらせがあったものの、地元の職業訓練所にてビルメンテナンスの技能を1年間かけて習得した。30代になり、将来の自立を考えて、家具工場や職業訓練所で得た技術や体力を生かして就労を目指している。今では、元の暴力団との関係も切れ、本人は犯罪を起こしたことを反省している。

2) 具体的な質問

就労系福祉事業所において、架空事例における当事者の就労の受け入れに関する管理者の意向等を調査するにあたり、以下の3つのリサーチクエスション（RQ）と具体的な質問項目を立てた。

RQ1は、「当事者の就労の受け入れに関する管理者の意向について、①当事者が起こした犯罪種別や②3つの就労系福祉事業所の種別により違いはあるか」とした。ここで、RQ1に関する具体的な質問項目として、①、②について管理者が考える当事者の就労の受け入れの意向を尋ねる際、「1. 可能性なし」、「2. あまり可能性はない」、「3. やや可能性あり」、「4. 可能性あり」の4件法を用いた。

RQ2は、「架空事例における当事者の就労の受け入れに関する管理者の意向について、就労系福祉事業所別に過去に受け入れた当事者の経験人数により違いはあるか」とした。ここで、RQ2に関する具体的な質問項目は、RQ1と同様に4件法を用いて尋ねた。

そして、RQ3は、「就労系福祉事業所別に、管理者は過去に受け入れた当事者の経験人数により、当事者の特性、管理者の属する事業所や地域社会の現状をどのように評価しているか」とした。ここで、RQ3に関する具体的な質問項目は、当事者の作業能力の高さ、作業の継続の可否、再犯可能性、当事者に適する作業の有無、

当事者の障がい特性について相談できる専門機関との連携の有無、当事者の起こした犯罪は事業所として受け入れを許容できるかどうか、在籍する利用者への悪影響の有無、在籍する利用者の反対意見の有無、地域社会での受け入れの可能性の有無の9つとした。

また、RQに関する質問の他に回答者および所属事業所の属性に関する質問も調査した。

(4) 分析方法

属性に関する質問は度数分布表を作成した。またRQ1からRQ3については、Kruskal-Wallis検定により回答傾向を把握した。

(5) 倫理的配慮

本研究は日本福祉大学倫理委員会の承認を受けて実施した（承認番号：16-007）。

III. 結果

(1) 就労系福祉事業所における当事者の受け入れに関する管理者の意向

1) 回答者および所属する事業所の基本属性

郵送した767ヶ所のうち、236ヶ所（回収率：30.8%）からの回答全てを分析対象とした。回答者および回答者の所属する就労系福祉事業所の基本属性は表2の通りである。回答者は男性が6割以上であった。年齢層は就労継続支援B型事業所では年齢層が高い傾向がみられ、特に60代以上の割合が高かった。また法人種別については、就労移行支援事業所と就労継続支援B

型事業所は社会福祉法人とNPO法人が約2/3を占めていたが、就労継続支援A型事業所は営利法人が約半数を占めていた。そして、当事者の受け入れ経験人数は就労移行支援事業所が最も多く、約半数が1人以上を受け入れていたが、就労継続支援B型事業所は最も少なく約3割であった。

2) 就労系福祉事業所別の受け入れ意向の違い

図1に2つの架空事例に登場する当事者の受け入れについて3つの就労系福祉事業所の管理者の意向を示した。架空事例1について、就労移行支援事業所における受け入れの意向は、「や

や可能性がある」と「可能性がある」を合わせると約9割の管理者が受け入れの意向を示した。また、事業所別では、架空事例1、2ともに就労移行支援事業所の管理者が最も高い受け入れの意向を示した。また架空事例2について、就労継続支援A型・B型事業所における受け入れの意向はともに5割に満たなかった。ここで、図1の結果についてKruskal-Wallis検定を行った結果、就労移行支援事業所では架空事例1、2ともに、登場する当事者についての受け入れ意向が有意に強い（有意水準： $p < 0.01$ ）ことを確認した。

表2 回答者および所属する事業所の属性

回答者および 所属事業所の属性		回答者の所属する事業所		
		就労移行支援 事業所	就労継続支援 A型事業所	就労継続支援 B型事業所
		回収数: 61	回収数: 84	回収数: 91
性別	男性	60.7 %	69.0 %	62.6 %
	女性	39.3 %	31.0 %	37.4 %
年齢	20代	13.1 %	3.6 %	4.4 %
	30代	23.0 %	26.2 %	15.4 %
	40代	27.9 %	39.3 %	22.0 %
	50代	27.9 %	19.0 %	27.5 %
	60代以上	8.2 %	11.9 %	30.8 %
法人種別	社会福祉法人	37.7 %	21.0 %	38.4 %
	NPO法人	27.9 %	21.0 %	36.3 %
	営利法人	23.0 %	43.2 %	15.4 %
	医療法人	1.6 %	0.0 %	1.1 %
	その他の法人	9.8 %	14.8 %	8.8 %
当事者の受け入れ経験人数	0人	50.8 %	60.7 %	67.0 %
	1人	29.5 %	26.2 %	22.0 %
	2人以上	19.7 %	13.1 %	11.0 %

就労移行支援事業所 (%)

				(%)
架空事例1	10.3	41.4	48.3	
架空事例2	8.3	33.3	36.7	21.7

就労継続支援A型事業所 (%)

架空事例1	5.4	18.8	50.0	26.2
架空事例2	24.3	41.5	22.0	12.2

就労継続支援B型事業所 (%)

架空事例1	4.5	22.5	40.4	32.6
架空事例2	16.9	47.2	25.8	10.1

☐ 可能性なし
 ☐ あまり可能性はない
 ☐ やや可能性あり
 ☐ 可能性あり

図1. 架空事例の当事者を受け入れる意向（R Q 1）

3) 就労移行支援事業所

表3-1はR Q 2について、事業所における当事者の受け入れ経験人数と架空事例の当事者の受け入れに関する管理者の意向との関係を示した。

架空事例1（窃盗）では受け入れ経験人数が0人の事業所の受け入れ意向は中央値3.0（やや可能性あり）、受け入れ経験人数が2人以上の管理者では中央値4.0（可能性あり）と有意に増えて

表3-1 事業所における過去の当事者の受け入れ経験人数と架空事例の当事者の受け入れに関する管理者の意向との関係 【就労移行支援事業所】

RQ2	過去の受け入れ経験人数	0人 (n=29)		1人 (n=16)		2人以上 (n=9)		P
		中央値	四分位範囲	中央値	四分位範囲	中央値	四分位範囲	
		(25%, 75%)		(25%, 75%)		(25%, 75%)		
質問事項								
架空事例1: 当事者の就労を受け入れる意向		3.0	(3.0, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	*
架空事例2: 当事者の就労を受け入れる意向		2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	**

有意確率(Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

4件法: 1. 可能性なし, 2. あまり可能性なし, 3. やや可能性あり, 4. 可能性あり

表3-2 事業所における過去の当事者の受け入れ経験人数と架空事例の当事者・現状の事業所・地域社会の特性に関する管理者の評価との関係 【就労移行支援事業所】

RQ3		過去の受け入れ経験人数		0人 (n=29)		1人 (n=16)		2人以上 (n=9)		p
質問事項 (架空事例の当事者に関する)		中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
架空事例1	当事者	1. 当事者は作業能力は高いと評価できる	3.0 (2.5, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.5 (2.75, 4.0)		
	事業所	2. 当事者は継続して作業ができる	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)		
		3. 当事者は再犯を起こす可能性が低い	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 3.25)	3.0 (2.0, 3.25)		
		4. 当事者に適する作業が事業所にある	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	*	
		5. 当事者について相談できる専門機関等との連携あり	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)	4.0 (2.5, 4.0)	4.0 (2.5, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)		
		6. 当事者の犯罪は事業所として受け入れできる	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	*	
		7. 当事者は他の利用者に悪影響を及ぼさない	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.5)	3.0 (2.0, 3.5)	3.5 (2.75, 4.0)	3.5 (2.75, 4.0)		
		8. 利用者は当事者の受け入れに反対しない	3.0 (3.0, 3.5)	3.0 (3.0, 3.5)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (2.75, 4.0)	4.0 (2.75, 4.0)	*	
	地域社会	9. 当事者は地域社会で受け入れられる	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 3.0)	3.0 (3.0, 3.0)	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)		
架空事例2	当事者	1. 当事者は作業能力は高いと評価できる	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	3.5 (2.75, 4.0)	3.5 (2.75, 4.0)		
	事業所	2. 当事者は継続して作業ができる	3.0 (2.25, 3.75)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.5 (2.75, 4.0)	3.5 (2.75, 4.0)		
		3. 当事者は再犯を起こす可能性が低い	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (1.75, 3.25)	2.0 (1.75, 3.25)		
		4. 当事者に適する作業が事業所にある	2.0 (1.0, 3.0)	2.0 (1.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	†	
		5. 当事者について相談できる専門機関等との連携あり	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	4.0 (2.0, 4.0)	4.0 (2.0, 4.0)		
		6. 当事者の犯罪は事業所として受け入れできる	2.0 (1.0, 3.0)	2.0 (1.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	**	
		7. 当事者は他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.75, 4.0)	3.0 (2.75, 4.0)		
		8. 利用者は当事者の受け入れに反対しない	2.0 (1.0, 3.0)	2.0 (1.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.5)	2.0 (2.0, 3.5)	3.5 (2.0, 4.0)	3.5 (2.0, 4.0)	*	
	地域社会	9. 当事者は地域社会で受け入れられる	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)		

有意確率 (Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

いた (有意水準: $p < 0.05$)。架空事例2 (傷害) では、同じく中央値が2.0 (あまり可能性なし) から3.0と増えていた ($p < 0.01$)。よって、架空事例1の方が架空事例2よりも受け入れ意向が高い傾向にあることがわかった。またこの結果から、事業所の受け入れ経験人数が増えると受け入れ意向が強くなることもしくは受け入れ意向が強い事業所は受け入れ経験人数が増えることの2方向が考えられた。

次に表3-2はRQ3に関する結果として、事業所における当事者の受け入れ経験人数と架空事例の当事者・現状の事業所・地域社会の評価との関係を示した。その結果、架空事例1では、受け入れ経験人数が増えることと当事者に関する特性 (質問1～3) についての評価には関連はみられなかった。また事業所に関する特性 (質問4～8) では、「4. 適する作業が事業所にある」、「6. 犯罪は事業所として受け入れできる」、「8.

利用者は受け入れに反対しない」に関する評価について、受け入れ経験人数が増えることと各特性を評価する (中央値が高くなる) 傾向が有意に強くなることがわかった ($p < 0.05$)。一方、地域社会に関する特性 (質問9) には関連がみられなかった。そして、架空事例2では、当事者に関する特性 (質問1～3) については、架空事例1と同様に受け入れ経験人数が増えることに関連はみられなかった。また事業所に関する特性 (質問4～8) では、架空事例1と同様に受け入れ経験人数が増えることと各特性を有意に評価する意向が強くなることがわかった ($p < 0.1 \sim 0.01$)。

以上、就労移行支援事業所では、架空事例1、2ともに受け入れ経験人数が増えることと関連する特性は事業所に関するもののみであった。

表4-1 事業所における過去の当事者の受け入れ経験人数と架空事例の当事者の受け入れに関する管理者の意向との関係 【就労継続支援A型事業所】

RQ2		過去の受け入れ経験人数		0人 (n=49)		1人 (n=20)		2人以上 (n=11)		p
質問事項		中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
架空事例1: 当事者の就労を受け入れる意向		3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	**
架空事例2: 当事者の就労を受け入れる意向		2.0 (1.0, 2.5)	2.0 (1.0, 2.5)	2.5 (2.0, 3.75)	2.5 (2.0, 3.75)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	*

有意確率 (Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

4件法: 1. 可能性なし, 2. あまり可能性なし, 3. やや可能性あり, 4. 可能性あり

4) 就労継続支援A型事業所

表4-1において、架空事例1では受け入れ経験人数が0人の事業所の管理者の受け入れ意向は中央値3.0、受け入れ経験人数が2人以上の管理者では中央値4.0と有意に増えていた（有意水準： $p < 0.01$ ）。架空事例2では、同じく中央値が2.0から3.0と増えていた（ $p < 0.05$ ）。この結果から、就労移行支援事業所の結果と同様に、架空事例1の方が架空事例2よりも受け入れ意向が高い傾向にあること、また同じく事業所の受け入れ経験人数が増えると受け入れ意向が強くなることもしくは受け入れ意向が強い事業所は受け入れ経験人数が増えることの2方向が考えられた。

次に表4-2において、架空事例1では就労移行支援事業所の結果と同様に、受け入れ経験人数が増えることと当事者に関する特性（質問1～3）についての評価には関連はみられなかった。また事業所に関する特性（質問4～8）では、「4. 適する作業が事業所にある」、「6. 犯罪は事業所として受け入れできる」、「8. 利用者は受け入れに反対しない」に関する評価について、受け入れ経験人数が増えることと各特性を評価する（中央値が高くなる）傾向が有意に強くなること

わかった（ $p < 0.1 \sim 0.01$ ）。そして、地域社会に関する特性（質問9）は就労移行支援事業所の結果と同様に関連がみられなかった。架空事例2では、当事者に関する特性として、「1. 作業能力は高いと評価できる」では中央値4.0もみられ、当事者の作業能力を高く評価していた。また弱いながらも受け入れ経験人数が増えることとの関連が有意に強くなることがわかった（ $p < 0.1$ ）。ここで特筆すべき点は、「3. 再犯を起こす可能性が低い」について、管理者の評価は受け入れ経験人数が1人の時に最も高い3.0を示し、受け入れ経験人数0人と2人以上の時の評価2.0よりも有意に高く（ $p < 0.01$ ）、受け入れ経験人数が増えることと関連は見られなかった。一方、事業所に関する特性では、就労移行支援事業所の結果と異なり、受け入れ経験人数が増えても受け入れに際して重視する意向は中央値2.0でほぼ一定となり関連はみられなかった。

以上、就労継続支援A型事業所では、架空事例1において、就労移行支援事業所の結果と同様の傾向がみられたが、架空事例2では当事者に関する特性について、受け入れ経験人数が増えることと関連することがわかった。

表4-2 事業所における過去の当事者の受け入れ経験人数と架空事例の当事者・現状の事業所・地域社会の特性に関する管理者の評価との関係 【就労継続支援A型事業所】

RQ3		過去の受け入れ経験人数		0人 (n=49)		1人 (n=20)		2人以上 (n=11)		p
質問事項(架空事例の当事者に関する)		中央値	四分位範囲	中央値	四分位範囲	中央値	四分位範囲	中央値	四分位範囲	
		(25%, 75%)	(25%, 75%)	(25%, 75%)	(25%, 75%)	(25%, 75%)	(25%, 75%)	(25%, 75%)	(25%, 75%)	
架空事例1	当事者	1. 当事者は作業能力は高いと評価できる	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (3.0, 4.0)		
		2. 当事者は継続して作業ができる	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)		
		3. 当事者は再犯を起こす可能性が低い	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)		
	事業所	4. 当事者に適する作業が事業所にある	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (3.0, 3.75)	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)	3.0 (3.0, 4.0)		†
		5. 当事者について相談できる専門機関等との連携あり	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.25, 4.0)	3.0 (2.25, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)		
		6. 当事者の犯罪は事業所として受け入れできる	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.25, 4.0)	3.0 (2.25, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)		**
		7. 当事者は他の利用者に悪影響を及ぼさない	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)		
		8. 利用者は当事者の受け入れに反対しない	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)		*
	地域社会	9. 当事者は地域社会で受け入れられる	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)		
架空事例2	当事者	1. 当事者は作業能力は高いと評価できる	3.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)	4.0 (3.0, 4.0)		†
		2. 当事者は継続して作業ができる	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (3.0, 3.75)	3.0 (3.0, 3.75)	3.0 (3.0, 3.75)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)		
		3. 当事者は再犯を起こす可能性が低い	2.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.25, 3.75)	3.0 (2.25, 3.75)	3.0 (2.25, 3.75)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)		**
	事業所	4. 当事者に適する作業が事業所にある	2.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	3.0 (2.0, 4.0)	2.0 (1.0, 4.0)	2.0 (1.0, 4.0)		
		5. 当事者について相談できる専門機関等との連携あり	2.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	3.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)		
		6. 当事者の犯罪は事業所として受け入れできる	2.0 (1.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)		
		7. 当事者は他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0 (1.0, 3.0)	2.0 (1.25, 3.0)	2.0 (1.25, 3.0)	2.0 (1.25, 3.0)	2.0 (1.0, 3.0)	2.0 (1.0, 3.0)		
		8. 利用者は当事者の受け入れに反対しない	2.0 (1.0, 3.0)	2.0 (1.25, 3.0)	2.0 (1.25, 3.0)	2.0 (1.25, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)		
	地域社会	9. 当事者は地域社会で受け入れられる	2.0 (1.5, 2.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)	2.0 (2.0, 3.0)		

有意確率(Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

5) 就労継続支援B型事業所

表 5-1 において、架空事例 1 では受け入れ経験人数に関わらず管理者の受け入れ意向の中央値 3.0 で一定であり、架空事例 2 も同じく中央

値は 2.0 で一定となった。

この結果から、先の 2 つの事業所と異なり、受け入れ経験人数と当事者の受け入れの意向には関連がみられなかった。

表5-1 事業所における過去の当事者の受け入れ経験人数と架空事例の当事者の受け入れに関する管理者の意向との関係 【就労継続支援B型事業所】

RQ2	過去の受け入れ経験人数	0人 (n=58)		1人 (n=20)		2人以上 (n=10)		p
		中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
	質問事項							
	架空事例1: 当事者の就労を受け入れる意向	3.0	(2.0, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(3.0, 4.0)	
	架空事例2: 当事者の就労を受け入れる意向	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.75, 3.25)	
有意確率(Kruskal Wallis検定): † p<0.10, * p<0.05, ** p<0.01		4件法: 1. 可能性なし, 2. あまり可能性なし, 3. やや可能性あり, 4. 可能性あり						

有意確率 (Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

4件法: 1. 可能性なし, 2. あまり可能性なし, 3. やや可能性あり, 4. 可能性あり

次に表 5-2 において、架空事例 1 では、先の 2 つの事業所の結果と同様に、受け入れ経験人数が増えることと当事者に関する特性には関連はみられなかった。また事業所に関する特性では、「4. 適する作業が事業所にある」、「5. 相談できる専門機関等との連携がある」、「7. 他の利用者に悪影響を及ぼさない」に関する評価について、受け入れ経験人数が増えることと各特性を評価する傾向が有意に強くなることがわかった ($p < 0.05$)。そして、地域社会に関する特性は就労

移行支援事業所の結果と同様に、関連がみられなかった。架空事例 2 では、受け入れ経験人数が増えることと関連する特性は、事業所に関する「5. 相談できる専門機関等との連携がある」のみであった。また、ここでも「1. 作業能力は高いと評価できる」では中央値 4.0 を示し、当事者の作業能力を高く評価していた。しかしながら、表 5-1 で示したように当事者の受け入れの意向の向上には至らなかった。

表5-2 事業所における過去の当事者の受け入れ経験人数と架空事例の当事者・現状の事業所・地域社会の特性に関する管理者の評価との関係 【就労継続支援B型事業所】

RQ3		過去の受け入れ経験人数	0人 (n=58)		1人 (n=20)		2人以上 (n=10)		p
質問事項(架空事例の当事者に関する)			中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	中央値	四分位範囲 (25%, 75%)	
架空事例1	当事者	1. 当事者は作業能力は高いと評価できる	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.0, 4.0)	3.5	(2.75, 4.0)	
		2. 当事者は継続して作業ができる	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.0, 3.75)	3.0	(2.75, 3.0)	
		3. 当事者は再犯を起こす可能性が低い	3.0	(2.0, 3.0)	2.5	(2.0, 3.0)	2.0	(1.75, 3.25)	
	事業所	4. 当事者に適する作業が事業所にある	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	4.0	(2.0, 4.0)	*
		5. 当事者について相談できる専門機関等との連携あり	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	3.5	(2.75, 4.0)	*
		6. 当事者の犯罪は事業所として受け入れできる	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	4.0	(2.75, 4.0)	
		7. 当事者は他の利用者に悪影響を及ぼさない	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.0)	3.0	(3.0, 4.0)	*
		8. 利用者は当事者の受け入れに反対しない	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.25, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	
	地域社会	9. 当事者は地域社会で受け入れられる	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(3.0, 3.0)	3.0	(2.75, 4.0)	
架空事例2	当事者	1. 当事者は作業能力は高いと評価できる	4.0	(3.0, 4.0)	4.0	(3.0, 4.0)	3.5	(2.75, 4.0)	
		2. 当事者は継続して作業ができる	3.0	(3.0, 4.0)	3.0	(2.25, 4.0)	3.0	(2.75, 4.0)	
		3. 当事者は再犯を起こす可能性が低い	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.25, 3.0)	2.0	(1.0, 3.0)	
	事業所	4. 当事者に適する作業が事業所にある	2.0	(1.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.75, 3.25)	
		5. 当事者について相談できる専門機関等との連携あり	2.0	(2.0, 3.0)	3.0	(2.0, 3.75)	3.5	(1.75, 4.0)	*
		6. 当事者の犯罪は事業所として受け入れできる	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.0, 3.0)	1.5	(1.0, 4.0)	
		7. 当事者は他の利用者に悪影響を及ぼさない	2.0	(1.75, 3.0)	2.0	(1.0, 2.0)	2.0	(1.0, 4.0)	
		8. 利用者は当事者の受け入れに反対しない	2.5	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(1.0, 4.0)	
	地域社会	9. 当事者は地域社会で受け入れられる	2.0	(2.0, 3.0)	2.0	(2.0, 3.0)	2.5	(1.75, 3.25)	

有意確率 (Kruskal Wallis検定): † $p < 0.10$, * $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

4件法: 1. そう思わない, 2. あまりそう思わない, 3. ややそう思う, 4. そう思う

IV. 考察

(1) 回答者の基本属性および所属先の属性

法人種別において、就労継続支援A型事業所では営利法人の割合が高かった。近年、株式会社が就労継続支援A型に参入してきた結果が反映されていると考えられる。また、就労系福祉事業所236ヶ所のうち、当事者を1人以上受け入れている事業所は40%近くあることが明らかになった。酒井(2009)の研究では、全国の就労系福祉事業所134ヶ所において、犯罪を起こした知的障がい者を受け入れた事業所数は18ヶ所(13.4%)であり、本研究の結果はこれを上回っていた。この調査は平成15年から5年間の調査であることやNPO法人を除外していること等が本研究と異なり単純に比較できないが、当事者の就労の受け入れは増えつつあることがうかがえた。

(2) RQ(リサーチクエスション)に関する考察

1) RQ1: 当事者の就労の受け入れに関する管理者の意向と犯罪の種類との関連

図1に示す通り就労を受け入れる意向の順番が、架空事例2(傷害) < 架空事例1(窃盗)となる傾向がみられた。小俣(2012)によれば危険の予測可能性が低く、対処が困難な事態ほど不安や恐怖、ストレスが強いといわれている。また、中谷内(2008)は、人々は高い頻度で発生する財産犯罪について、発生件数を低く見積もり、低頻度の身体犯罪については強い不安を感じていると述べている。今回の調査においても、管理者は身体犯罪である架空事例2の当事者の受け入れを躊躇していると思われ、管理者に向けた当事者の犯罪行為に対する対処法やリスクマネジメント等の研修などの必要性が示唆された。

2) RQ2: 就労系福祉事業所別ならびに受け入れ経験人数別と当事者の就労の受け入れに関する管理者の意向との関連

ア. 就労系福祉事業所別との関連

事業所別では、架空事例1、2ともに就労移行支援事業所の管理者が最も高い受け入れの意向を示した。その理由として、就労移行支援事業所の利用期間は有限であること(原則で最大2年)や、架空事例における当事者は一般就労経験がある者や専門学校に通って一般就労に向けた技術の修得をした者であることから、就労移行支援事業所の管理者にとって、犯罪を起こした者であっても受け入れに対する拒否感が高くないことが考えられる。

イ. 就労受け入れ経験人数別との関連

就労移行支援事業所および就労継続支援A型事業所では就労の受け入れに関する管理者の意向は、就労の受け入れ経験人数が増えることと関連していることがわかった。小野ら(2011)は当事者の受け入れ経験のある障がい者支援施設の職員は、経験のない施設の職員に比べて当事者への支援の必要性の理解が高まる傾向にあると述べている。また立石(2002)は、社会が障がい者に対して設けている障壁を取り除くには、障がい者に対する肯定的側面に目を向けることや障がい者がもつ独自の価値文化を探る視点を確立することが重要と述べ、障がい者に対する偏見や誤解について、その意識の高さと障がい者との接触経験の多さを主因として肯定的態度を示すことを明らかにしている。今回の調査結果も、当事者との接触経験の頻度が事業所の職員の意識を変える可能性が考えられる。したがって、犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労の受け入れを促進するために、まずは当事者との接触経験を増やす施策の必要性が示唆された。

3) RQ3: 過去に受け入れた当事者の経験人数と当事者・事業所・地域社会の現状に関する管理者の評価

就労移行支援事業所では、表4-2において架空事例1、2ともに質問4、6、8は就労受け入れ経験人数が増えることと中央値が増加することに関連がみられた。したがって、現状にて受

け入れている利用者の反対意見が当事者の受け入れに大きく影響するとともに管理者は当事者の受け入れに寛容になる傾向があると考えられる。また就労継続支援A型事業所では、表5-2の架空事例2における質問「1. 作業能力が高いと評価できる」について、受け入れ経験人数が増えることと受け入れ意向が強くなることに弱いながらも関連がみられたが、就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所の管理者にはみられなかった。瀧川（2016）は当事者の仕事の能力を重視して受け入れられ、安心できる居場所となる職場が当事者の更なる成長や再犯予防に有効であると述べている。現状の就労系福祉事業所で当事者を受け入れるためには、彼らの就労能力を客観的に評価し、就労系福祉事業所へアピールしていくことも必要であろう。また、就労継続支援A型事業所における架空事例2の質問3の回答では、就労の受け入れ経験人数が1人の時に質問事項の評価が高くなっていた（ $p < 0.05$ ）。つまり、就労の受け入れ経験人数が1人の事業所の場合は、その受け入れた1人の就労が比較的上手くいっているパターンであると考えられる。そして、就労受け入れ経験人数が2人以上になると評価が低くなってしまうのは、複数の当事者を受け入れることで、就労が上手いかわない事例も経験し、再び評価が低下してしまった結果であると思われる。したがって、初めて当事者を受け入れる就労系事業所が1人目の受け入れについて成功体験を得ることが重要であろう。そのために、あらかじめ地域における支援機関との連携を密にして、事業所が不安なく受け入れ、継続できる体制を構築しておくことが当事者の就労促進に必要であると考えられる。そして、就労継続支援B型事業所では、質問「5. 相談できる専門機関等との連携がある」と関連がみられ、当事者の就労の受け入れを促進するためには、当事者が犯罪行為を起した時や起こる前のリスクマネジメントの視点から、事業所がすぐに相談できる保護司等の

司法関係の専門家などとの連携が必要性であると考えられる。

V. 結論

全国の就労系福祉事業所の管理者に向けて、犯罪を起こした軽度知的障がい者の就労を受け入れる際の意向について、2つの犯罪種別の架空事例（窃盗、傷害）を用いた質問紙により調査した。主な結果は、①当事者の就労能力の評価が受け入れ可能性に与える影響は小さかった、②犯罪種別の受け入れ意向は高い順に窃盗、傷害の傾向がうかがえた、③当事者の受け入れ経験が増えることと架空事例における受け入れの意向が強くなることに関連がみられた等であった。以上の結果をもとに、就労系福祉事業所の種別毎に当事者の就労の受け入れを促進するための研修や他機関との連携等の必要性が示唆された。

謝 辞

全国の就労系福祉事業所の管理者の方々には、ご多忙にも関わらず質問紙調査にご協力を頂きました。また本研究を行うにあたり日本福祉大学の山崎喜比古教授にご指導頂きました。そして、本研究の費用の一部は公益財団法人日工組社会安全研究財団より助成して頂きました。以上、心より厚く御礼申し上げます。

文 献

- 相田孝正・八重田 淳（2015）「罪を犯した障害者の犯罪歴の伝達に関する研究 ～特例子会社を対象とした意識調査～」『職業リハビリテーション』28（2）,2-9
- 法務省（2013）『知的障害を有する犯罪者の実態と処遇 研究部報告52』3-58
- 法務省（2015a）「再入受刑者の罪名別 能力検査値（表番号：15-00-36）」『矯正統計表』（<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001155287>：2017.05.22）
- 法務省（2015b）『「協力雇用主」を募集してい

-
- ます（パンフレット）』（<http://www.moj.go.jp/content/001146723.pdf>：2016.10.01）
- 法務省（2016）『再犯防止に向けた総合対策の実施状況について（平成27年度版）【全体版】（H28.7）』（<http://www.moj.go.jp/content/001199019.pdf>：2017.07.13）
- 木村隆夫（2013）「高齢・障害犯罪者の社会復帰支援施策の現状と課題」『日本福祉大学社会福祉論集』128,83-113
- 北野和代（2002）「ターミナル期の患者を持つ家族に対する看護職の「共感」に関する研究」『平成14年度（2002年）研究報告』日本財団（<https://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/00219/contents/012.htm>：2018.08.19）
- 厚生労働省（2015）『障害者の就労支援について』平成27年7月14日
- 中谷内一也（2008）「犯罪リスク認知に関する一般人－専門家間比較」『社会心理学研究』24（1）,34-44
- 内閣府（2011）「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応について（中間整理）」『第9回障がい者制度改革推進会議 差別禁止部会議事次第』
- 小俣謙二（2012）「犯罪の予測可能性・対処可能性評価が大学生の犯罪リスク知覚と犯罪不安に及ぼす影響」『社会心理学研究』23（3）,174-184
- 小野隆一・木下大生・水藤昌彦（2011）「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の地域生活移行を支援する職員のための研修プログラムに関する調査研究（その1）」『研究紀要第4号（平成22年度）』、独立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの園
- 酒井龍彦（2009）「現行制度における真犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題」主任研究者 田島良昭『厚生労働科学研究 罪を犯した障がい者の地域生活に関する研究』265-335
- 染田 恵（2007）「刑事政策の新たな潮流と更生保護」『更生保護』58（1）,16-21
- 瀧川賢司（2016）「犯罪を起こした主として知的障がいを持った人の就労を通じた変容過程－変容の引き金となる要因とそれを維持する要因－」『中部社会福祉学研究』,7,15-25
- 立石宏昭（2002）「社会福祉教育現場における価値観の変容－精神障害者観の意識調査と実践教育－」『職業リハビリテーション』15,45-51
- 山本義司（2008）『獄窓記』新潮社
-

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会規程

1. (設置) 日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) は、機関誌『中部社会福祉学研究』を発行するために編集委員会 (以下、「委員会」と略す) を置く。
2. (任務) 「委員会」は、機関誌『中部社会福祉学研究』の発行のため、編集・原稿依頼および募集・投稿論文の審査・機関誌の刊行などの任務を行う。
3. (構成) 「委員会」は、委員長、副委員長及び委員3名で構成する。
4. (選任) 委員長、副委員長及び委員は、「中部部会」幹事会の互選により選任する。
5. (任期) 委員長・副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
6. (査読者) 投稿論文の審査のため、査読者を依頼する。
7. (査読者の委嘱) 査読者は、「委員会」の推薦に基づき、委員長が委嘱する。
8. (査読者の役割) 査読者は、「委員会」の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「委員会」に報告する。
9. (投稿論文の審査) 「委員会」は、査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
10. 「委員会」は、幹事会及び総会に機関誌編集に関する報告を行う。

附則 この規程は、2009年5月1日より施行する。

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集規程

1. (名称) 本機関誌は、日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) の機関誌『中部社会福祉学研究』とする。
2. (目的) 本機関誌は、原則として、「中部部会」会員の社会福祉研究の発表に当てる。
3. (資格) 本機関誌に投稿を希望する者は、「中部部会」会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」会員でなければならない。
4. (発行) 本機関誌は、原則として、1年1回発行する。
5. (内容) 本機関誌に、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報、書評などの各欄を設けることができる。
6. (編集) 本機関誌の編集は、機関誌編集委員会が行う。
7. (掲載) 投稿原稿の掲載は、機関誌編集委員会の決定による。
8. (執筆要領) 投稿原稿は、日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に従う。
9. (著作権) 本誌に掲載された著作物は、一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
10. (事務局) 機関誌編集事務局は、「中部部会」事務局に置く。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2013年5月1日一部改正

『中部社会福祉学研究』投稿規程

1. 本誌の投稿者は、日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）の会員でなければならない。
共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」の会員でなければならない。
2. 本誌の投稿は、原則として、中部部会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。
4. 投稿する原稿の執筆に当たって、
 - (1) 投稿原稿の執筆は、「機関誌『社会福祉学』執筆要領」に従う。
 - (2) 投稿原稿は、原則として、ワープロまたはパソコンで作成し、A4版用紙に縦置き横書きで、1,600字（40字×40行）で印字した原稿3部及びCD-ROMを提出する。
 - (3) 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて、10枚以内とする。
 - (4) 投稿に際しては、印字した原稿に、表紙を3枚つけること。
 - (5) 1枚目の表紙には、①タイトル（英文併記）、②原稿の種類、③所属・氏名・会員番号、（連名の場合は、全員）を記載する。
 - (6) 2枚目の表紙には、英文抄録（80ワード以内）、キーワード（5つ以内）を記す。
 - (7) 3枚目の表紙には、タイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属会員番号、氏名は記載しないこと。
5. 投稿原稿の締め切りは、毎年9月末日とし、発行は3月30日とする。
6. 投稿される原稿及びCD-ROMは、「中部部会」編集長に送付する。
7. 投稿された原稿およびCD-ROMは返却せず、2年間保存の後、廃棄する。
8. 原稿が掲載された者には、1編につき本誌5冊を進呈する。
9. 投稿論文の審査結果に不服のある場合には、文書にて、編集委員会に申し立てることができる。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2011年4月1日一部改正

2013年5月1日一部改正

2019年5月1日一部改正

「5. 投稿原稿の締め切りは、毎年9月末日とし、発行は3月30日とする。」

査 読 規 程

1. 査読者は、機関誌編集委員会で選任し、編集委員長が依頼する。
2. 査読者は、1論文2名とする。
3. 査読辞退があった場合は、代替査読者を選任し、依頼する。
4. 査読者への発送文書は、①依頼文、②査読原稿、③執筆要領、④査読報告書（別紙参照）、⑤査読結果報告後の取り扱い等を送付する。
5. 査読結果は、A：無修正で掲載可、B：修正後に掲載可（小幅な修正）、C：修正後に再査読（大幅な修正）、D：研究ノートへの変更、E：不採用の5段階とする。
6. 査読結果は、編集委員会で集約し、査読結果を基に、編集委員会で掲載原稿を決定する。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会内規

<査読>

1. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、「上位の結果」を採用する。
2. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、1. を考慮して、編集委員会で決定する。
3. 査読者（会員以外）には、謝礼を支払う。
4. 査読者には、発行した「中部社会福祉学研究」を1部郵送する。

<依頼論文等>

1. 「中部社会福祉学研究」には、募集論文の他に、依頼論文（調査報告・書評を含む）、企画記事（中部部会シンポジウムの記録等）を掲載することができる。依頼の決定、掲載の決定は、編集委員会で審議して決定する。

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

Ⅰ 項目別評価 (各項目ごとに該当する評価1つに○をおつけください)			
評価基準: a 適切 b 不適切 c 非該当			
1	執筆要領 (注・文献も含めて) に適合しているか	a	b c
2	先行研究を的確に踏まえているか	a	b c
3	研究目的は明確であるか	a	b c
4	社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか	a	b c
5	研究目的に照らして研究方法は適切であるか	a	b c
6	使用されている概念・用語は適切であるか	a	b c
7	調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか	a	b c
8	論理の展開には一貫性があるか	a	b c
9	考察および結論には新しい知見が含まれているか	a	b c
10	表題は内容を適切に表現しているか	a	b c
11	要旨の内容は適切であるか	a	b c
12	省略語・単位・数値は正確に表記されているか	a	b c
13	図表の体裁 (タイトル・単位・形式) は整っているか	a	b c
14	図表は本文の説明と適合しているか	a	b c
15	研究倫理上の問題はないか	a	b c

評価	A 無修正で掲載可 B 修正後に掲載可 C 修正後に再査読 D 論文から研究ノートに変更して掲載 E 不採用
----	--

査読年月日 年 月 日 査読者署名

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

編集後記

- ・中部社会福祉学研究は第10号を刊行することができました。この間、日本社会福祉学会中部部会学会員の皆様の支援により、ここまで発展することができ諸先生方のご指導、ご教授のおかげと深く感謝申し上げます。
- ・第10号では、前半シンポジウムは湯浅誠先生に「新しい社会運動とソーシャルアクション」と題して記念講演をして頂きました。先生の自己紹介の中で「私は元号が平成になった年に20歳になりました」がとても印象的でした。講演の中では「路上ではランクがあります」のお話をされており、今回の貧困格差社会を考える上で大変素晴らしい講演でした。その記念講演を受けて、3名のパネリストの方々の発表もシンポジウムテーマに素晴らしい内容で、直接このようなお話を活動されている本人から聞いたことは、とても意義深いものでした。先生方、本当にありがとうございました。
- ・『中部社会福祉学研究』第10号では、論文3編、書評2編、研究ノート1編が掲載されております。
- ・本誌が『中部社会福祉学研究』の議論の場として、多くの会員の皆様が投稿していただきたいと願っております。

(佐々木 隆志)

編集委員長	佐々木 隆 志
編集委員	湯 原 悦 子
	杉 本 貴代栄
	大 藪 元 康
	伊 藤 葉 子
	伊 藤 春 樹

中部社会福祉学研究

第10号

2019年3月31日 発行

編集責任者 佐々木 隆 志

編 集 日本社会福祉学会中部部会

発行責任者 山 田 莊志郎

印 刷 創文社印刷株式会社

〒420-0812 静岡県静岡市葵区古庄2丁目7番16号

(電話) 054-265-0870

(FAX) 054-265-2180

Contents

March 2019

Symposium

Makoto YUASA 1

Mika YAKUSHI

Yumeno NITO

Asako KORA

Original Article

Role and Task of the “Postgraduate course” seen from Career Support
for Youth with social difficulty.

Kazumi TSUJI 47

Consideration of prevention in a case of infant mortality
in the first day or month of life.

Yoshimi MAGUCHI..... 59

A Study of Approaching to Spiritual Pain in Social Work,
Based upon a Comparison of Two Trends on Spirituality-oriented Helping.

Kazumi MORIKAWA..... 69

Book Review

Kiyoe SUGIMOTO 81

Tamiko IRI 87

Notes

Intention of the Management of Welfare Centers
in Accepting Employment of Persons
with Mild Intellectual Disabilities Who Committed Crimes
:Analysis of Questionnaire Survey Using Vignette Technique

Kenji TAKIGAWA 95